

令和7年第4回東洋町議会定例会会議録

(第 2 号)

令和7年12月18日(木)

東洋町議会

余 白

令和7年第4回東洋町議会定例会会議録

招集場所 東洋町役場 議会議場
開 会 令和7年12月18日(木) 午前9時00分宣告

出席議員(8名)

議長	福島 登	君	副議長	廣田 斎史	君
1番	大坪 千倫	君	3番	安岡 良仁	君
4番	高畠 俊彦	君	5番	武山 裕一	君
6番	今宮 裕明	君	7番	田島 毅三夫	君

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため、会議に出席した者の職、氏名

町長	長崎 正仁	君
副町長	伊吹 真貴博	君
教育長	蛭子 浩久	君
会計管理者	近藤 真人	君
総務課長	築地 仲音	君
税務課長	田岡 いずみ	君
産業建設課長	大坪 靖幸	君
産業建設課長	生田 憲一	君
教育次長	生松 克祐	君
住民課長	田岡 伊織	君
住民課長	手島 憲作	君
住民課長兼地域包括 支援センター事務局長	堀川 歩	君
産業建設課長補佐	足達 善亮	君
住民課長補佐	奥村 忍	君
代表監査委員	弘田 賀軌	君

本会議に職務のため、出席した者の職、氏名

議会事務局長	北川 晃彦
事務局書記	廣田 知美

議事日程 別紙のとおり

議事のてんまつ 別紙のとおり

- [日程第10] 議案第49号 令和7年度東洋町一般会計補正予算(第3号)を定めることについて
- [日程第11] 議案第50号 令和7年度東洋町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)を定めることについて
- [日程第12] 議案第51号 令和7年度東洋町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)を定めることについて
- [日程第13] 議案第52号 令和7年度東洋町観光施設事業特別会計補正予算(第1号)を定めることについて
- [日程第14] 議案第53号 令和7年度東洋町下水道事業会計補正予算(第2号)を定めることについて
- [日程第15] 議案第54号 令和7年度東洋町簡易水道事業会計補正予算(第1号)を定めることについて
- [日程第16] 発議第8号 臓器移植に関わる不正な臓器取引や移植目的の渡航等を防止し、国民が知らずに犯罪に巻き込まれることを防ぐための環境整備等を求める意見書について
- [日程第17] 閉会中の継続審査・調査の申し出
 (1)総務教育民生常任委員会
 (2)産業建設常任委員会
 (3)議会運営委員会
 (4)東洋町議会のデジタル化に関する特別委員会
- [日程第18] 一般質問

議事のでんまつ

議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>皆さん、おはようございます。</p> <p>ただいまの出席議員は全員であります。</p> <p>よって、定足数に達しております。</p> <p>これより、令和7年第4回東洋町議会定例会を開きます。</p> <p>(再開時間：9時00分)</p> <p>直ちに、本日の会議を開きます。</p> <p>本日の議事日程はお手元に配付したとおり、議案第43号撤回、追加議案1件のほか、議案として条例7件、補正予算6件、発議1件、閉会中の継続審査、調査の申し出1件の計17件、それと一般質問であります。</p> <p>日程に入るに先立ちまして、諸般の報告を行います。本定例会で、付託を受けた2件の意見書の取り扱いについて、総務教育民生常任委員会委員長から報告があり、mRNAワクチン接種事業の中止を求める意見書は不採択、臓器移植に関わる不正な臓器取引や移植目的の渡航等を防止し、国民が知らずに犯罪に巻き込まれることを防ぐための環境整備等を求める意見書は、採択との報告であります。以上をもって諸般の報告を終わります。</p> <p>続きまして、本日お手元に配付したとおり、町長から議案の撤回についてと、追加議案1件が提出されましたので本日の議題といたします。</p>
----	---

日程第1、議案第43号の撤回についての件を議題とします。
提出者から理由の説明を求めます。

長崎町長。

町長

(長崎 正仁 町長)

皆さんおはようございます。本定例会におきまして、上程しておりました、町長、副町長及び教育長の給料改正案を撤回させていただきたく、議案を追加提出をさせていただくことといたしました。

特別職の給与及び報酬につきましては、報酬審議会での方針をもって、改正案を提出する。ということとなっているために、本年5月に東洋町報酬審議会を設置いたしまして、10月に同報酬審議会から答申を頂いた上で、その答申内容どおりの提案をさせていただいたところであります。

特別職報酬審議会委員8名の皆様方におかれましては、本年5月から9月までの長期間、中立公正な立場で御審議を賜りましたことに、心から感謝を申し上げます。

同報酬審議会では、本町特別職、町長、副町長及び教育長の給料と議会議員の報酬につきまして審議を頂いたところですが、町長、副町長及び教育長の給料額の審議内容といたしましては、現町政への評価、財政状況、近隣市町村の特別職の給与との比較、そして住民感情などを考慮して決定することとしておりました。

審議の結果、町長、副町長及び教育長の給料は現行の給料の15パーセントアップということに決定し、その答申を受けたところであります。答申内容からは、本町特別職の町長、副町長及び教育長の執務状況に係る給料と、議会議員の執務状況に

係る報酬との釣合いを図った上での給与決定でありましたので、同報酬審議会からの答申を最大限尊重し、提案に至ったところであります。

答申書どおりの内容で12月11日に本改正案を提出し、町長の給料は次の町長選挙後の令和9年4月26日から、副町長と教育長は令和9年4月1日からとしたところであります。

報酬審議会におきましても、住民感情を考慮しての答申でありましたけれども、提案内容を議会に提出しましてからは、町民の方々から様々なご意見をいただいたところであります。

結果、今日の社会情勢、そして物価高騰の厳しい中で、本定例会でもその支援策の予算を盛り込んでいること、そして、直接伺った住民感情からいたしますと、提出時期が適当ではなく、理解は得られないと判断をいたしましたので撤回に至ったところでございます。

それでは、議案の説明に入りたいと思います。

提案理由説明書をお開きください。

議案第43号の撤回について、議案第43号町長等の給料及び給与、旅費支給条例の一部改正について、次のとおり原案を撤回いたします。

令和7年12月18日提出でございます。

本定例会において東洋町特別職報酬審議会からの答申のとおり、町長、副町長及び教育長の給料を引き上げる、条例改正案を提出しておりましたが、社会動向に注視し、物価高騰の厳しい折、住民感情を鑑みますと議案の提出時期が適当ではなく、理解が得られないと判断したため、議案第43号の撤回をさせていただくものでございます。

御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長

(福島 登 議長)

提出者の説明が終わりました。

質疑、討論に移ります。

質疑、討論について、本会議で提出された全ての議案に対し、一人1時間以内、答弁時間も1時間以内とし、一問一答方式で行います。

また、議会会議規則第54条の規定により発言は全て簡明にするものとし、議題外にわたり、またはその範囲を超えてはならず、質疑に当たっては自己の意見を述べるできないことになっております。

その規定に反すると認めるときは、同規則第2項の規定により注意し、なお従わない場合は、地方自治法129条第1項の規定に基づき、本日の議会が終わるまで発言を禁止、または議場外への退去を命じます。

なお、議会会議規則第64条の2の規定により、執行部は議員の質疑に対し、反問できますので、反問する場合は反問しますと発言の上、挙手を願います。

これらのほか、法令や規則、条例に抵触することがないように、発言には十分に気をつけてください。これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

議長

(福島 登 議長)

3番、安岡良仁君。

3番議員

(安岡 良仁 議員)

おはようございます。それでは、議案を撤回されたというこ

とで、この案について、若干、質問をさせていただきます。

まず今回、町長、副町長、教育長の特別職の給与の引上げの改正条例が提出をされておりました。今回議案を撤回し、再提出されるということです。

本町の特別職の給与は、平成16年から据え置かれ、近隣市町村、高知県下の町村と比較をすると給料月額が低い状況が続いております。

特別職の引上げについては、人事院勧告により一般職の職員の給与も引上げられ、特別職と一般職の給与格差が縮まっている状況もあり、ある一定引き上げることについては、賛同、理解ができますが、今回提案されている給料の引上げは、余りにも大きな引上げとなっております。

今回、撤回された改正条例の内容は、町長の給料月額9万6千円引上げ、63万5千円から73万1千円、年間で約140万円の引上げとなります。副町長の給料は月額8万3千円引上げられ、55万3千円から63万6千円、年間で約120万円の引上げとなります。教育長の給料につきましては月額7万8千円引上げ、51万7千円から59万5千円。年間110万円の引上げとなります。前回改正案がこの内容で提出をされておりました。

この金額につきましては、御承知のとおり、高知県には11の市があります。市の特別職である一部の市長、副市長、教育長の給料よりも高い給料額の改正であります。

現在、物価高騰対策として、国が住民生活の支援、子育て支援などの支援が行われようとしている状況の中、このような特別職の大幅な引上げは住民の理解は得にくいと考えます。

撤回した条例案には本町の町長、副町長、教育長の給料の引

上げの改正条例であったが、具体的にどのような理由で撤回されたのか、理由をお伺いいたします。

議長

(福島 登 議長)

長崎町長。

町長

(長崎 正仁 町長)

安岡議員の質疑にお答えをいたします。

安岡議員の質疑のと通りの給料額の引上げということで、報酬審議会のほうから答申をいただいて、それをそのまま最大限尊重してご提案をさせていただいたところでもあります。

その定例会1日目にですね、これを提案させていただいて、公の中で提案をさせていただいた中でその直後からですね、直接私のほうにも様々な御意見を頂いたところでもあります。その大半がですね、引上げ、先ほど議員がおっしゃられたとおり、引上げに関しては特に反対はない。ただ、引上げ額は高いんじゃないか、というような御意見が大半でございました。そのような直接私自身が伺った住民感情というふうに受け取りをいたしまして、その中で昨今ですね、社会情勢で言いますと今回の歳費の増額も見送られた、そして県内市町村の市町村長の特別職の給料の状況ということそして、あとですね、確かに職員給料もアップされ、県内ですね、最低賃金のほうも1,023円とアップされているという賃金の改定がまさに行われてる中で、っていう中でもありますけれども、やっぱりその物価高騰の厳しい中で、今回その関連、住民支援関連予算を盛り込んでいる中でですね、この答申内容の額で今ですね、提案するのは適当ではないというふうに判断をいたしましたので、今回の

	<p>撤回に至ったところであります。ご理解よろしくお願い申し上げます。</p>
議長	<p>(福島・登 議長)</p>
3 番議員	<p>3 番、安岡良仁君。</p> <p>(安岡 良仁 議員)</p> <p>今、答弁にもあったんですけれども、この特別職報酬等審議会の答申内容については法的拘束力はございません。あくまでも、その審議会の答申内容を参考にし、また答申内容を尊重しつつ、諮問した町長が町の財政状況、また県内の近隣市町村などを勘案して、最終的に決定し、今議会に初日に提案をされております。</p> <p>今回の特別職の給与改正は、令和 9 年、再来年に実施される給料の引上げ改定でございます。経済状況は日々変化し、1 年後には景気が上向き、また好景気になるかもしれません。そういった好景気になれば、特別職の引上げも住民の理解が得られるのではないかと考えます。</p> <p>今、再来年、令和 9 年の特別職の給与改正を、今しなくてもいいのではないかと。どうしても、引上げをするのであれば、安芸郡の町村に類する給料額でいいのではないかと。特別職の給料引上げは時期尚早であると考えますが、今現在、町のお考えをお伺いします。</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>長崎町長。</p>

町長

(長崎 正仁 町長)

安岡議員の質疑にお答えをいたします。

まずですね、報酬審議会からの答申のほうにつきましては、それに拘束する法的拘束力はないということでありまして、その法的拘束力がない中で、我々はですね、参考にするのではなくて、十分に審議内容からしてですね、尊重させていただいたというところでありまして、それで、その中でですね、今回は特別職というものは町長、副町長、教育長だけではなくて、先ほど申し上げましたように議会議員も入っているところがあります。その議会と執行部の報酬について見直しをしていただいた中でですね、今回の提出時期につきましては、議会議員と同時にですね、提出をさせていただいたというところがあります。

ただ、提出をした中でですね、公にオープンになったわけがありますけれども、そういう中で、様々な御意見を直接頂いたということですね、私自身もその提出時期について学んだというところございまして、今回、議案の撤回のほうを決めさせていただいたところがあります。御理解のほどよろしくお願い申し上げます。

議長

(福島 登 議長)

3番、安岡良仁君の質疑が終わりました。

他に質疑はありませんか。

7番、田島毅三夫君。

7番議員

(田島 毅三夫 議員)

今そういう質問があって、それに対する町長の答弁がありま

したが、私は今言う来年、あるいはまた再来年であろうが、要するに今の現在の町長が町長の状況で今までしてきた活動状況を見ていた上です、この町長がそういう金額を上げること自体が私はおかしいということで反対しようとしてたんです。

そういうことを一つ言ったって、普段の行動を挙げて、これを今回そういうことで来年言いましたか、再来年になってきたかな、にアップすると言われますが、それはね、新しい何なってもらってから、今の町長以外の新しい町長出たときにもういっぺん質疑させてもうたらい。現在の町長はどこでしょうが私はこれ反対させてもらう。

その反対に対する反対討論があるんですが、それはまた別やね。そういうことです。

議長

(福島 登 議長)

答弁を求める。

7番議員

(田島 毅三夫 議員)

してくれるんやったらしてもうたらい。わし、あのう。

議長

(福島 登 議長)

後ほど答弁しますんでね。

長崎町長。

7番議員

(田島 毅三夫 議員)

寝耳に水や、こんなもん、いきなり、こんなこといわれても。

町長

(長崎 正仁 町長)

田島議員の質疑にお答えをいたします。

あのですね、私の町政への姿勢につきまして、田島議員からの只今評価をいただいたところであります。具体的にですね、もう、どこの部分だということがありませんでしたので、また、お聞かせを頂きたいと思います。

あのですね、まず、報酬審議会ではですね、先ほどもちょっとペーパーで配ってないので、聞き取れなかったのかもしれませんが、報酬審議会のほうではですね、現町政の評価、そして、財政状況、そして近隣市町村の特別職の給料の比較、住民感情などを考慮して決定をするということを申し上げました。その中で現町政の評価というものも入っておる中での給料額の改定、そして後ですね、今回の答申内容の中ではですね、町長と議会議員の執務状況に係るその給料と報酬との釣合いっていうところも関係考慮されました上での想定案ということでしたので、今回提出をさせていただいたところであります。

質疑の内容が分かりませんでしたので、ちょっと説明ということ以上でございます。

(福島 登 議長)

ほかに質疑はありませんか。

ほかに質疑はありませんか。

(なしとの声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、反対者の討論はありませんか。

議長

	<p>7番、田島毅三夫君。 田島議員、撤回することに反対の討論。</p> <p>(執行部自席より、反対なん、ありがとうございます。反対。)</p>
7番議員	<p>7番、田島毅三夫君。 反対討論します。</p> <p>(執行部自席より、賛成じゃないと駄目です。)</p>
議長	<p>(福島 登 議長) 議案撤回することに反対の討論ですね。はい、よろしくどうぞ。</p>
7番議員	<p>(田島 毅三夫 議員) 議案、議案撤回というのはね、それだけでなく、また次にもするということに対する反対討論。 今回、町長給与63万5千円からね、73万1千円に、9万7千円を増額するというので、私たちは議案を、増えていたんですよね。ところが今日朝、いきなりこういう話を聞いて混乱をしています。 ただね、これ私の言い分は、今までこの町長がずっと何年なるかな町長やって、 (執行部自席より、3年。) 3年、それ以前から以前の事務、議会事務局長しつよった当</p>

時からずっと私は見てきましたが、その行為というか、行動は全くもうコミュニティー向いていない、なっていない、そういうことから私はそういう人をこれだけの大きなお金をアップするというのは、私は絶対納得いかんとかこういうことやったんです。

そこでちょっとそういう意味からの反論をさせていただきます。

今回、町長給与63万5千円から73万1千円で9万7千円増額すると議案に上がっておりますが、物価高騰をはじめ、後期高齢者の増加による産業衰退の中での特別職の報酬アップは認められない。

また平成29年以降、現在に至る間、以下のような田島議員に対する発言妨害や議会会議録を公文書を偽造して処分理由としたので、田島議員懲罰処分の先頭にあった長崎町長報酬のアップも認められません。

議長

(福島 登 議長)

田島さん、構いませんか。

7番議員

(田島 毅三夫 議員)

なんでえ。

議長

(福島 登 議長)

撤回を反対する討論になるんですよ。

7番議員

(田島 毅三夫 議員)

撤回をするんやったら最初から私たちがここに来るまでにね

	<p>通知しちよってください。ほんなら。</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>あの、</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>ほんで、まあ、待って、待って</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>今の発言はね撤回に対する、討論から外れていきょうんでね、</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>だあ、撤回すると言いながらただ、それでも完全にしないのであればええが、また来年度するか、来年度、再来年度そういうことをやるていうからほら、</p>
	<p>(議員自席より、議長、議長。)</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>その事前にこういう反対討論をして。待ち人がしゃべりよるときに黙りなさい。</p>
	<p>(議員自席より、ちょっと、発言がおかしいきんよ。)</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>まあまあ、撤回に対する反対ということで、田島さんおっし</p>

	<p>やりよんで、もう少し聞いてみます。</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>全部で二枚よ。二枚か三枚か、それぐらいのことを辛抱しちよってください。長崎現町長の公文書偽造等の証明について。</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>田島さん、それはもう駄目です。</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>なんで。</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>撤回に対する議案から離れていきよう。</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>こういうことをずっと十何年やってきて、そういう町長がアップするのは、来年、再来年であろうがまたやるということに私は納得いかない。</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>田島さん、撤回に反対する討論なんでね、完璧に議案から離れていきよう、</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>こういうことをね、</p>

議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>討論は止めたくないけれども、議案から外れていきようからね</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>こういうことをね、反省したうえでやってもらうんやったらかまんが、そういうことをしないままにそれをやられたらたまるか、ほれが。</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>撤回しとうでね、田島さん、撤回議案。</p> <p>(議員自席より、反対討論になってないやんか。)</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>黙っちゃれ、横から。</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>ちょっと、黙っちゃいってください。田島さんね。</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>ちょっと、一つだけ聞いて、けれど私は一般質問に通告書いちゃあったんですよ、それをあんたが勝手に退けたじゃないですか。</p> <p>(議員自席より、関係ないやんか。)</p>

7 番議員

(田島 毅三夫 議員)

……。

議長

(福島 登 議長)

休憩します。

それでは再開します。

ほかに質疑はありませんか。

(なしとの声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

あ、ごめんなさい。

討論を終わりましたので、討論なしと、すみません、混乱して。

次に賛成討論はありませんか。

(なしとの声あり)

反対討論はありませんか。

(なしとの声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第 4 3 号の撤回についての件を挙手により採決します。

議案第 4 3 号の撤回についての件を許可することに賛成の諸君の挙手を求めます。挙手多数であります。

よって議案第 4 3 号の撤回についての件は許可することに決

	<p>定をいたしました。</p> <p>次に、先ほど撤回した議案にかわり、本日、再提出された日程第2、議案第55号、町長等の給与及び旅費支給条例の一部を改正することについての件を議題とします。</p> <p>提出者からの説明を求めます。</p> <p>長崎町長。</p> <p>(長崎 正仁 町長)</p> <p>それでは、議案の説明をさせていただきます。</p> <p>議案追加提案理由説明書をお開きください。議案第55号町長等の給与及び旅費支給条例の一部を改正することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めます。令和7年12月18日提出でございます。提案理由についてでございます。</p> <p>本年の人事院勧告により一般職の職員の期末勤勉手当の年間支給月数を引き上げることを踏まえ特別職の期末手当の年間支給月数を近隣町村との権衡を図るため、0.05月分引き上げるため、本条例を改正しようとするものでございます。</p> <p>なお内容説明につきましては、関係資料を御用意させていただいておりますけれども、定例会1日目と同様の内容となりますので割愛をさせていただきたいと思っております。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。</p>
<p>議長</p>	<p>(福島 登 議長)</p> <p>提出者の説明が終わりました。</p> <p>これより質疑を行います。</p> <p>質疑はありませんか</p>

(なしとの声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、反対者の討論はありませんか。

(なしとの声あり)

次に賛成者の討論はありませんか。

(なしとの声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第55号町長等の給与及び旅費支給条例の一部を改正することについての件を挙手により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第3、議案第42号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正することについての件を議題とし、これより質疑を行います。

質疑はありませんか

(なしとの声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、反対者の討論はありませんか。

(なしとの声あり)

次に、賛成者の討論はありませんか。

(なしとの声あり)

討論なしと認めます。

これで討論終わります。

これより議案第42号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正することについての件を挙手により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第4、議案第43号については、本日撤回されていますので次の日程に移ります。

日程第5、議案第44号議会議員の議員報酬及び旅費等に関する条例の一部を改正することについての件を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

(なしとの声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、反対者の討論はありませんか。

(福島 登 議長)

7番、田島毅三夫君。

議長

7 番議員

(田島 毅三夫 議員)

議案第 4 4 号、議会議員の報酬及び旅費等に関する条例の一部を改正するへの田島議員の反対討論でございます。

ちょっと時間をとりますが、お許してください。

1 番として、来年 1 月からの議員報酬を月額 2 万円増額して議長に 2 5 万 3 千円、副議長 2 1 万 1 千円、議員 1 8 万 3 千円に改正すると言いますが、町衰退の中、また物価高騰による住民さんの生活困窮の中で住民や代表として選ばれた選良議員団が月額報酬を 2 万円もあげるといふことには絶対に賛成できません。また、本町議員団は町長報酬への反対理由のとおり、これはごめんなさい町長報酬には今言えなかったら分かんと思えます。後で言うつもりだったのですみませんでした。平成 2 9 年 1 2 月 7 日に事後参加で騒動の内容を知らない今宮元議長らによって、偽造公文書を……。

(議員自席より、……。)

(田島 毅三夫 議員)

なんでえ。

(議員自席より、関係ないです。)

7 番議員

(田島 毅三夫 議員)

なんででえ、この議会の議員の報酬アップするというから、こういうことをしようとする議員になぜアップするのかということあげよる今、なぜいかんのほれが。

	(議員自席より、おかしい)
7番議員	(田島 毅三夫 議員) 事実それをやられて、……。事実無根やきに。
議長	(福島 登 議長) 田島さん、反対討論はしていただいてよろしいんです、過去のことをずっと出して、議案を広げるような発言は許しませんので普通にやってください。
7番議員	(田島 毅三夫 議員) 休憩とって、休憩とって。ちょっと、休憩。
議長	(福島 登 議長) 休憩とってどないするん。
7番議員	(田島 毅三夫 議員) ちょっと、あなたに話がある。
議長	(福島 登 議長) 休憩します。 再開します。
7番議員	(田島 毅三夫 議員) どうしたらえいんで。

議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>戻ってください。一度。</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>ほんまにだあ、こんなことで、民主的議会と言えるんか、これが。</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>皆さん、田島さんが反対討論で過去にもう自分が裁判に提訴した内容を含むことを発言をここでしようとしています。</p> <p>後ほど一般質問の件もありますが、内容が自身が、裁判にかけて結審をした、そのことを反対するような内容です。</p> <p>そのことについてもう発言を禁止したいと思いますが、皆さんどうですか。</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>ちょっと待ってください。議長。</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>ここでお聞きします。</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>ちょっと、ちょっと一つ言わせて。</p> <p>(議員自席より、…………。)</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫 議員)</p>

議長	<p>一つ言わせて。一つだけ。</p> <p>(福島 登 議長)</p> <p>いやいや、もう。</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>どうしてよお。</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>今の反対討論の中に過去の裁判のことがありますので、田島さんの討論を禁止したいと思いますが、よろしいございますか。</p> <p>(異議なしとの声あり)</p> <p>次に、賛成の討論はありませんか。</p> <p>(なしとの声あり)</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>ちょっと、局長。局長。</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>討論なしと認めます。</p> <p>これで討論を終わります。</p> <p>静かにしてください。</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>議長にわしは懲罰書請求出すきに。ちょっと休憩とって。こんなことで通るか。請求書出す。</p>

議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>もう勝手な発言を止めてください。</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>おんしゃあ、ほんなことで。</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>これより、議案第 4 4 号議会議員の議員報酬及び旅費等に関する条例の一部を改正することについての件を挙手により採決します。本案は原案どおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。</p> <p>挙手多数であります。</p> <p>よって本案は原案のとおり可決されます。</p> <p>日程第 6、議案第 4 5 号東洋町看護師等養成奨学金貸付条例の一部を改正することについての件を議題とします。</p> <p>これより質疑を行います。</p> <p>質疑はありませんか。</p> <p>(なしとの声あり)</p> <p>質疑なしと認めます。</p> <p>これで質疑を終わります。</p> <p>これより討論を行います。</p> <p>まず反対者の討論はありませんか。</p> <p>(なしとの声あり)</p> <p>次に、賛成者の討論はありませんか。</p> <p>(なしとの声あり)</p> <p>討論なしと認めます。</p>

これで討論を終わります。

これより議案第45号東洋町看護師等養成奨学金貸付条例の一部を改正することについての件を挙手により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第46号東洋町における高齢者障害者等移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置の基準に関する条例の一部を改正することについての件を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

(なしとの声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、反対者の討論はありませんか。

(なしとの声あり)

次に、賛成者の討論はありませんか。

(なしとの声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第46号東洋町における高齢者障害者等の移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置の基準に関する

条例の一部を改正することについての件を挙手により採決します。

本案は原案のとおり決することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって本案は原案の通り可決されました。

日程第8、議案第47号東洋町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を定めることについての件を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

(なしとの声あり)

質疑なしと認めます。

(田島議員自席より、議長、質疑なかったら聞く必要ないやないか。)

(福島 登 議長)

このやり方で通していきます。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず反対者の討論はありませんか。

(なしとの声あり)

次に、賛成者の討論はありませんか。

(なしとの声あり)

議長

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第47号東洋町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を定めることについての件を挙手により採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第9、議案第48号東洋町税条例の一部を改正することについての件を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

(なしとの声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、反対者の討論はありませんか。

(なしとの声あり)

次に、賛成者の討論はありませんか。

(なしとの声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第48号東洋町税条例の一部を改正することに

ついでに、この案を挙手により採決します。

本案は原案のとおり決することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、本本案は原案のとおり可決されました。

日程第10、議案第49号令和7年度東洋町一般会計補正予算、第3号を定めることについての件を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑の通告が3件ありましたので、これを認めます。

2番、廣田齋史君。質疑を始めてください。

2番議員

(廣田 齋史 議員)

私からは、大枠で3問ほど質疑いたします。

一般会計補正予算の28ページ、3款民生費、1目母子福祉費、13節使用料及び賃借料の使用料、ひとり親医療システム使用料47万6千円減額について、ひとり親医療システムとはどのようなものか。ちょっと詳しく伺います。

議長

(福島 登 議長)

田岡住民課長。

住民課長

(田岡 伊織 住民課長)

廣田議員の質疑にお答えいたします。

ひとり親家庭医療システムは、対象者の認定状況の管理や受給者証の発行、医療費の助成額などのデータを管理するシステムです。対象者は監護者、またはその者と生計を一にする18

議長	<p>歳までの児童となっております。以上でございます。</p> <p>(福島 登 議長)</p> <p>2番、廣田齋史君。</p>
2番議員	<p>(廣田 齋史 議員)</p> <p>それでは次に移ります。29ページ、3款民生費、5目物価高対応子育て応援手当支給事業、18節負担金補助及び交付金の補助金、物価高対応子育て応援手当給付金、330万円について伺います。</p> <p>①、対象になる年齢と一人当たりの金額は幾らになるのか伺います。</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>手島住民課長。</p>
住民課長	<p>(手島 憲作 住民課長)</p> <p>おはようございます。廣田議員の質疑にお答えします。</p> <p>まず、対象となる年齢につきましては、児童手当令和7年9月の受給者となり、0歳から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子供が対象となります。平成19年4月2日から令和8年3月31日までに生まれた子供が対象となります。</p> <p>また、基準日、令和7年9月30日の翌日以後令和8年3月31日までに生まれた子どもも対象となります。</p> <p>続きまして、一人当たりの金額につきましては、子供一人当たり一律2万円となります。以上でございます。</p>

議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>2番、廣田齋史君。</p>
2番議員	<p>(廣田 齋史 議員)</p> <p>それでは②の支給方法と時期はいつになるのかお聞きします。</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>手島住民課長。</p>
住民課長	<p>(手島 憲作 住民課長)</p> <p>廣田議員の質疑にお答えします。</p> <p>まず、支給方法につきましては、現金支給となります。町が把握している児童手当対象者につきましては、プッシュ型支援により児童手当登録銀行口座へ振り込む予定をしております。</p> <p>また、基準日令和7年9月30日の翌日以後、令和8年3月31日までに生まれた子供につきましては、児童手当認定請求等と併せて申請書の提出が必要となります。</p> <p>続きまして、支給時期につきましては令和8年2月から3月にかけて実施する予定でございます。以上でございます。</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>2番、廣田齋史君。</p>
2番議員	<p>(廣田 齋史 議員)</p> <p>それでは次に移ります。29ページ、3款民生費、7目子供</p>

	<p>預かり事業、12節委託料。委託料、子供預かり事業委託料、214万4千円の減額について伺います。</p> <p>①、当初予定していた事業内容これをちょっと詳しく伺います。</p>
<p>議長</p>	<p>(福島 登 議長)</p> <p>田岡住民課長。</p>
<p>住民課長</p>	<p>(田岡 伊織 住民課長)</p> <p>廣田議員の質疑にお答えいたします。</p> <p>当初計画は、令和6年度の事業継続を前提としておりました。本事業は、労働等により昼間家庭にない保護者を支援するため、家庭に代わる生活の場を提供し、適切な遊びや体験を通じて児童の健全な育成を図ることを目的としておりました。令和7年度における具体的な実施時期等の詳細については未定でありましたが、令和6年度に引き続き予算の範囲内で事業実施を計画していたものであります。以上でございます。</p>
<p>議長</p>	<p>(福島 登 議長)</p> <p>2番、廣田齋史君。</p>
<p>2番議員</p>	<p>(廣田 齋史 議員)</p> <p>再問させていただきます。</p> <p>事業はホテルの二階の部分でやるっていうやつやったんですか。</p>
<p>議長</p>	<p>(福島 登 議長)</p>

<p>住民課長</p>	<p>田岡住民課長。</p> <p>(田岡 伊織 住民課長)</p> <p>廣田議員の質疑にお答えいたします。</p> <p>令和6年度の実績の概要をちょっと説明させていただきます。受入れ定員は1日当たり5名、対象は小学4年生から6年生の児童、実施場所は議員おっしゃられるとおり、東洋白浜リゾートホテル、開所日と、開所時間は土曜日と日曜日の7時30分から18時30分までの11時間、利用料は5時間までが日額300円、5時間を超える場合は日額500円としております。これ令和6年度の事業内容になりますけども、以上でございます。</p>
<p>議長</p>	<p>(福島 登 議長)</p> <p>2番、廣田齋史君。</p>
<p>2番議員</p>	<p>(廣田 齋史 議員)</p> <p>はい、分かりました。②です。214万4千円、これ全額が減額になった原因を伺います。</p>
<p>議長</p>	<p>(福島 登 議長)</p> <p>田岡住民課長。</p>
<p>住民課長</p>	<p>(田岡 伊織 住民課長)</p> <p>廣田議員の質疑にお答えいたします。</p> <p>前年度は令和6年12月から翌令和7年3月までの30日間を開催をいたしましたが、実施期間中の実績を確認しましたと</p>

議長	<p>ころ利用日数を全体で見た場合、利用者がいなかった日が開催期間30日中22日もございました。需要水準が低かったことから、費用対効果を考慮し、令和7年度については、事業をいったん見送る判断をいたしました。以上でございます。</p>
3番議員	<p>(福島 登 議長)</p> <p>2番、廣田斎史君の質疑が終わりました。</p> <p>続いて、3番、安岡良仁君質疑を始めてください。</p> <p>3番、安岡良仁君。</p> <p>(安岡 良仁 議員)</p> <p>はい、議案第49号、令和7年度東洋町一般会計補正予算第3号を定めることについて何点かお聞きをいたします。</p> <p>まず予算書の20ページでございます。2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、8節旅費についてお伺いをいたします。</p> <p>今回、普通旅費、100万円が補正追加されております。当初予算で普通旅費108万円が計上されておりました。この令和7年度の後3か月であります。この旅費の補正額100万円、後この3か月でどこへ出張に行かれるのか、お伺いいたします。</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>築地 総務課長。</p>
総務課長	<p>(築地 仲音 総務課長)</p> <p>安岡議員の質疑にお答えさせていただきます。</p> <p>旅費の当初予算計上額は118万円ございました。令和6</p>

<p>議長</p>	<p>年度決算では、旅費が約244万8千円でございますので9月議会において旅費の補正予算を計上する必要がございました。</p> <p>8月20日の副町長査定時において、旅費の残額は約62万4千円でありました。予算の見込みが甘く補正予算の計上ができていなかったため、今回の補正予算計上となりました。以上でございます。</p> <p>(福島 登 議長)</p> <p>3番、安岡良仁君。</p>
<p>3番議員</p>	<p>(安岡 良仁 議員)</p> <p>今後適正な予算執行していただきたいと思います。</p> <p>次にP29ページ、民生費、1児童福祉費、2目児童福祉施設費、12節委託料、甲浦保育園、高台移転、敷地造成測量委託料4,077万8千円についてお伺いたします。</p> <p>この事業については、当初予算で委託料2,422万2千円が計上されております。今回の補正で4,077万8千円が追加をされ、合わせて、敷地造成測量委託料6,500万の予算になります。敷地造成測量委託料4,077万8千円の追加された委託内容についてお伺いたします。</p>
<p>議長</p>	<p>(福島 登 議長)</p> <p>手島住民課長。</p>
<p>住民課長</p>	<p>(手島 憲作 住民課長)</p> <p>安岡議員の質疑にお答えします。</p> <p>当初の敷地造成測量では甲浦保育園高台移転場所を甲浦浄化</p>

センター横としておりましたが、現地測量調査の結果、候補地の高低差が激しいことが判明し、整地費用や造成工事費が高額になることが分かりましたので、甲浦浄化センター裏を新たな候補地といたしました。加えて、侵入及び接続道路、並びに造成地の防災面の安全性を確保するための法面施工や盛土施工に係る計画と施工に必要な面積を検討した結果、当初の計画予定より広い敷地面積を確保することが必要となりました。

そして併せて、造成施工時及び造成後の保育園運用開始後における安全性の確保、地震発生時並びに異常気象時における地すべり等に対する防災の検討を実施するにあたり詳細な測量を実施する必要性が生じました。そのため、早急な現地地形測量が必要となったことや、事業計画遅延を回避するための作業期間短縮の観点から従来の測量方法からドローンを使った三次元測量へ変更しております。

また、地質調査につきましては、当初は造成計画位置並びに保育園施設の建築想定位置を併用した場所でのみ、地質調査を1箇所実施する予定でした。しかしながら、保育園への進入及び接続の道路の法面施工に係る防災及び安全性を確保することを目的に4本を追加と地震発生時並びに地盤沈下を検討するための地質調査で5本を追加して計9本追加しております。以上でございます。

議長

(福島 登 議長)

3番、安岡良仁君。

3番議員

(安岡 良仁 議員)

はい、よく分かりました。次の質問に移ります。

予算書の33ページ、6款商工費、1項商工費、2目観光費、12委託料、白浜グランピング整備事業整備事業委託料6,100万円についてお伺いをいたします。

この事業につきましては、当初の3月議会で白浜グランピング整備事業委託料6,100万円の多額の予算が当初予算に計上され、議会で議決をされております。約9か月経過したこの時期に予算を減額するに至った原因、また理由についてお伺いいたします。

議長

(福島 登 議長)

大坪産業建設課長。

産業建設課長

(大坪 靖幸 産業建設課長)

安岡議員の質疑にお答えします。

白浜グランピング整備の事業実施に当たり6月に白浜地区の住民や観光関係者に宿泊施設の整備検討会を開催いたしました。

設置位置、費用対効果、騒音問題など、いろいろとご意見をいただき、再度設置場所や規模などを含め検討しましたが、事業の採算性など課題もあることから断念することとし、10月の地区懇談会におきましてもご報告をさせていただいたところでございます。

また、国の第2世代交付金を活用し事業計画にはグランピング整備事業と自然休養村の改修工事の2つの事業を盛り込んでおりまして、グランピング整備事業を断念するにあたり国との事前協議を経て11月末に変更計画の手続を進めまして12月下旬には承認を得る予定としております。このため、12月議

議長	<p>会においての減額の予算を計上をさせていただいた次第でございます。以上でございます。</p> <p>(福島 登 議長)</p> <p>3番、安岡良仁君。</p>
3番議員	<p>(安岡 良仁 議員)</p> <p>はい、再問をさせていただきます。この事業は、行政報告の中でも厳しい意見をいただいた。とのことではありますが具体的にどのような意見があったのか、お聞きをいたします。</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>大坪産業建設課長。</p>
産業建設課長	<p>(大坪 靖幸 産業建設課長)</p> <p>安岡良仁の再問にお答えいたします。</p> <p>この6月の宿泊施設の整備検討会を開催したところですね。特に設置位置、避難タワーの横になるんですけど、はたして本当に適当な一番いい場所かどうかっていうようなお話を頂きました。それと費用対効果ですね、3基の予定ということでご説明、住民の方にはご説明いたしましたけども、これらの採算性で合うのかどうかっていうようなご意見いただきました。</p> <p>それと予定をしておりました設置の場所については夏場にはですね、ビーチホッピングの開催する場所の目の前ということで、そういった場合に人の出入り、騒音問題など、そういったご意見をいただきまして、適切な場所かどうか再度検討もいたしましたけれども、設置場所の基準なども含め、断念すること</p>

<p>議長</p>	<p>といたしました。</p> <p>以上でございます。</p> <p>(福島 登 議長)</p> <p>3番、安岡良仁君。</p>
<p>3番議員</p>	<p>(安岡 良仁 議員)</p> <p>二つ目の質問に移ります。</p> <p>先ほどの答弁もあったんですけども、当初予算に計上するまでの過程として、白浜にグランピングを設置することについて、地域住民への周知、また住民との合意形成を図るための事業説明会を設けなかったのかという質問なんですけれどもこれ今、先ほどの答弁で6月に行ったということをお聞きしました。この事業説明会ですね、当初予算を計上するまでに、なぜ、地域住民との説明会を行わなかったのか、お伺いをいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>(福島 登 議長)</p> <p>大坪産業建設課長。</p>
<p>産業建設課長</p>	<p>(大坪 靖幸 産業建設課長)</p> <p>安岡議員の質疑にお答えします。</p> <p>本事業につきましては、国の第2世代交付金を活用するため、まずは採択を受けることを優先してまいりました。実施に当たりましては、町予算編成時国の交付金の繰越しが認められていなかったことから当初予算での計上が必要であったため、予算措置をさせていただいたところでございます。事業採択後の6月に、白浜地区の住民や観光関係者に宿泊施設の整備検討会を</p>

	<p>開催させていただいた次第でございます。</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>3番、安岡良仁君。</p>
3番議員	<p>(安岡 良仁 議員)</p> <p>はい、この事業は国の地域創生第2世代交付金が採択されて予算計上されたとお聞きをしたんですけれども、この事業を実施するにあたって地域住民への周知、また合意形成を図らずとも地域住民から反対が意見がないとの判断の中で見切り発車した予算を計上したのか、お聞きをいたします。</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>再問ですね。</p>
3番議員	<p>(安岡 良仁 議員)</p> <p>はい。</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>大坪産業建設課長。</p>
産業建設課長	<p>(大坪 靖幸 産業建設課長)</p> <p>安岡議員の質問にお答えします。</p> <p>今回の規模が大きい事業の予算の減額措置になりましたが、財源の裏づけを優先するのか、住民など関係者の合意形成を優先するのか状況判断につきまして今後、見誤らわなようにつとめてまいりたいと考えております。以上でございます。</p>

議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>3番、安岡良仁君。</p>
3番議員	<p>(安岡 良仁 議員)</p> <p>次の質問に移ります。</p> <p>予算書の35ページ、7款土木費、5項住宅費、1目住宅管理費、12節委託料、700万円。14節工事請負費2,736万円。18節負担金補助及び交付金、1,350万円。合わせて4,786万円の予算が減額されております。この事業については、空き家改修に係る関連予算でございます。この減額補正されて減額補正をした内容、また理由等についてお伺いをいたします。</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>田岡住民課長。</p>
住民課長	<p>(田岡 伊織 住民課長)</p> <p>安岡議員の質疑にお答えいたします。</p> <p>まず、12節委託料700万円と14節工事請負費2,736万円の減額につきましては、町が10年借り上げる中間管理住宅の設計施工監理委託料と工事費になります。</p> <p>当初4件分を計上しておりましたが、うち3件分につきましては、年度内に設計及び工事を完了する見通しがたたないため、減額計上させていただいております。</p> <p>18節の負担金補助及び交付金1,350万円の減額につきましては、空き家バンク向けの空き家改修補助金270万円、</p>

議長	<p>5件分になります。当初15件の計上しておりましたが、申請者が予想より少なかったため、減額計上させていただいております。</p> <p>この空き家改修補助金270万円の申請状況につきましては、現時点で6件の申請があり4件が完成しております。1件が工事中、1件は取下げとなっております。以上でございます。</p> <p>(福島 登 議長)</p> <p>3番、安岡良仁君。</p>
3番議員	<p>(安岡 良仁 議員)</p> <p>次の質問に移ります。</p> <p>予算書の37ページ、9款教育費、1項教育総務費、4目学校施設管理費、甲浦中学校受電設備設置工事委託料、299万7千円。14節工事請負費1,730万円。合わせて2,029万7千円の予算が減額され、新たに野根小学校、受電設備工事、14節工事請負費で2,147万2千円の予算が追加をされております。</p> <p>この甲浦中学校受電設備工事の2,029万7千円が減額し、令和8年度から野根小中学校の一貫校による予算の組替えと説明を受けましたが、この受電設備設置工事の工事内容についてお伺いをいたします。</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>生松教育次長。</p>
教育次長	<p>(生松 克祐 教育次長)</p>

安岡議員の質疑にお答えをいたします。

この工事は、野根小学校へ高圧受電設備いわゆるキュービクル、変圧器ですけども、設置するもので校舎の電力不足に対応したものでございます。

内容は、野根小学校において全体で使用できる電力については、今後空調などの電気機器を設置する場合、既にもう不足分が生じその電気機器を設置しても、電力が使用できないことがつい最近判明いたしまして、野根小学校の小中一貫校を2学期開校とするためには、今現在直ちに整備しないと間に合わないとの業者の回答であったため、予算を振替えて優先度を考慮したものでございます。

なお減額した甲浦中学校受電設備設置工事についても、現在電力不足でございまして、当然ながら設置する必要がありますが、今、使用できない空調がございまして、その空調に設置している空調教室は、現在特別教室2室であり、その対応として空調がある別の教室での対応が一部可能ということでございますので、総合的に判断して緊急度と優先度を考慮し、組替えを予算計上させていただいた次第でございます。

以上です。

議長

(福島 登 議長)

3番、安岡良仁君。

3番議員

(安岡 良仁 議員)

ちょっと再問をさせていただきます。

野根小の校舎に組替えたと説明がございました。この時期に予算計上するということは、年度内完成ができるのか、また繰

議長	<p>越しになるのか、お伺いいたします。</p> <p>(福島 登 議長)</p> <p>生松教育次長。</p>
教育次長	<p>(生松 克祐 教育次長)</p> <p>安岡議員の質疑にお答えいたします。</p> <p>年度内完成の契約をしております。以上でございます。</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>3番、安岡良仁君。</p>
3番議員	<p>(安岡 良仁 議員)</p> <p>二つ目の質問に移ります。</p> <p>この甲浦中学校受電設備工事と委託料、また工事請負費セットで予算計上されておりますが、野根小学校の受電設備工事には設計業務委託料がございません。この委託料は要らないのか、お伺いいたします。</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>生松教育次長。</p>
教育次長	<p>(生松 克祐 教育次長)</p> <p>安岡議員の質疑にお答えいたします。</p> <p>設計費用はこの業者と契約者業者には要らないということでございます。なお、設計もしていただけるということでございます。以上でございます。</p>

<p>議長</p>	<p>(福島 登 議長)</p> <p>3番、安岡議員の質疑が終わりました。</p> <p>ここで休憩をします。再開は10時半です。</p> <p>(休憩時間：10時16分)</p> <p>休憩前に引き続き会議を開きます。</p> <p>(再開時間：10時30分)</p> <p>先ほどに続いて一般会計補正案についての質疑を行います。</p> <p>7番、田島毅三夫君。質疑を始めてください。</p>
<p>7番議員</p>	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>今数年7年12月議会一般会計補正予算への田島質疑ございます。</p> <p>前段に言われた議員さんの分と重複するところありますが、よろしく願い申し上げます。</p> <p>1番、17ページでお願いします。</p> <p>町有地売却金32万8千円についてお聞きしたいと思えます。この場所と面積使用目的をまずお聞きしたいと思えます。</p>
<p>議長</p>	<p>(福島 登 議長)</p> <p>築地 総務課長。</p>
<p>総務課長</p>	<p>(築地 仲音 総務課長)</p> <p>田島議員の質疑にお答えさせていただきます。</p> <p>こちら資料をお配りしております。この資料は令和6年第2</p>

回の定例会の資料になりますけれども、同じ資料をご参照いただければと思います。

令和6年6月議会におきましては、新たに建てる白浜消防車庫の購入費を計上しておりましたが、今議会では、旧白浜消防車庫の用地が県道甲浦インター線にかかるため、高知県へ売却した代金32万8千円を計上しております。

場所は赤い箇所になりまして、白浜113の1、面積30.05平米でございます。

不動産鑑定士の鑑定評価に基づき、県から示された金額でございます。

土地の引渡しの期限は令和8年3月19日までに高知県へ土地を引き渡す契約となっております。以上でございます。

議長

(福島 登 議長)

7番、田島毅三夫君。

7番議員

(田島 毅三夫 議員)

30平米で32万8千円ということで約1万円、約1平米1万円ということですね。了解しておきます。二つ目の質疑に入ります。

19ページ、議員報酬のアップについてお聞きしたいと思います。

予算書に計上されていない理由をお聞きします。また、町民困窮の折りいかほどのアップを予定してるんか。これは、後から資料頂いたもんですから、この通告するときにはなかったんです。

それでお聞きしますが一応金額をお願いします。

議長

(福島 登 議長)

築地 総務課長。

総務課長

(築地 仲音 総務課長)

田島議員の質疑にお答えさせていただきます。

令和7年度の当初予算は、議員定数の9名分で予算計上されております。現在、委員は1名減となっていることから、12月の期末手当の支給割合や、1月30日からの議員報酬の引上げに対しましても、補正をしなくても予算が足りるというふうに議会事務局からお伺いをしているため、予算計上はしていないものでございます。

議員報酬はどのくらいの引上げかという質疑でございますが、議案第44号、議会議員の議員報酬及び旅費等に関する条例の一部改正案を上程させていただいております。

その議案説明においては詳しくご説明をさせていただきましたが、次の選挙により選出される議員の任期が始まる日から、議員報酬の額を1人2万円、引き上げる改正でございますので、1人2万円の引上げになっております。以上でございます。

議長

(福島 登 議長)

7番、田島毅三夫君。

7番議員

(田島 毅三夫 議員)

ほんで、私は結局住民さん、こういう今、町がどんどん寂れてね、住民さんがどんどん生活に困窮している中で、議員だけがこうして上げていくということに対して反対だったんです。

<p>議長</p>	<p>それは今、反対討論にやらしてもらえなかったからこれ以上言いませんけれども、三つ目の質疑に入ります。</p> <p>21ページ、地域プロジェクトマネジャー報酬9万2千円についてお聞きしたいと思います。このマネジャーの職務内容と実績をお聞きしたいと思います。</p> <p>(福島 登 議長)</p> <p>大坪産業建設課長。</p>
<p>産業建設課長</p>	<p>(大坪 靖幸 産業建設課長)</p> <p>田島議員の質疑にお答えいたします。</p> <p>この地域プロジェクトマネジャーは、観光振興協会に配置しております会計年度任用職員でございます。</p> <p>職務内容と実績につきましては、本協会の責任者として配置しまして観光分野での地域活性化を目指し、ビーチホッピングや野根川キャンプ場の運営、白浜海水浴場のビーチを活用したビーチサッカーの大会誘致などにより、関係人口や交流人口の拡大などに取り組んでおります。以上でございます。</p>
<p>議長</p>	<p>(福島 登 議長)</p> <p>7番、田島毅三夫君。</p>
<p>7番議員</p>	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>この今言う研究、あるいはまた事業などの計画ですね、そういう研究課題に該当担当するという職員らしいですけども、この方の報酬が9万2千円。これは何ですか、この方は、これだけでは、どういう何か併合といいますか合わせて何か仕事をし</p>

	<p>ておられるということですか。</p> <p>それとも、これだけに専属で入っているのか、ちょっとそのところお願いしますそれから、このことについてどのような活動しているか現在、お聞きしたいと思います。</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>再問ですね、田島さん。田島議員、再問。</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>再問。</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>大坪産業建設課長。</p>
産業建設課長	<p>(大坪 靖幸 産業建設課長)</p> <p>田島議員の質疑にお答えします。</p> <p>今回の地域プロジェクトマネジャー報酬 9 万 2 千円につきましては、人事勧告がありまして、一般職の給与引上げもなされております。</p> <p>それに準じるような形で、報酬の不足分を今回 9 万 2 千円予算計上をさせていただいておるところです。それと、プロジェクトマネジャーの活動ということですが、観光振興協会の運営に当たりましては、事務局の方がですね、地域おこし協力隊が主体となって運営をしております。そういったところですね、計画的な運営が必要であるということから地域プロジェクトマネジャーを令和 6 年 7 月から採用したところでございます。以上でございます。</p>

議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>7番、田島毅三夫君。</p>
7番議員	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>観光協会に何人おられるかちょっと今確認していませんが、新たにこういう方を入れる必要があるんですか。それによってこれはどのように経営されているか。観光協会の中でのこの方の役割というのは私は納得いきませんので、できればそういうことも詳しく説明をお願いしたいと思います。</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>再々問。</p>
7番議員	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>再々問。</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>大坪産業建設課長。</p>
産業建設課長	<p>(大坪 靖幸 産業建設課長)</p> <p>田島議員の質疑にお答えいたします。</p> <p>先ほどの答弁と重複しますが、このプロジェクトマネジャーの職務内容と実績につきましては、観光振興協会の責任者として配置しまして、観光分野の地域活性化を目指すため、今取り組んでおりますビーチホッピングや野根川キャンプ場の運営、あるいは白浜海水浴場のビーチを活用したビーチサッカー</p>

	<p>の大会誘致など、そういった活動に対しまして責任者として取組を進めているところでございます。以上でございます。</p>
<p>議長</p>	<p>(福島 登 議長)</p> <p>7番、田島毅三夫君。次の質問に移ってください。</p>
<p>7番議員</p>	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>4番目の質疑に入ります。22ページです。</p> <p>特定地域づくり事業協同組合への補助金356万円についてお聞きしたいと思います。この補助金の使用目的と内容をお聞きしたいと思います。</p>
<p>議長</p>	<p>(福島 登 議長)</p> <p>大坪産業建設課長。</p>
<p>産業建設課長</p>	<p>(大坪 靖幸 産業建設課長)</p> <p>田島議員の質疑にお答えいたします。</p> <p>当該補助金につきましては本町において、特定地域づくり事業を実施するバツグン協同組合の行います労働者派遣事業に係る経費について補助するものでございます。</p> <p>この356万1千円補助金につきましては、当初では派遣職員5名を見込んでおりましたが、年度内で8名まで拡大したことにより、組合の経費の不足分として337万6千円補正計上させていただいております。残り18万5千円につきましては、派遣職員8名分の家賃補助として、不足分を補正計上させていただいております。以上でございます。</p>

議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>7番、田島毅三夫君。</p>
7番議員	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>5人が8人に増加したということで、その分の追加といえますか、加算と言われましたけれども、どうなんですか。</p> <p>今全部で今合計が8人になっておりますが、この方たちの今それぞれの分担した作業の農家とかいろいろあると思いますがそれを一応教えてください。簡潔、簡単で構いませんが、どこに何人どこに何人というぐらい配属されているかお聞きしたいと思います。全然見えないんです。それでは。</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>大坪産業建設課長。</p>
産業建設課長	<p>(大坪 靖幸 産業建設課長)</p> <p>田島議員の質疑にお答えします。</p> <p>現在の派遣、実績になりますけれども、宿泊業、歯科医院、農業、飲食業、製造業、製炭業、農業等の実績、もう一度申し上げます。</p> <p>(田島議員自席より、農業の何人と言ってもろたらえい。)</p>
産業建設課長	<p>(大坪 靖幸 産業建設課長)</p> <p>農業。</p> <p>(田島議員自席より、農業の何が何人と言ってもろたらえ</p>

産業建設課長	<p>い。)</p> <p>(大坪 靖幸 産業建設課長)</p> <p>そういった職種のほうに派遣をしまして、合計8名の方を派遣しております。もう一度申し上げますと、宿泊業、それと歯科医院、農業関係、飲食、製造業、製炭業など8名の派遣を今行っております。以上でございます。</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>7番、田島毅三夫君。</p>
7番議員	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>最後に再々問です。</p> <p>これによって今、町からどれぐらいの合計支援がいきましか、支給といいますかそれ金額お聞きしたいと思います。</p> <p>そして、どのような形で1人1万円の報奨金を出していると聞きましたが、その結果どれぐらいの活動ができて、どのようになっているかというのか、これはほんならやめておきます。</p> <p>一応、いや、かまんのやったら言いますよ。</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>いや、田島さん聞いたことは明確に。</p>
7番議員	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>だあだあ、ほんでね。それはその今いう28人でしたかね、組合員さんがいたのは、その28人の組合さんがそれぞれ公平公正にそれを受けているかどうか、一部の人だけに特定されて</p>

	<p>やってるんじゃないかということが気になってるんです。そういうことも含めて28人の方々にみんなに間違いなくこうね、配分されてたらその結果、その経営の何を教えてください、状況。</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>大坪産業建設課長。</p>
産業建設課長	<p>(大坪 靖幸 産業建設課長)</p> <p>田島議員の質疑にお答えします。</p> <p>現在事業所のほうは29事業所になっておりまして、これまで派遣は12事業所のほうに派遣実績がございます。繁忙期、閑散期、いろいろこの利用者の中でも繁忙期、閑散期いろいろあるわけですけども、需要がしっかりありましたらこの制度をですね、十分活用していただきたい。活用していただけたらなと思っております。以上でございます。</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>7番、田島毅三夫君。4の2のほうに移ってください。</p>
7番議員	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>それでは2番目の質問、質疑に入らせてもらいます。</p> <p>併せて同特定事業組合への補助金159万円の目的内容また、実施されたその成果といいますかその結果をお聞きしたいと思います。</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p>

産業建設課長	<p>大坪産業建設課長。</p> <p>(大坪 靖幸 産業建設課長)</p> <p>田島議員の質疑にお答えします。</p> <p>東洋町特定地域づくり事業利用促進事業費補助金158万9千円は、バツグン協同組合が実施する労働者派遣事業において組合員が支払う派遣利用料、通常の料金よりも減額する措置を講じております。</p> <p>今回、派遣職員が5名の見込みから8名まで拡大したことにより利用料の減額措置額が拡大するため予算の不足額を計上させていただいております。以上でございます。</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>7番、田島毅三夫君。</p>
7番議員	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>ちょっと混乱してますのでお聞きしますが、当初立ち上げたときには1人1万円の日当を全額その雇用した事業者が、その雇用していたメンバーの方にお支払いするということやったと聞いておりますが、この今の説明ではどのように、そこは変わったんですか。</p> <p>ちょっと私は混乱して納得いきませんが、この今言う1万円という日当のうち事業者の方が払う金額が減ったんですか。</p> <p>減ってその分を町が負担するということですか。そこのところもう一度。再問です。</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p>

産業建設課長

大坪産業建設課長。

(大坪 靖幸 産業建設課長)

田島議員の質疑にお答えします。

今、29事業者が組合員になられておりまして、その中で職種によって1時間当たりの労働賃金は変わってくるんですけども、今大体1,200円ぐらいが1時間当たりの賃金となっております。組合の利用料としましては、この金額をですね、負担するとなるとかなり厳しいものがあります。これをですね、一律に800円まで利用料を下げさせていただきまして、その不足分差額分につきまして今回補正計上をさせていただいております。こういうふうなことに取り組むことによりまして、事業所の利用の増加といいますか推進することが期待できると思っております。以上でございます。

(執行部自席より、議長。すみません、補足。)

議長

(福島 登 議長)

長崎町長。

町長

(長崎 正仁 町長)

田島議員の質疑にお答えいたします。

先ほど田島議員のほうから1万円を、っていうお話がその1万円というのはですね、その事業所が組合に入るときの出資金となりますのでそれはもうその賃金とは別になってきますんで、そのさび分けをお願いします。

	<p>(田島議員自席より、いや。)</p>
<p>議長</p>	<p>(福島 登 議長)</p> <p>質問があれば、再々問でやってください。まだ、できますんで。もう1回できます。7番、田島毅三夫君。</p>
<p>7番議員</p>	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>これはあのう、局長、会議録を一遍調べてください。私は1人1万円ということで日当1万円ということで聞いておりますので。今そういう、</p>
<p>議長</p>	<p>(福島 登 議長)</p> <p>質問を。</p>
<p>7番議員</p>	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>はい、そういうことを一遍確認してもらいたい。また後で。私は当初この問題について聞いたときに1人1万円と、そのままその日当1万円をそのまま事業者のほうから出した分をお支払いする。ほんで私あの時に質問の中にそれならなぜ、そのあのう、1千何ぼでしたかね、金額ごめんなさい忘れてたが、支給はいるのかと。</p> <p>それやったらもうほんまに運営しよるバツグンの組合はもうほとんどお金は要らんわけですよ。経費がそのまま雇われた日当がそのまま雇い主から払ってくれるんやったら、あとは事務的なもんだけじゃないかと。</p> <p>それにこの1千万2千万いうことは要るのかという、うちが大分反発したことあるんですが、これはいつ頃からこうなりま</p>

	<p>すかちょっと教えてください。</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>いや、田島さん、ごめんなさい。この質疑に対する再々問、もう1回できますんで、明確に再々問をやってください。</p>
7番議員	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>これは再々問じゃないか。</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>再々問をやってください。</p>
7番議員	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>だあほんで再々問としてこれ言よるわけや。これでいいやろ。2番目の質問をしました、先ほど答弁があった、ほんで今再問しよるんやろ。</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>もう一度明確に。もう一度。</p>
7番議員	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>うちは当初に聞いたことはちょっと今違ってますから、それは、これはね、組合は運営によっては変わっていくのはそれは、構いません。</p> <p>しかし、全然知らなかったそういうことは、うちは1万円の日当そのまま事業者を出すんやったら事業者には全くメリットがないと、これではなかなか続かんと、やはり半分ぐらいでもや</p>

はり町のほうから負担出しちゃってくれんかという質問をしたんやけれども、それは駄目だということで、ただ、組合に対する運営資金として1千万やったかなあ1,500万やったかな、ごめん、現在こういうことを言よったらほとんどのお金がどんどんつき込まれていきょうんですよ。

それがあのときにうちが聞いたときには、29人、28人おるの中で、もうほんまに一部の人しか利用されてなかった。

それを聞いたもんで、ものすごい気になってたもんで、ほんで今日確認しているんです。

もう一度その以前のことは、いつどのような形で変わったか1万円というのは私は間違っていないと思います。

議長

(福島 登 議長)

もし、誤解があればもう1回。

長崎町長。

町長

(長崎 正仁 町長)

田島議員の質疑にお答えをいたします。

1万円がですね、組合から1万円が組合への出資金っていうのは、このですね、特定地域づくり事業協同組合の制度ができた令和2年からで本町の場合、令和3年設立しておりますけれども変わっておりません。1万円という数字はですね、あくまでも事業所から組合への出資金でありまして、組合が行う派遣事業に対して国と町のほうで4分の1ずつ、補助をしているというところでございます。当然、事業所のほうからも、定められた職種による1時間当たりの賃金っていうのはお支払いをしていただいております、もう一度ですね、制度の内容のほうま

	<p>た詳しく担当に伺ってみてはどうかと思います。よろしくお願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>(福島 登 議長)</p> <p>7番、田島毅三夫君。5つ目の質問にってください。</p>
<p>7番議員</p>	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>5番目の質疑に入ります。24ページです。</p> <p>ふりがな通知書作成委託料66万円の減額になっておりますが、この事業はどんなものであったですか。また減額した理由。これは全額かそれとも一部でしょうか。そこも含めてお聞きしたいと思います。</p>
<p>議長</p>	<p>(福島 登 議長)</p> <p>手島住民課長。</p>
<p>住民課長</p>	<p>(手島 憲作 住民課長)</p> <p>田島議員の質疑をお答えします。</p> <p>まず、減額につきましては、一部減額となります。委託の目的、内容につきましては、令和7年5月26日から戸籍法の改正により、ふりがなが記載される新制度が施行されましたので施行改正後に伴う振り仮名通知のハガキ作成、印刷等の作業を迅速に行うための委託料となります。</p> <p>減額の理由につきましては、当初予算ではハガキが届かなかった場合の再通知用ハガキの予算も含んでおりましたが、それに伴う印刷代等諸経費は、利用者数が少ないと判断いたしましたので今回減額いたしました。以上でございます。</p>

議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>7番、田島毅三夫君。</p>
7番議員	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>6番目の質疑です。24ページになります。</p> <p>保育改善アドバイザーの委託料は、16万4千円ついておりますが、何を改善するのですか。保育の委託目的、内容、委託先をお聞きしたいと思います。</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>田岡住民課長。</p>
住民課長	<p>(田岡 伊織 住民課長)</p> <p>田島議員の質疑にお答えいたします。</p> <p>委託の目的は、保育園の保育の質の向上を目的として、公認心理師による助言を頂くこと。また保育士等へのカウンセリングを提供していただくこと等になります。</p> <p>内容につきましては、保育改善に関する提言として現状分析、観察評価、改善提言、実施計画書作成のための助言などを現場の実情に則して、具体的に示していただくものです。</p> <p>あと保育士等へのカウンセリングにつきましては、職場のストレスの把握、相談対応、職場適用の支援必要に応じた外部機関との連携などになります。</p> <p>委託先につきましては、先の第三者検証委員会の委員を務めてくださり、その報告書の中で保育改善の提言を頂きました公認心理士の先生になります。以上でございます。</p>

議長

(福島 登 議長)

7番、田島毅三夫君。

7番議員

(田島 毅三夫 議員)

この問題は、今回起こったあの問題のようなことも含めて言っているんですね。お聞きしたいがいろいろとそれは小さい子供さんがようけおったらいろいろと問題起こるんだと思います。そういうことに対して、どういう形でこの間のことはほら、裁判にまでなったんですからね、野根地区の分についてはね、保育の子が、ああいうことが二度と起こらないように、やはり、やはりしかし、これはあの、

議長

(福島 登 議長)

言葉だけ気をつけて、裁判にはなっていないので。

7番議員

(田島 毅三夫 議員)

裁判にはなっていない。第三者委員会やったかな。了解。そこまでいってるんですよ。そういうことでほらそういうことにならないためにも、やはりこれはねえ、何かうちはこういう第三者的なこういう人を入れて意味があるのかなと思ってねこの常時おられるんやったら分かりますよ。

しかし、これは、16万4千円ということは1か月にしたらどれぐらいになるんですか。多分ほやきにこれはよそから来てくれると思いますが、そういうことじゃなしにもう本当にみんな話合いしてからやっていくような形にすべきだと思うんですよ。これで一応終わります答弁はよろしいです。一応私の言

	<p>い分だけをおきます。</p> <p>続いて7番目の質疑に入ります。26ページです。</p> <p>障害者相談支援員追加報酬13万4千円についてお聞きしたいと思います。</p> <p>どのような相談を委託しているのか、働く場の相談もしているのでしょうかね若い方らがほら、やっぱり身体的に障害があって仕事したくてもできないという方の声も聞いておりますので、お聞きしますが、そういう働く場の相談もするようなところでしょうか。現在何人のこういう障害者がいて何人ぐらい働く場の確保ができていますのか。その人数だけでいいですが教えてくださいませんか。</p>
<p>議長</p>	<p>(福島 登 議長)</p> <p>堀川住民課長兼地域包括支援センター事務局長。</p>
<p>住民課長兼地域包括支援センター事務局長</p>	<p>(堀川 歩 住民課長兼地域包括支援センター事務局長)</p> <p>田島議員の質疑にお答えします。</p> <p>障害者相談支援員の報酬は、会計年度任用職員への報酬となっております。相談支援は町の直営となっております業務の委託はしていません。</p> <p>相談内容としましては、主に障害福祉サービスの利用等に関する支援、保育や教育に関する支援、就労に関する支援、社会参加に関する支援など、障害児者に関するさまざまな相談を受けております。</p> <p>令和6年度の実績では、相談実人数92名、相談件数は、1579件です。</p> <p>障害者の人数は、手帳を持っている方のみになりますが、令</p>

<p>議長</p>	<p>和7年11月末現在で身体知的精神の障害者合計で185名となっております。以上です。</p> <p>(福島 登 議長)</p> <p>7番、田島毅三夫君。</p>
<p>7番議員</p>	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>今そういう報告を頂きました。</p> <p>それだけの人数の方が今、障害としてね、障害者として今大変な対応しようと思うんですよ。これは私はこういう形で、やはり行政がそういう方たちを守っていくということについては反対ないんです。賛成なんです。今後そういうことも踏まえて、こういうこの場合アドバイザー委託料、</p> <p>(執行部自席より、それは違います。)</p>
<p>7番議員</p>	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>ああほうか、ごめんなさい。障害者相談、ごめんなさい。支援員についてもね、もっとやっぱりそういうことに何していただいて話合いをするということ何して取り組んでもらいたいと思います。</p> <p>8番目に入ります。27ページです。</p> <p>介護保険サービス利用者負担軽減事業補助金65万6千円についてお聞きします。</p> <p>この減免は生活費でしょうか。交通費なども入るのでしょうか。減免対象者の人数をお聞きしたいと思います。</p> <p>また、この支援金は永続支援されるのか、今こういう問題が</p>

<p>議長</p>	<p>物価高騰など起こってればそういうときの対応だけで終わる んでしょかお聞きしたいと思います。</p> <p>(福島 登 議長)</p> <p>堀川住民課長兼地域包括支援センター事務局長。</p>
<p>住民課長兼地域包 括支援センター事 務局長</p>	<p>(堀川 歩 住民課長兼地域包括支援センター事務局長)</p> <p>田島議員の質疑にお答えします。</p> <p>介護保険サービス利用者負担額減免措置事業補助金は、所得 が少なく生計が困難な方を対象に社会福祉法人が提供する介護 保険サービスの利用者負担を軽減する制度となっております。</p> <p>軽減の対象は原則として介護サービス費の1割と食費及び居 住費です。この本人負担費用の原則4分の1が軽減されます。</p> <p>対象者の人数は令和7年12月12日現在、26名です。</p> <p>なお、永続支援されるかとのことですが、毎年の支援となっ ておりまして8月1日から7月31日までの有効期限となっ ております。</p> <p>また、前年対象となられた方々には、6月に更新のご案内を させていただいております。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>(福島 登 議長)</p> <p>7番、田島毅三夫君。</p>
<p>7番議員</p>	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>今後頑張って対応しちゃってください。</p> <p>私たちも苦情は聞くんですけどなかなか内容が分からんもん でね、また分からんことは教えてもらいに行きます。</p>

<p>議長</p>	<p>次の質疑に入ります。9番、27ページ、銀杏保育園の賄材料費として30万円の増額は出されております。甲浦保育園には増額はありますがこれはどういうことでしょうか。現在2人ですかね。銀杏保育園の、そのアップの理由をお聞きしたい。甲浦地区はないもんでお聞きします。</p> <p>(福島 登 議長)</p> <p>手島住民課長。</p>
<p>住民課長</p>	<p>(手島 憲作 住民課長)</p> <p>田島議員の質疑にお答えします。</p> <p>賄材料費の当初予算につきましては、前年実績に基づいて予算計上しておりますが、令和6年と令和7年の4月から10月分を比較しましたところ物価高騰により、令和7年は令和6年と比べて1.7倍の費用が増えております。そのため今後の賄材料を12月補正に計上しております。</p> <p>甲浦保育園には増額がないかとの質疑につきましては、甲浦保育園園児が令和6年度と令和7年度で比較した場合5名の園児数減があったため、甲浦保育園の賄材料につきましては、予算内でいけることが考えられます。以上でございます。</p>
<p>議長</p>	<p>(福島 登 議長)</p> <p>7番、田島毅三夫君。</p>
<p>7番議員</p>	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>北川さん、ちょっとパソコンで計算してくれてんわしゃ分からん。</p>

結局2人の方に30万アップして、ほんで、甲浦が30何人でしたかね。それが現在、何人減ったんですか、その減った分でどうしてそれはその分がこれで、前の分でいけるのかどうかちょっとごめんなさい、計算ができませんが、必要な物はしあないとしましてもね、私が思うにほら、330万円ということがちょっと気になったものでほら、ちょっとその内容を聞きたかったんですがね。私ももう一度、

議長

(福島 登 議長)

30万。

7番議員

(田島 毅三夫 議員)

33万か。ごめんなさい。

ほんならこの前通告出したときに注意してくれたらいいじゃないか。通告書出しちゃあるんやきに。

議長

(福島 登 議長)

30万なっとう。

7番議員

(田島 毅三夫 議員)

12番の質疑に入ります。29ページ。ごめんよ、もうこれほんまに13番やな。10番おかしいよこれ。ページやね、10番の29ページになります。うん。

甲浦保育園移転立木補償調査委託料150万出ておりますけれども、これはどういう人といいますかどういう形で委託するんでしょうか。町内の方が町外の方からちょっとお聞きしたいと思います。

議長	<p>建築資材や、柑橘類の査定はというどのような</p> <p>(福島 登 議長)</p> <p>二つ目の質問になります。</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>いや、二つ目じゃないこれ一つにまとめちょうんやけどな、一つにまとめてもかまんやろ。</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>ちょっと待ってください。</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>これは大きな質問やないきにまとめてやりよる。</p> <p>了解。二つに分けて質疑します。一つ目の質疑として、どのような人に委託するのか町内か町外か。これでお聞きしたいと思います。</p>
議長	<p>(田島議員自席より、ちっとね、議長。風邪ぎみでふらふらしよる。熱がある。)</p> <p>(福島 登 議長)</p> <p>ゆっくりやっただいて結構です。</p> <p>手島住民課長。あわてることないです。</p>
住民課長	<p>(手島 憲作 住民課長)</p> <p>田島議員の質疑にお答えします。</p>

今回の150万円の委託料につきましては、現在、既に契約して実行中の業者と変更契約をする予定であり町外の委託業者となります。これにつきましては、保育園高台移転場所が変更となったことに伴い新たに計画用地場所にある立木補償の調査が必要となったための追加分でございます。以上でございます。

議長

(福島 登 議長)

7番、田島毅三夫君。

7番議員

(田島 毅三夫 議員)

説明もありましたけども、結局今そういう所有者の方が持っている山には、杉ヒノキや、それから大きな大木もひとつかかえもあるような大きなヒノキなんかね、それから柑橘類、大分いい木が大分ありますが、こういうものをどのような形で審査して値段をつけていくのかということはものすごい気になります。

これは、そのまま販売してから決めていくのかそれとも、一旦査定をしてから金額をしてからそれから競売にかけるといいのか、そういうことを考え、どう考えてるのかちょっと教えてもらえたら教えてください。

議長

(福島 登 議長)

②のほうの質問で。

7番議員

(田島 毅三夫 議員)

再問でいきよる。

議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>再問。2番目の質問になってる。</p>
7番議員	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>ほんならほれでもかまわな。2番目、了解。ちょっとごめん なさい、ふらふらしよる。</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>②の質問。</p>
7番議員	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>二つ目の②でいきます。</p> <p>建築資材や柑橘類の査定はどのような金額査定をしてもらっているのかということで先ほど今言うたように、どのような金額を査定してどのような販売というか買収をしてるのか、買って行くのか、そのことをやり方をひとつ教えてください。予定しているやり方でいいです。</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>手島住民課長。</p>
住民課長	<p>(手島 憲作 住民課長)</p> <p>田島議員の質疑にお答えします。</p> <p>補償単価につきましては、四国地区用地対策連絡協議会から出ている物件移転標準書を基に算定しております。以上でございます。</p>

議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>7番、田島毅三夫君。</p>
7番議員	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>先ほども言いましたけども、ものすごい立派な杉ヒノキもあります。現在もほんまに大きくなって実もいっぱいになっているポンカンもありますが、こういうものはどのようにして査定するのかいまだに、あなた今課長言われましたが、基準というのはまた何を一本なんぼでいくのか場所によっていくのか、それともまとめていくのか。そういうところの販売といいますかね、購入してくれる方との交渉のほの基本というか、単価というかそういうものはどのようにしているのか。ほんでそりゃあそこの仕組みをちょっと教えてもらいたいがなあ。入札にするものか。駄目でしょうか。聞けませんか。聞きません。答弁くれる。ほんならお願いします。</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>田島さん、再問で。再問でいくんですか。</p>
7番議員	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>2番のね。</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>手島住民課長。</p>
住民課長	<p>(手島 憲作 住民課長)</p> <p>田島議員の質疑にお答えします。</p>

査定方法は、物件移転標準書を参考にしておりましてこちらの内容につきましては、主に公共事業などにより土地が収用、使用される際にその土地の上の建物や工作物などを伐採するために必要な費用を公平かつ適正に算定するための基準や手順を定めて文書になっておりましてそれをもとに査定をしております。以上です。

議長

(福島 登 議長)

7番、田島毅三夫君。

7番議員

(田島 毅三夫 議員)

最後にもう1点お聞きしておきます。

議長

(福島 登 議長)

再々問になります。

7番議員

(田島 毅三夫 議員)

再々問。うちらが1番、なぜこういう質問するかというと、もう本当に今まで自分が持ってる所有者の方にとっては、これぐらいの杉やったこれぐらいの水やればこればあできるやろというような。大きなこんなヒノキありますねえ、もう直径70も80センチもあるような今やったら普通で買うたら50万も100万しやせんかと思ったりするんですけども、そういうことを踏まえたら何かそういうところの持ち主さんの、何をくみ上げてもらえるかどうかそのね、もう経費にいろいろかかったきにこうやきにああやいうて結局もう所有者に一銭も戻らんというようなことになっては大変やという、そういう気持ちを

持って今質問してるんですけどね、できたらそういうことも、もっと真剣に何かの形で所有者の利得になるような考えで対応してあげてほしいと思います。以上それ言っておきます。

議長

(福島 登 議長)

ええですか、答弁。

7 番議員

(田島 毅三夫 議員)

答弁してくれるか。はい、はい。

議長

(福島 登 議長)

伊吹 副町長。

副町長

(伊吹 真貴博 副町長)

田島議員の質疑にお答えいたします。

今回この立木調査の委託料を入れているのは、一本一本胸径を測ります。下から1メートルのところで胸径を測って大きさを測ります。あと樹種木の種類ですね、それも設計の金額が決まってましてヒノキやったらいくらかとか、あと何年ものやったらどればか、細かい内訳がありますのでそれをもとに計算して、一本一本計算をします。はい、大丈夫。その標準書の中にそれが入ってますので、単価が入っています。

(田島議員自席より、もうこれはもう終わり。)

議長

(福島 登 議長)

終わりですね、次の質問に。

(田島議員自席より、終わった後でもう一遍確認させていただきます。)

議長

(福島 登 議長)

7番、田島毅三夫君。次の11の質問に移ってください。

7番議員

(田島 毅三夫 議員)

29ページです。

物価高騰対応子育て応援手当給付金33万円について。

(執行部自席より、330万円。)

7番議員

(田島 毅三夫 議員)

さっきのと勘違いしとったな、ごめんなさい。

330万円についてお聞きしたいと思います。どのような人にどのような子育て応援を頼むのか。対象者数を聞くまた、高齢所得者、応援の物価高騰、物価高対応手当はないのか。

また、物価高騰が収まったら廃止するのかという、まとめてお聞きしたいと思います。

ちょっと休憩とってくれ、ものすごいふらふらしよんや、こっちは。

1番目だけでほんなら、まずどのような人にどのような子育て応援を頼むのか対象者数を聞くということで答弁をお願いします。

議長、ちょっと休憩とってくれんか。

議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>手島住民課長。</p>
住民課長	<p>(手島 憲作 住民課長)</p> <p>田島議員の質疑にお答えします。</p> <p>物価高対応子育て応援手当の目的は、物価高の影響が長期化しその影響が様々な人々に及ぶ中で特に影響を強く受けている子育て世帯の力強く支援するために0歳から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子供を対象として、1人当たり一律2万円支給する事業となり、誰かに子育ての応援を頼むことではありません。</p> <p>次に、対象者数につきましては165名を予定しております。</p> <p>また物価高が収ったら廃止するのかにつきましては、今回の物価高対応子育て応援手当給付金につきましては1回限りとなります。以上でございます。</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>7番、田島毅三夫君。</p>
7番議員	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>住民さんが今困窮しております。この物価高もこれからどこまで続くか分かんと思います。そういうことも踏まえて、こういう支援はなるべく多くやっちゃってほしいと思います。</p> <p>それでは、次の12番に移ります。20ページです。</p> <p>子供預かり事業委託料214万4千円の減額についてお聞きしたいと思います。応援手当やって給付金との関連はあるのか。</p>

議長	<p>もう一つ別の予算書の中のね、議案はあるのか、減額の理由をまず一つ一点お聞きします。</p> <p>(福島 登 議長)</p> <p>田岡住民課長。</p>
住民課長	<p>(田岡 伊織 住民課長)</p> <p>田島議員の質疑にお答えいたします。</p> <p>物価高騰子育て応援手当給付金につきましては先ほど担当課長からご説明いたしましたが、それと今回の子供預かり事業委託料は別事業ですので、関連はございません。</p> <p>それと減額理由ですけども、先ほど廣田議員、答弁申し上げた同じものになりますが、再度ご説明をいたします。</p> <p>前年度は令和6年12月から令和7年3月までの30日間、開催しましたけども、実施期間中の実績を確認しましたところ、利用日数、全体でみた場合に、利用者がいなかった日が開催期間30日中22日間をみまして、需要水準が低いという判断から、費用対効果を考慮して、令和7年度については、事業をいったん見送ることとしております。以上でございます。</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>7番、田島毅三夫君。</p>
7番議員	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>13番です。30ページ、</p> <p>猫不妊手術費11万5千円の追加をお聞きしたいと思いま</p> <p>す。</p>

	<p>今回の手術によって合計何匹の不妊手術が完了したのか、しているのか、するのか、また飼い猫と野良猫の各対処数が分かったらお聞きしたいと思います。</p>
議長	<p>(福島 登 議長) 田岡住民課長。</p>
住民課長	<p>(田岡 伊織 住民課長) 田島議員の質疑にお答えいたします。 12月12日時点の実績ですが、オスが5匹、メス4匹合計9匹となっております。なおこの9匹は全て野良猫で飼い猫の申請は上がっておりません。以上でございます。</p>
議長	<p>(福島 登 議長) 7番、田島毅三夫君。</p>
7番議員	<p>(田島 毅三夫 議員) 関連してお聞きしますが、野良猫9匹といたしましたね、この費用はうちも一遍申請したから分かりますが、自己負担も大分ありますよね。 ほんでこの自己負担についてはどんなですか今までどおり個人負担になってるんでしょうか。それともまた行政のほうから負担が増えてるんでしょうか。</p>
議長	<p>(福島 登 議長) 再問。</p>

7 番議員	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>再問です。</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>田岡住民課長。</p>
住民課長	<p>(田岡 伊織 住民課長)</p> <p>田島議員の質疑にお答えをいたします。</p> <p>補助金の概要なんですけども、飼い猫または飼い主のいない猫が対象になるんですけども、1匹あたりちょっと値段を補助金の値段を上げまして現在1匹あたり1万円。</p> <p>飼い主のいない猫につきましては、交通費を別途を支給しております。交通費はですね、県内につきましては、室戸市はございませんが、それ以外の安芸市及び安芸郡につきましては1,500円、上記以外の安芸市以降の県内につきましては3千円、県外ですけども美波町まで、旧日和佐町では、旅費ございません。美波町から阿南市までが1,500円。それ以外の県外につきましては、3千円となっております。</p> <p>以上でございます。</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>7番、田島毅三夫君。</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>再問です。</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p>

7 番議員	<p>再々問。</p> <p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>再々問になるかえ。</p> <p>自分がほら経験してますんでね、町長思い出してくださいね。揉めましたね。野良猫の不妊避妊、不妊手術でもめたでしょ。あなたと。</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>自席同士の話は止めてください</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>あのね結局ねえ、野良猫の場合はほら、誰が野良か飼い猫かの識別ができるのかって言われるんですね。聞けば保健所のほうからはもうその個人が本人が調べて結構ですということできたんですけども、そういうことも含めてね、やっぱり個人の住民さんがもう捕まえて何してしよたらものすごい経費がかかるんですよ。これはもうどんなんでしょう。野良猫</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>田島さん、もう自己の意見がずっときよるんで、自己の意見ができないということをちょっと確認してください。</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>ほんなら、一つのあれとしてどうでしょう。そういうことも考えてやってもらいたいな。こうせえ、ああせえやない考えちゃってください。今後住民さんの少しでも何が負担が少なくな</p>

るように、その分とその費用のこともよく考えて対応してあげてもらいたいと思います。

最後になります。14番。

産業振興推進総合支援事業費補助金7,500万円の中止理由を聞くということ。これは先ほど安岡議員から出た、ダブルですがよろしく願います。ん、なかったか。

議長

(福島 登 議長)

まあ、どうぞ、やってください。

7番議員

(田島 毅三夫 議員)

過去には野根漁協の上に冷凍施設を設置して、新鮮な魚介を東京へ出荷するとしたが水揚げがなくて放棄されたことこういう前例があります。こういうことを踏まえてですね、やはりこの事業はですね町海産物製造業者の加工施設の設置費用と聞いておりますが、削除した、やまったという理由をお聞きしたいと思います。よろしく願います。

議長

(福島 登 議長)

大坪産業建設課長。

産業建設課長

(大坪 靖幸 産業建設課長)

田島議員の質疑にお答えします。

産業振興推進総合支援事業費補助金7,500万円は、地元水産会社が建設する水産物加工場の建設費用を補助するもので、高知県が5千万円、町が2,500万円の補助の割合となっております。

今回の減額を申し上げますと、この補助金事業の計画は令和6年度に基本計画を策定し、令和6年度末もしくは令和7年度の初期におきまして加工場建設の事業採択を得るため、高知県産業振興推進総合支援事業審査会の審査の準備を進めてまいりましたが、この基本計画の策定段階で建設に係る事業費や加工施設の規模の確定に時間を要したため、また、建設の工期を11か月程度見込んでおり、繰越しを前提とした計画は認められなかったことから令和7年度での建設に着手することが困難となったため予算の減額をさせていただきます。以上でございます。

議長

(福島 登 議長)

7番、田島毅三夫君。

7番議員

(田島 毅三夫 議員)

再問です。

ということは何ですか。これはもう、また来年度になってもう一遍再開するとするということでしょうか、お聞きしたいと思います。

議長

(福島 登 議長)

大坪産業建設課長。

産業建設課長

(大坪 靖幸 産業建設課長)

田島議員の質疑にお答えします。

令和8年度に向けまして事業を今進めているところです。事業といいますのは、この審査会に向けての事前準備を進めてい

7 番議員	<p>るところでございます。以上でございます。</p> <p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>議長、終わります。すいませんでした。疲れて。</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>7 番田島毅三夫君の質疑を終わります。</p> <p>ほかに質疑はありませんか。</p> <p>(なしとの声あり)</p> <p>質疑なしと認めます。</p> <p>これで質疑を終わります。</p> <p>これより討論を行います。</p> <p>まず、反対者の討論はありませんか。</p> <p>(なしとの声あり)</p> <p>(はいとの声あり)</p> <p>7 番、田島毅三夫君</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>議案第 49 号、東洋町一般会計補正予算第 3 号の勤勉手当についての反対討論をさせていただきます。</p> <p>一つ目、1、一般会計各ページの勤勉手当支給への反対討論です。本町では、期末勤勉手当の一律計表示が別表示となったことはよかったと認めております。</p> <p>いまだに勤勉手当の支給及び査定基準はあやふやでまあ、こんな事言うたらいかん、間違ったことを言ったりですね、【地方自治法第 129 条の規定により議長権限で削除】。これが勤勉表彰の意味がありません。何度も厳しく審査をして、問題の</p>

	ある職員ではなく、特に優秀な職員に絞って特別、
議長	(福島 登 議長) 田島さん。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) はい。
議長	(福島 登 議長) 一般質問の想定した反対討論ではないですか。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) そうですよ。
議長	(福島 登 議長) これはあれですよ、一般会計補正予算ですよ。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) 違う、違う。一般会計補正予算のこの今言う 49号としてね、 議案第 49号、令和 7年の
議長	(福島 登 議長) ちょっと、
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) 待ってください、待ってください。

一般会計補正予算の中にこの勤勉手当について、各科目でね、節で、上がってきてるんです。ずっと、そのことについてうちは今反対討論しよう訳なんですからいけませんか。全体です。何ページということじゃなくて、もう一般会計補正の中にずうっと。

議長

(福島 登 議長)

田島さん、局長行かせます。

(議員自席より、議長。かまいませんかね。)

議長

(福島 登 議長)

ちょっと待ってください。議事運営ですか。

(高島俊彦議員自席より、はい。)

議長

(福島 登 議長)

4番、高島俊彦君。議事進行について。

議会運営委員長

(高島俊彦 議員)

今ね、田島さんがよ、反対討論の中でね、その勤勉手当についてですけど、職員が結局よう偽造したりみたいな言葉を入っていた、それは訂正してもらわんといかんのと違いますか。

議長

(福島 登 議長)

何の分ですか。もう一度。

議会運営委員長	<p>(高島俊彦 議員)</p> <p>公文書の偽造。それは大きな問題ですよ。それを先にしてもらわんと。</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>分かりました。ちょっと、座ってください。</p> <p>田島さん、</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>言わせてもらいます。</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>田島さん、ちょっと待ってください。公文書偽造いうもんが、田島さん、事実であるという証拠もないので、</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>あります。</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>ここでね、公文書偽造という言葉を出すのは不適切と思うんで削除させていただきます。そしたら、自分で削除しますか。</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>どうして、質問の中に入れてあったんですよ、あんたが質問ささんかったきに、それができんかった。</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p>

	<p>田島さん、討論しよるわけですよ、討論やってもらってないんでね。</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>ほんなら、休憩とってください。</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>もう一度言いますよ。自分で削除しないのであれば、議長権限で削除させていただきます。その文言についてです。今、</p> <p>(高島俊彦議員自席より、一部だけよね。)</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>議員から、文言について、</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>休憩しょうか。</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>休憩とらんでいいです。自分で削除せんのやったら議長権限で削除します。</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>確認せんといかんやろ。それをあんたが、一方的にいよるけれども。</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p>

<p>7 番議員</p>	<p>そしたら議長権限でさっきの言葉は議事録から削除します。 はい、どうぞ、続けてください。</p> <p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>収入が少なく、その日の生活にも困窮している住民さんが大勢いるんですね。</p> <p>なぜ問題がある……職員全員に支給するのか、勤勉手当を、特に優秀な職員に絞って支給する勤勉手当に変更を求めて反対討論してるんです。これが一つ目です。</p> <p>この同じページやきに、もう一つ続けてかまいませんか。</p>
<p>議長</p>	<p>(福島 登 議長)</p> <p>どうぞ。</p>
<p>7 番議員</p>	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>議案 49 号、大野部山林埋立ての件についての反対討論です。 カラーに写真いただきましたね。</p> <p>高規格道路というてできた土を、それこそ大野山に埋めるということを聞きましたんでそのことについて、ひとつ反対討論してるんです。</p> <p>高規格道設置の残土を使い、山や谷埋立て総面積 15 町分、4 万 5 千坪の平地をつくり、将来、避難場所などに活用したと聞きましたが、以前から町内の山際をコンクリートで開いて囲いして、震災被害のない宅地の造成が町発展のために必要と考えております。</p> <p>そういう意味で各地区住民さんと協議の場をつくり、町内奥地の山林の近くに方向転換の検討を求めて反対討論としており</p>

議長

ます。以上です。手たたいてください。

(福島 登 議長)

7番、田島毅三夫君の反対討論が終わりました。

賛成討論はありませんか。

(なしとの声あり)

次に反対討論はありませんか。

(なしとの声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第49号、令和7年度東洋町一般会計補正予算第3号を定めることについての件を挙手により採決します。

本案は原案のとおり決することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

賛成5、挙手5です。

挙手多数によって、本案は原案のとおり可決されました。

これで少しおトイレ休憩します。再開は45分です。ごめんなさい。昼休憩をします。再開は1時半です。よろしいですか。すいません。

もう一度訂正します。再開は1時からです。申し訳ない。

(休憩時間：11時37分)

再開の時間となりましたが、少し調整がありますので、いましばらくお待ちください。休憩を少しの間しますのでお願いします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

(再開時間：13時03分)

日程第11、議案第50号令和7年度東洋町国民健康保険事業特別会計補正予算第3号を定めることについての件を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

(なしとの声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、反対者の討論はありませんか。

(なしとの声あり)

次に賛成者の討論はありませんか。

(なしとの声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第50号令和7年度東洋町国民健康保険事業特別会計補正予算第3号を定めることについての件を挙手により採決します。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第12、議案第51号令和7年度東洋町介護保険事業特別会計補正予算第3号を定めることについての件を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

(なしとの声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、反対者の討論はありませんか。

(なしとの声あり)

次に賛成者の討論はありませんか。

(なしとの声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第51号令和7年度東洋町介護保険事業特別会計補正予算第3号を定めることについての件を挙手により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第13、議案第52号令和7年度東洋町観光施設事業特別会計補正予算第1号を定めることについての件を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

(なしとの声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、反対者の討論はありませんか、

(なしとの声あり)

次に賛成者の討論は討論なしと認めます。

(なしとの声あり)

これで討論を終わります。

これより議案第52号、令和7年度東洋町観光施設事業特別会計補正予算第1号を定めることについての件を挙手により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第14、議案第53号令和7年度東洋町下水道事業会計補正予算第2号を定めることについての件を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

(なしとの声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、反対者の討論はありませんか。

(なしとの声あり)

次に賛成者の討論はありませんか。

(なしとの声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第53号令和7年度東洋町下水道事業会計補正予算第2号を定めることについての件を挙手により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第15、議案第54号令和7年度東洋町簡易水道事業会計補正予算第1号を定めることについての件を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

(なしとの声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、反対者の討論はありませんか。

(なしとの声あり)

次に、賛成者の討論はありませんか。

(なしとの声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第54号令和7年度東洋町簡易水道事業会計補正予算第1号を定めることについての件を挙手により採決します。

本案は原案のとおり決することに、賛成の諸君の挙手を求めます。挙手多数であります。

よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第16発議第8号臓器移植に関わる不正な臓器取引や移植目的の渡航等を防止し国民が知らずに犯罪に巻き込まれることを防ぐための環境整備等を求める意見書についての件を議題とします。

提出者の説明を求めます。6番、今宮裕明議員。

総務教育民生常任
委員長

(今宮 裕明 総務教育民生常任委員長)

発議第8号、臓器移植に関わる不正な臓器取引や移植目的の渡航等を防止し、国民が知らずに犯罪に巻き込まれることを防ぐための環境整備を求める意見書について、本議案を別案のとおり議会会議規則第14条の規定により議会に提出する。本日提出であります。

提出者は私今宮裕明、賛成者は安岡、武山、高島各議員であります。

本件は、令和7年第4回定例会において、東洋町議会に意見書採択の要請があり総務教育民生常任委員会に付託されたものであります。12月11日に委員会を開催し慎重に審議した結果、採択すべきと決しましたので意見書を提出するものであります。お手元の意見書案をご参照ください。それでは、趣旨説

明をいたします。

世界的な臓器不足を背景に、臓器の確保を目的とする不正な臓器取引、人身取引、移植目的の渡航が深刻化しており、これらは医療倫理や人権を侵害する大きな問題となっております。

現在日本には、渡航移植を制限する法律が存在せず、臓器提供の透明性を確保する登録制度も未整備であります。これにより移植ツーリズムを防止する環境整備や適切な臓器移植の啓発活動の強化が急務となっております。

よって東洋町議会は、国会及び政府に対し、臓器移植に関わる不正な臓器取引、移植目的の渡航等を防止し国民が知らずに犯罪に巻き込まれることを防ぐため環境整備に早急に取り組むことを強く求める。

以上の内容を実現されるよう、地方自治法第99条の規定により内閣総理大臣他に意見書を提出するものであります。以上で趣旨説明を終わります。ご審議よろしくお願いいたします。

(福島 登 議長)

提出者の説明が終わりました。

ここでお諮りします。

本件については質疑、討論を省略し直ちに採決に入りたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしとの声あり)

異議なしと認めます。

よってさよう決しました。

これより、発議第8号、臓器移植に関わる不正な臓器取引や、移植目的の渡航等を防止し国民が知らずに犯罪に巻き込まれる

議長

ことを防ぐための環境整備等を求める意見書についての件を挙手により採決します。本案は、意見書案のとおり採択することに賛成の諸君の挙手を求めます。

挙手多数であります。

本案は、意見書案のとおり採択することに決定いたしました。

日程第17、閉会中の継続審査、調査の申出についての件を議題とします。お手元に配付してある申出書のとおり各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長、特別委員会委員長から閉会中の継続審査調査の申出がありました。

ここでお諮りします。

それぞれの委員長からの申出による閉会中の継続審査調査に付することにご異議ありませんか。

(異議なしとの声あり)

異議なしと認めます。

よって、さよう決しました。

日程第18、一般質問を行います。

質問時間は1人40分以内、答弁時間も40分以内とし、一問一答方式で行います。なお、質問の際は、一般質問通告書の内容以外は認めず、また、質問は1問につき3問まで認めますが、再問は、執行部からの答弁に対する質問といたします。

次に、議会会議規則第64条の2の規定により執行部は議員の質問に対し反問できますので、反問する場合は反問しますと発言のうえ挙手願います。

質問の通告が6名ありました。発言を許しますが、法令や規則、条例に抵触することがないように発言には十分に気をつけて

	<p>ください。</p> <p>まず、武山裕一君の質問を許します。件名は、物価高騰についてであります。答弁者は、町長ほかとなっております。</p> <p>5番、武山裕一君、質問を始めて下さい。</p> <p>(質問開始時間：13時16分)</p>
5番議員	<p>(武山 裕一 議員)</p> <p>それでは、一般質問を行います。</p> <p>質問の件名は、物価高騰についてでございます。主旨としては、最近の日本において物価高騰がとどまることを知らず日本国民が苦しい生活を虐げられています。すべてにおいて値上がりしたり、税金が増えたり、生活が非常に困難になっていることなどを考えて、東洋町として町民に対してどういった支援や政策を考えているのか伺いたします。</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>築地総務課長。</p>
総務課長	<p>(築地 仲音 総務課長)</p> <p>武山議員のご質問にお答えさせていただきます。</p> <p>国は、強い経済を実現する総合経済対策の3本の柱を立てておりその一つ目に、生活の安全保障、物価高への対応を掲げております。これにより、足元の物価高への対応を通しまして、地方自治体が行う地域のニーズに応じたきめ細かい物価高対策を支援するため重点支援地方交付金を拡充し生活者、事業者向けの従来の取組を継続しつつ、お米券や電子クーポンをはじめとする食料品の物価高騰等に対する更なる取り組みを進めると</p>

しております。

昨日、事務連絡が届きまして令和7年12月16日付けで重点支援地方交付金の交付限度額が示されました。東洋町は6,473万3千円となっております。

議案説明時におきまして物価高に対する住民への支援といたしまして全住民を対象に1人2万円の地域振興券を配布するとしておりましたがこれにより、町といたしましては、1万円引上げまして1人3万円の地域振興券を配布することにしたい考えでございます。

町内におきまして、食料品や日用品の購入、ガソリンの給油、飲食店などをご利用いただくことができますので、町民はもちろん町内事業者の売上げにもつながるものと考えております。令和8年4月1日からご使用いただけるよう、3月中に発送をするために準備を進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

議長

(福島 登 議長)

5番、武山裕一君。

5番議員

(武山 裕一 議員)

再問ではございませんが、非常にご丁寧な答弁ありがとうございます。これで少しでも国民の皆様や町民の方が明るくゆとりある生活が送れたらいいなと思っております。ありがとうございました。

議長

(福島 登 議長)

5番、武山裕一君の質問が終わりました。

(質問終了時間：13時20分)

続いて、廣田齋史君の質問を許します。件名は学校教育について、ほか1件であります。答弁者は町長ほかとなっております。

2番、廣田齋史君、質問を始めてください。

(質問開始時間：13時20分)

2番議員

(廣田 齋史 議員)

はい。任期最後の一般質問になりましたので、この4年間で私が質問しましたことのその後のことも踏まえ大枠二つについて質問していきます。

まず、大枠1学校教育についてです。①デュアルスクール制度について伺います。

令和5年3月議会の一般質問で移住促進のためにもデュアルスクール制度の活用の必要性について、以前から質問しているが導入についてどう考えているのか、との質問に蛭子教育長からこの制度は本町が抱える人口減少児童生徒の減少問題、移住促進の観点から有効な施策と考えている。本町でもこの制度を導入する方向で検討し関係機関への問い合わせや県教育委員会にも何度か相談しているとの答弁がありましたが、その後の進捗状況をお伺いします。

議長

(福島 登 議長)

蛭子教育長。

教育長

(蛭子 浩久 教育長)

廣田議員の質問にお答えをいたします。

デュアルスクール制度については、廣田議員から何度かご質問をいただき回答させていただいているところですが、令和5年の9月議会でお答えした内容を見ますと、その制度は徳島県が創設した取り組みで、高知県にはこの制度がないためすぐには進まないこと。

海陽町では、近年実施されているデュアルスクールは短期間であっても海陽町の学校へ転校手続きをしてもらっているということ。そのような仕組みがあれば本町でもデュアルスクール制度の導入にかかわらず、短期入学が可能であることなどを回答させていただいております。

デュアルスクール制度は、県と協力して取り組む必要があると認識しまして県教委へも相談しましたが、県は動く気配がありません。

しかし、近年全国的な取り組みを見ますと区域外就学や体験留学を利用して都市部の子どもを受入れるやり方もあるようです。このように、デュアルスクールと同様に本町でも受け入れをしていきたいと思っております。

そのほかに、本町では山村留学などの制度を実施しております、それが1年単位であります。短期入学に対応しているところがございます。以上でございます。

議長

(福島 登 議長)

2番、廣田齋史君。

2番議員

(廣田 齋史 議員)

はい、分かりました。それでは②に義務教育学校について伺

	<p>います。</p> <p>義務教育学校への移行については、私や同僚議員からも何度か質問がありました。学校運営協議会や教育委員などと協議していくとの答弁がありましたが、どういった協議が行われまた、どこまで進んだのかお伺いします。</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>蛭子教育長。</p>
教育長	<p>(蛭子 浩久 教育長)</p> <p>はい、廣田議員の質問にお答えをいたします。</p> <p>このことにつきましても、令和5年6月と9月の一般質問でお答えをしておりますが、今後の小中学校の在り方について、学校運営協議会や総合教育会議、そしてまた教育委員会で協議した結果、現時点では現状を維持することで考えている旨をご説明をいたしました。</p> <p>協議内容につきましては、学校統合と存続小中一貫校、義務教育学校等のメリット、デメリットなどをお示しし、意見を出していただきましたが、方向性を示せるまでには至っておりませんでした。</p> <p>学校運営協議会からは、長崎町長の考えを聞きたいということもありまして、最終的には統廃合や義務教育学校への移行等ではなく現状を維持することになっております。以上でございます。</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>2番、廣田 齋史君。</p>

<p>2 番議員</p>	<p>(廣田 齋史 議員)</p> <p>現状では考えていないということですね。それでは③中学校の部活動地域移行について伺います。</p> <p>国は23年から25年度を改革推進期間とし、休日を中心に地域展開を進めてきました。26年度から6年間の改革実行期間では、平日も含めて取り組みを進め休日は全面的な実施を目指すとしていますが、現時点での本町の取り組みを伺います。</p>
<p>議長</p>	<p>(福島 登 議長)</p> <p>生松教育次長。</p>
<p>教育次長</p>	<p>(生松 克祐 教育次長)</p> <p>廣田議員の質問にお答えをいたします。</p> <p>部活動地域移行の取組については、本町ではまだ始まったばかり模索を始まったばかりで、具体的な取組ってというのはございません。この移行につきましては、実施する場合端的に申しますと指導者の発掘人選ってというのがかかってまいります。</p> <p>指導者は、生徒との関わりの適切にしなければならぬため、また、その種目の部活動ができる適任の指導者を探さなければいけません。現在、適任指導者を模索中ではございます。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>(福島 登 議長)</p> <p>2番、廣田齋史君。</p>
<p>2 番議員</p>	<p>(廣田 齋史 議員)</p>

次も関連しますが、④これも地域、部活の地域移行についての質問なのですが、本町も少子化の影響で甲浦中学校はバスケットボール部とバレーボール部。野根中学校は卓球部しかなく、生徒の選択肢が失われている状況であり子供たちがより充実した中学校生活を送るためには、多種多様な選択肢が必要であると考えます。

現在、甲浦小学校の児童数名が佐喜浜や海陽町の少年野球チームに所属して頑張っているようですが、この子供たちが中学生になり、継続して野球がしたければ他町の学校に転校せざるを得ない状況にあります。部活の地域移行が進められる中、本町の地理的、生活圏的な観点から海陽町のチームに参加できる可能性を今後探るべきだと考えますが、どうでしょうか。

議長

(福島 登 議長)

生松教育次長。

教育次長

(生松 克祐 教育次長)

廣田議員の質問にお答えいたします。

県外の部活動のチーム参加につきましてはまず、県外の部活動に関わる関係者との協議、また、その保護者への理解が重要であると考えております。

また、県外のチームに参加する場合、部活動大会においても原則県外の大会のみの参加になりますので、県内の保護者の理解も重要であると考えております。その部活動の関係者との協議次第で今後決まるものだと思っております。

ちなみにですね、海陽町にこの地域移行のことをお伺いしたところ、今現在、海陽町は美波町、牟岐町、海陽町3町でこの

移行の検討協議会みたいなものを立ち上げております。

仮に例として決まった場合、どこで実施するのかなっていう話もお伺いしたんですけども。どこかの町の拠点になるだろう、かもしれないということで、移動手段としては、バス、部活を持ってるバスっていうんですか、クラブの持ってるバスで移動するとか、ていう考えもあるみたいです。

またそれとは別にですね、海陽町独自の模索もしているみたいでございます。以上でございます。

議長

(福島 登 議長)

2番、廣田齋史君。

2番議員

(廣田 齋史 議員)

問題はやっぱり部活、中体連とか何とかの関係で大会とかはやっぱり県またいで、その生徒がそこに他県の生徒が大会に出れないっていうのは、やっぱり国の法的な問題であって国会議員の先生とかと話す機会ごとにやっぱりそれは結構僕も訴えて現状をやっぱり話してる状態ですがやっぱりそれは結構国がやっぱり、法的なことは整備してもらわんとなかなか難しいっていうことは僕も理解しております。

それでは次に移ります。大枠2、防災についてです。

①移転を計画中の甲浦保育園について伺います。令和6年3月議会において、指定避難所の大半はL2クラスの地震、津波の浸水想定区域内にあるため想定区域外の平野部に防災拠点の整備が必要だが計画は、との質問に足達総務課長補佐から、現在計画している甲浦保育園の候補地は浸水エリア外を想定しており、完成すれば避難所として利用できる建築物を建てるよう

議長	<p>考えている。との答弁でしたがその後の計画では、実際に何名程度の避難生活が可能になるのかお伺いします。</p> <p>(福島 登 議長)</p> <p>手島住民課長。</p>
住民課長	<p>(手島 憲作 住民課長)</p> <p>廣田議員の質問にお答えします。</p> <p>甲浦保育園の候補地につきましては先ほど説明しましたが、甲浦浄化センター裏を新たに候補地として進めております。</p> <p>何名程度の避難生活が可能かにつきましては、現在まだ保育園の規模が分からないため想定できません。</p> <p>令和8年度に保育園の基本設計を実施する予定をしており、協議の中に防災担当も参加し決めていきたいと思っております。以上でございます。</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>2番、廣田齋史君。</p>
2番議員	<p>(廣田 齋史 議員)</p> <p>はい、甲浦地区はやっぱり少ない、なかなか高台が少ないので、できるだけやっぱりたくさん避難できるようにお願いしたいと思っております。</p> <p>それでは②震災による避難所計画について伺います。</p> <p>南海トラフ地震が発生すると長期間の避難所生活が想定されます。</p> <p>東日本大震災における避難所生活の期間は、岩手県で約7か</p>

月、宮城県では約9か月に及びました。

町内でも特に高い津波が想定される甲浦地区は、甲浦小学校体育館と複合施設なぎが避難所指定されていますが、スフィア基準によりますと、1人当たりの居住空間は最低3.5平方メートル。これは畳約2畳分とされており、これによると甲浦小学校体育館の床面積は595平方メートルで約170名、なぎが107平方メートルで約35名の合計205名の収容しか期待できません。

住民の数の5分の1程度で通路などを考慮すると、実際はもっと少なくなることが考えられます。今後どう対応していくのか、お伺いします。

議長

(福島 登 議長)

築地 総務課長。

総務課長

(築地 仲音 総務課長)

廣田議員のご質問にお答えさせていただきます。

甲浦地区においては現在、高台にある公共施設はございません。本町では、安芸圏域内の9市町村におきまして、災害対策基本法に規定する災害が発生し、又は発生する恐れがある場合における広域避難に関する協定を結んでおります。実際災害が発生した場合には、直ちに広域避難は難しいところではございます。

避難所に指定されている甲浦小学校体育館や複合施設なぎについては、ケアが必要な方や高齢者、障害者、乳幼児などの要援護者を優先して受け入れることになると考えております。

広域避難の受入れ体制や仮設住宅が建設されるまでの間は、

議長	<p>避難場所や運動場などでのテント生活やあるいは車中泊を余儀なくされるのではないかと考えております。以上でございます。</p> <p>(福島 登 議長)</p> <p>2番、廣田齋史君。</p>
2番議員	<p>(廣田 齋史 議員)</p> <p>再問させていただきます。</p> <p>今、築地課長のほうから、テント生活とか、車とか、いう発言がありました。そのテント生活ってなったときにそのテントは、今現在、その備蓄あるんですか。テント。</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>築地 総務課長。</p>
総務課長	<p>(築地 仲音 総務課長)</p> <p>廣田議員の再問にお答えさせていただきます。</p> <p>避難場所には屋根付きテント。大きなテントはございますが、避難をする個別のテントっていうのは、現在は備蓄をしていない状況でございます。以上でございます。</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>2番、廣田齋史君。</p>
2番議員	<p>(廣田 齋史 議員)</p> <p>現在ないということなんですが、テント生活ということが想定されるのであれば、個別のテントもやっぱりこれから備蓄し</p>

ていくべきやと考えるのでまた御一考をお願いいたします。
それでは③に移ります。応急食糧の備蓄について伺います。
令和6年3月議会において、本町の防災計画では、応急食糧の備蓄は2,600人分の1日分に当たる6,480食の備蓄となっているが政府のガイドラインでは、避難想定者数のおおむね3日分を自治体で用意し4日目以降については、プッシュ型支援する取決めとなっている。この足りない二日分はどのようにするのかとの質問に町長は、これまで地震や津波から命を守るため、住宅や公共施設の耐震化や避難路、避難場所、津波避難タワーの整備に努めてきた。今年度からは、命をつなぐ対策として、三日以上を目指して順次食糧を備蓄していく。との答弁でしたが、現在の備蓄状況を伺います。

議長

(福島 登 議長)

築地 総務課長。

総務課長

(築地 仲音 総務課長)

廣田議員のご質問にお答えさせていただきます。

令和5年度から計画的に水や食糧品を備蓄しており、現在、生見ヘリポートには2リットルの水1,500本とパンの缶詰1,850食、白米、700食、カレーライス588食、土佐はちきん地鶏缶詰720食を備蓄しております。

令和7年度には2リットルの水を600本、食糧品2,700食を購入予定でございます。以上でございます。

議長

(福島 登 議長)

2番、廣田齋史君。

<p>2 番議員</p>	<p>(廣田 齋史 議員)</p> <p>はい、再問させていただきます。</p> <p>細かくご答弁ありましたが、これで大体何日分になるのか。難しいですかね、分かりませんか。お願いします。</p>
<p>議長</p>	<p>(福島 登 議長)</p> <p>築地 総務課長。</p>
<p>総務課長</p>	<p>(築地 仲音 総務課長)</p> <p>廣田議員の再問にお答えさせていただきます。</p> <p>本町は令和 9 年度めどに想定避難者、避難所避難者数、1040 名の 3 日分を備蓄したいと考えておりました、現在は 1.5 日、約 1.5 日分というような計算でございます。若干違うかもしれませんが。申し訳ございません。水と食料がありますので、ちょっと正確にはちょっとお示しはできない状態でございます。以上でございます。</p>
<p>議長</p>	<p>(福島 登 議長)</p> <p>2 番、廣田齋史君。</p>
<p>2 番議員</p>	<p>(廣田 齋史 議員)</p> <p>聞いている住民の方からすると、やっぱりある程度その何日分は大丈夫やとかいう、ことがやっぱりね、欲しいんじゃないかと。安心する材料として思いますんで。また、また別の機会に質問させていただきます。</p> <p>それでは④移ります。</p>

これも備蓄食糧になるんですが、能登半島地震で発災後4日目に国からのプッシュ型支援で実際に珠洲市に届いた食料は、パン2,640個、水3,600本しかありませんでした。当時、珠洲市の人口は1万2千人であり、僅か5人に1個のパンと4人に一本の水しかありませんでした。

想定される南海トラフ地震の規模を考えますと、すぐに国から十分な支援があるとは到底考えられません。個人が持っている水や食料には限度がありますので、各避難所の食糧の備蓄数の計画も今後見直す必要があると考えますが、どうでしょうか。

議長

(福島 登 議長)

築地 総務課長。

総務課長

(築地 仲音 総務課長)

廣田議員のご質問にお答えさせていただきます。

現在、非常食は生見ヘリポートに備蓄をしております。東洋町では、先ほども申しましたが、令和9年度までに一人1日3リットルの水と食糧品3日分の備蓄を目指しておりますが、発災後、直ぐに各避難所へ非常食の配送をすることは困難となります。何処の避難所へ何人分の非常食を分散備蓄をしていくかにつきましては、今後考えていく予定でございます。以上です。

議長

(福島 登 議長)

2番、廣田齋史君。

2番議員

(廣田 齋史 議員)

<p>議長</p>	<p>各地区に自主防災組織が立ち上がっている状態ですので、その辺今後やっぱり自主防災組織の地域におうたやっぱり対応が必要になってくると思うんで、その辺の何ていうんすかね、相談を密にしてやっていただきたいなと思います。</p> <p>それでは、⑤に移ります。耐震化率について伺います。</p> <p>令和6年3月議会での町内の住宅耐震改修工事についての質問で耐震化率は42パーセントであるとの答弁でしたが、現在の耐震化率をお伺いします。</p> <p>(福島 登 議長)</p> <p>築地 総務課長。</p>
<p>総務課長</p>	<p>(築地 仲音 総務課長)</p> <p>廣田議員のご質問にお答えさせていただきます。</p> <p>町長の行政報告でもあったと思いますけれども、令和7年4月1日現在の耐震化率は50.6パーセントでございます。以上でございます。</p>
<p>議長</p>	<p>(福島 登 議長)</p> <p>2番、廣田齋史君。</p>
<p>2番議員</p>	<p>(廣田 齋史 議員)</p> <p>約1年、約1年ですかね、1年ぐらいで8パーセントほど伸びてる、状態と思うんですが、50パーセントってちょっと頭打ちなんじゃないかなっていうのは、個人的にも考えるんですが、これ耐震化があんまり伸びていかないというか、そういう原因再問ですね、原因とかいうのは、分析はできてますか。</p>

議長

(福島 登 議長)

再問で。築地 総務課長。

総務課長

(築地 仲音 総務課長)

廣田議員の再問にお答えさせていただきます。

すいません、ちょっと資料を用意しておりましたのですが、ちょっと今見当たりません。申し訳ないですけれども。隔年それぞれ事業実績はありまして現在232件の耐震化、住宅が完了しておりますので伸び悩んでいるわけではございません。以上でございます。

議長

(福島 登 議長)

2番、廣田齋史君。

2番議員

(廣田 齋史 議員)

伸び悩んでるわけではないという答弁でございましたんで、やはりね、どうもこの間の珠洲市の時も、僕ら視察しに行かしていただいたときも、やっぱりいろいろお話聞いたところで、やっぱり耐震、古い家の家屋の耐震化がやっぱりだいぶその後の被災のひどさに影響してくるということも、お伺いしたんで、やっぱりね、できるだけやっぱり耐震改修をやっていただくように努力をしていただきたいと思います。

それでは、⑥に移ります。ふれあい館なごみの撤去について伺います。

令和6年3月議会において、ふれあい館なごみの旧校舎部分は、老朽化がひどく大きな地震が起これば倒壊する危険がある。

すぐ隣にはグループホーム慎太郎があり施設利用者の方の避難場所である甲浦集落活動センターなぎへの経路が塞がれる可能性があります。

早急な対応が必要ではないかとの質問に対し、築地総務課長が、国の空き家対策総合支援事業で除去の対象になりうるのか確認し補助金を活用できるようであれば、できるだけ早く除去ができるように取り組むとの答弁でしたが、その後の取組についてお伺いします。

議長

(福島 登 議長)

築地 総務課長。

総務課長

(築地 仲音 総務課長)

廣田議員のご質問にお答えさせていただきます。

令和6年の6月議会においてですね、廣田議員の発言のとおり答弁をさせていただきました。ふれあい館なごみの旧校舎部分については老朽化が激しく損壊の危険もございます。

町といたしましてもグループホーム慎太郎ご利用者並びに周辺住民の方の避難経路確保のため、取壊しに向け解体工事設計に係る見積り等を取得するなどの準備を進めておりました。今回の除却につきましては、工事規模も大きく町の予算のみでの対応が難しい為、国の補助金の現在の空き家対策総合支援事業を活用する予定ではございます。

しかし、東洋町B & G海洋センターの体育館やプールの老朽化により令和6年10月に廃止が承認されたことで、公益財団法人B & G財団から建物の取壊しを求められております。こちらを優先する必要がございますので、旧校舎部分の除去につき

ましては、早ければ令和9年度に設計を行い、令和10年度に除却を行う計画ではございますが、B & G海洋センター体育館とプール除却事業の進捗状況もございますので、あくまでも計画段階であることを申し添えさせていただきます。以上でございます。

議長

(福島 登 議長)

2番、廣田齋史君。

3番議員

(廣田 齋史 議員)

あそこの慎太郎ですが、僕個人的に月に1回、散髪に行かしてもろて結構やっぱり、ほとんど車椅子やったりとか足の弱った方がほぼほぼですので、なかなかやっぱそこから行くときに、大変な邪魔になったら大変なと思うんで、できるだけ早くよろしく願いいたします。はい。これで私の質問を終わります。

(質問終了時間：13時54分)

議長

(福島 登 議長)

ここで休憩をします。再開は、2時5分です。

休憩前に引続き会議を開きます。

続いて、大坪千倫君の質問を許します。件名は、物価高騰対策についてほか3件であります。答弁者は、担当課長ほかとなっております。

1番、大坪千倫君、質問を始めてください。

(質問開始時間：14時05分)

1 番議員	<p>(大坪 千倫 議員)</p> <p>通告に従いまして、大枠 4 点ほど質問させていただきます。まず一つ目は、物価高騰対策についてです。同僚議員と少し質問かぶるところもあるかと思いますが御了承ください。一つ目現在、国、県で物価高騰に対しての支援策は検討されております。それぞれどのような支援策が検討されているのか、御説明をお願いします。</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>築地 総務課長。</p>
総務課長	<p>(築地 仲音 総務課長)</p> <p>大坪議員のご質問にお答えさせていただきます。</p> <p>国は、第 1 の柱に生活の安全保障、物価高への対応とし、一つ目に、重点支援地方交付金の拡充。二つ目に、エネルギーコストの負担軽減。三つ目に、物価高対応子育て応援手当。四つ目に、外国人問題への対応の強化。五つ目に、賃上げ環境の整備、と 5 つの支援策を掲げております。</p> <p>東洋町では、一つ目の重点支援地方交付金を活用し、物価高に対する住民への支援としまして議案説明時においては、全住民を対象に一人 2 万円の地域振興券を配布するとしておりましたが、1 万円引上げ、一人 3 万円の地域振興券を配布することとしたい考えでございます。</p> <p>三つ目の物価高対応子育て応援手当では、本町においては、物価高の影響を強く受ける子育て世帯を支援するため、児童手当支給対象児童一人に 2 万円を支給するためそれぞれ必要な予算を今議会へ予算計上をしております。</p>

高知県では、12月補正予算におきまして物価高騰対策として、生活者に対する支援策と事業者に対する支援策を掲げており生活者に対する支援策として、物価高騰の影響を強く受けている低所得ひとり親世帯への支援また、県立中学校の学校給食費の増額分に係る保護者の負担を軽減する施策などを実施する計画であるようでございます。以上でございます。

議長

(福島 登 議長)

1番、大坪千倫君。

1番議員

(大坪 千倫 議員)

丁寧なご答弁頂きました。

住民の皆様は、どんな支援策が検討されているか分かりづらい状況にあると思いましたので、情報を整理するよう質問させていただきました。

次に、物価高騰支援策の中でも現在メディアで取り上げられる機会の多い重点支援地方交付金の使い道について質問します。

重点支援地方交付金の使い道としてお米券を取り上げられることが多いですが実際のところは、使用用途は自治体に委ねられております。他市町村の動向を確認しますと、商品券、お米券、水道料金の基本料金の減免などを検討しているようです。本町の方針を改めて説明をお願いします。

議長

(福島 登 議長)

築地 総務課長。

<p>総務課長</p>	<p>(築地 仲音 総務課長)</p> <p>大坪議員のご質問にお答えさせていただきます。</p> <p>いろいろと支援策については検討を重ねましたが、本町としましては、物価高に対する住民への支援といたしまして、町内において食料品や日用品の購入、ガソリンの給油、飲食店などにご利用いただくことができる地域振興券の配布をしたい考えでございます。</p> <p>議案説明時におきまして、先ほども申しましたが、全住民を対象に一人2万円の地域振興券の配布を考えておりましたが、令和7年12月16日付けで重点支援地方交付金の交付限度額が示され、東洋町は6千473万3千円となっております。これにより町といたしましては、1万円引上げまして一人3万円の地域振興券を配布することにしたい考えでございます。</p> <p>令和8年4月1日からご使用いただけるよう、3月中に発送をするために準備を進めてまいります。町民はもちろん、町内事業者の売上げにもつながるものと考えております。以上でございます。</p>
<p>議長</p>	<p>(福島 登 議長)</p> <p>1番、大坪千倫君。</p>
<p>1番議員</p>	<p>(大坪 千倫 議員)</p> <p>はい、分かりました。次に移ります。二つ目です。</p> <p>東洋町家屋転倒防止等対策費補助金について質問していきます。県は、10月の29日に最大クラスの地震、津波を想定した新たな津波浸水予測図を公表しました。その情報によりますと、本町の場合は、避難行動が難しくなる30センチの津波は、</p>

地震発生から5分以内に海に近い沿岸を襲い、役場には23分後、甲浦駅にも20から30分後に到達するとのことであります。

高知県内の中でも、特に津波到着時間が早い想定されている本町としては、十分な事前防災に取り組む必要があるのではないかと考えております。

質問に移ります。町長の行政報告より、木造住宅の耐震率は約50パーセントまでに上がってきており、さらに家具転倒防止策など命を守るための対策を引き続き実施していくと報告がありました。

室内の防災対策を進める町の補助金として現在、家具転倒防止等対策費補助金というものがあります。この補助金は具体的にどのようなことに使えるのか、御説明をお願いします。

議長

(福島 登 議長)

築地 総務課長。

総務課長

(築地 仲音 総務課長)

大坪議員のご質問にお答えさせていただきます。

家具転倒防止等対策補助金は、南海トラフ地震などの発生時に家具の転倒やガラスの飛散による被害を軽減することを目的として、町民の方が自宅で実施する家具転倒防止対策に要する費用を支援する制度でございます。

補助金の対象経費といたしましては、転倒防止器具の購入費と取付作業費の二つとしております。

まず、購入費につきましては、家具を固定するための金具や突っ張り棒、食器棚等の飛散防止ロック、ガラス飛散防止フィ

ルムなど、家具の転倒防止やガラス飛散防止に必要な器具類の購入費が対象となります。

次に取付け作業費につきましては、これらの器具を実際に住宅内の家具へ取り付けるための工事作業に要した費用が対象でございます。

補助額は、いずれも1世帯当たり上限1万円としており、購入費と取付け作業費を合わせますと、1世帯当たり上限2万円まで補助が可能です。また、購入のみでの申請は認めず、必ず取付け作業を伴うことを条件としております。

町といたしましては、この補助制度をご活用いただくことで地震時における家具転倒による怪我の防止や、室内での避難経路確保につながるものと考えており、今後も多くの住民の皆さんにご活用いただきたいと考えております。以上でございます。

議長

(福島 登 議長)

1番、大坪千倫君。

1番議員

(大坪 千倫 議員)

再問いたします。

念のため伺いいたします。通電火災を予防するために、地震が揺れたら、ブレーカーが落ちる感震ブレーカーというものもあるんですが、こちらも対象となるという認識でよろしいでしょうか。

議長

(福島 登 議長)

長崎町長。

町長	<p>(長崎 正仁 町長)</p> <p>大坪議員の再問にお答えをいたします。</p> <p>確かにですね大坪議員のおっしゃるとおり、地震動対策として今、感震ブレーカーの設置の支援を求める声もございます。ただですね現状、県補助にはございませんので、これはちょっと先の話になりますけれども、そういったニーズ、要望があるということは、県のほうにも私のほうから要望してまいりたいと思います。よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>1 番、大坪千倫君。</p>
1 番議員	<p>(大坪 千倫 議員)</p> <p>はい、分かりました。次に移ります。</p> <p>現在、総務課長も説明頂きましたが、家具転倒防止対策費補助金の補助上限は取付け作業費 1 万円、購入費 1 万円の計 2 万円となっております。それに対して安芸市では、近年家具転倒防止対策として補助金額を取付け費用込みで 2 万円から 3 万 2 千円までに引上げております。</p> <p>また、他にも安芸市と同様の内容で来年度の予算化を目指している自治体もあると聞いております。</p> <p>本町でも耐震対策だけでなく家具転倒防止等の補助金額も引上げて少しでも多くの世帯で十分な事前防災を実施してもらうことが必要ではないかと思うんですが、いかがでしょうか。</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>築地 総務課長。</p>

総務課長

(築地 仲音 総務課長)

大坪議員のご質問にお答えさせていただきます。

現在、家具転倒防止対策費補助金の活用実績は少ない状況でございます。令和7年度において20万円の予算を計上しておりますが、現時点で申請は1件で1万円の実績でございます。令和6年度は3件の4万9,200円、令和5年度は2件の1万9,300円の実績ございました。

例年広報誌にて家具や家電の安全対策として、家具や家電の転倒を防止するための器具の購入及び取付け作業にかかる費用、ガラス飛散防止フィルムの購入及び貼り

付け作業にかかった費用の補助としており、先程、大坪議員のご発言のとおり1世帯当たり2万円までとした内容で広報へ掲載をしております。

また、広報につきましては、住宅耐震改修工事が完了しましたら、対象者の方に対しても個別に家具転倒防止対策費補助金に係る案内文を同封し、周知を図ってまいりたいとも考えております。

今後、住民の皆様からご要望が増えましたら上限の引上げを含めまして検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

議長

(福島 登 議長)

1番、大坪千倫君。

1番議員

(大坪 千倫 議員)

現時点では上げる予定はないということで理解いたしました。

た。総務課長もおっしゃるとおり、自分は過去2年3年見ましたけれども、やっぱり予算執行率は余り悪いというのは現状です。今後、住民の皆さまに必要性の周知と広報をしっかりと努めていてもらいたいなと思っております。

次、3点目に移ります。被災後の生活再建について伺っていきます。

一つ目、生活の再建に向けた支援制度として、どのようなものがあるのか、ご説明をお願いします。

議長

(福島 登 議長)

奥村 住民課長補佐。

住民課長補佐

(奥村 忍 住民課長補佐)

大坪議員のご質問にお答えをいたします。

災害により、被災者もしくはその家族が死亡したり障害を受けた場合は、災害弔慰金や災害見舞金が支給をされます。被災住宅、実際に家が被災した場合なんです、被災住宅の被害程度やその家の再建方法に応じて被災者生活再建支援金というものも支給されます。

また、世帯主の負傷や家財、住宅の損害に応じて貸付けされる災害援護資金のほか、県の生活福祉資金貸付け制度要綱に基づき、高知県社会福祉協議会が低所得者世帯などに対して行う生活福祉資金の貸付けなどございます。以上でございます。

議長

(福島 登 議長)

1番、大坪千倫君。

1 番議員	<p>(大坪 千倫 議員)</p> <p>次の質問に移ります。</p> <p>被災後、税金や国民健康保険、住宅ローンなどの支払いが困難になる可能性もあるかと思えます。その場合の対処方法はあるのかお伺いたします。</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>奥村 住民課長補佐。</p>
住民課長補佐	<p>(奥村 忍 住民課長補佐)</p> <p>大坪議員のご質問にお答えをいたします。</p> <p>町税、国民健康保険税などにおいては、それぞれ災害による納付期限の延長や減免規定がございます。そのほか、国税についても災害減免法に基づく所得税の軽減、免除などがございます。</p> <p>住宅ローンにつきましては、平成27年12月に自然災害による被災者の債務整理に関するガイドラインが取りまとめられ、民間の自主的なルールのもと、住宅ローンを借りている被災者が破産手続などの法的な倒産手続によらず銀行などの金融機関との話し合いにより、ローン減額や免除を受けることができるものがあると認識をしております。以上でございます。</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>1 番、大坪千倫君。</p>
1 番議員	<p>(大坪 千倫 議員)</p> <p>次の質問に移ります。</p>

<p>議長</p>	<p>仮設住宅は、いつ頃どこに設置され、どのような方が何年入居できるのか、ご説明をお願いします。</p> <p>(福島 登 議長)</p> <p>奥村 住民課長補佐。</p>
<p>住民課長補佐</p>	<p>(奥村 忍 住民課長補佐)</p> <p>大坪議員のご質問にお答えをいたします。</p> <p>本町で平成29年3月に策定をした応急期機能配置計画では、最大クラスの地震が発生した場合、面積にして6万7,400平米の応急仮設住宅用地が必要であることを想定しております。</p> <p>建設用地の候補といたしましては、生見トンネル上の造成地、旧名留川小学校校庭、B & G海洋センター総合運動場、押野地区農村公園などが挙げられます。</p> <p>被災後3週間で建設をされ、おおむね5年間入居可能としております。入居対象者につきましては、住家が全壊、全焼または流出し、住居する住家がない者であって、自らの資力では住家を得ることができないもの、という国の規定がございますが、具体的な入居基準などはこれから検討段階にある状況でございます。以上でございます。</p>
<p>議長</p>	<p>(福島 登 議長)</p> <p>1番、大坪千倫君。</p>
<p>1番議員</p>	<p>(大坪 千倫 議員)</p> <p>再問は控えておきますが気になることとしては、仮設住宅に</p>

れども、そのあとは、住家を見つけないといけないと。ただ、その支援策も、先ほど答弁頂きましたけれども、それを含めても、家を買う資金力がない人であったり、また、高齢のためローンを組めなくて、家購入することができないという人もいると思うんですけれども、そのような方、どのような手段があるのか。お伺いしたいと思います。

議長

(福島 登 議長)

奥村 住民課長補佐。

住民課長補佐

(奥村 忍 住民課長補佐)

大坪議員の再問にお答えをいたします。

自分が調べた中では、そういうような、今のところ支援策がないようなんですが、例えば、石川県能登半島地震のことで、石川県も費用の制度化に取り組んでおりまして、例えば移転費用の補助、引っ越し費用の補助であったり、今、被災した家がローンを組んで、新たに家を借りるとなったらローンを組まないかんということになれば、ローンの利子相当額を補助したりというような、石川県ではそういう取組をされているということもお聞きしております。

本町といたしましても、今後ですね、そういう他県、他市町村の制度を見ながら、制度化できるようなものがあれば、制度化をしていきたいと思っております。以上でございます。

議長

(福島 登 議長)

1番、大坪千倫君。

1 番議員	<p>(大坪 千倫 議員)</p> <p>丁寧なご答弁頂きました。</p> <p>住家ってということだけでも、なかなかケースバイケースで難しいところ多々あると思いますので今後、調べていただきたいと思います。次に行きます。</p> <p>農業、漁業の事業再開支援としてどのようなものがあるのか、お伺いいたします。</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>生田産業建設課長。</p>
産業建設課長	<p>(生田 憲一 産業建設課長)</p> <p>それでは大坪議員のご質問にお答えします。</p> <p>大規模災害が発生した際の農業、漁業の事業再開支援制度についてですが、国の制度を軸に、市町村が地域の実情に合わせて適用、組み合わせる形で整備されております。</p> <p>まず、農業分野におきましては、被災を受けた農業者の事業再開を迅速化することを目的として、災害復旧事業の財源確保、農業共済制度による災害給付、そして金融面の支援として、低利資金の融資や利子補給、さらには再開に向けた計画づくりの支援や補助制度などがあります。</p> <p>次に、漁業分野につきましても漁業者の操業再開を支える金融支援や漁獲先の確保、販路開拓を支援する施策を組合せたものなどがあります。以上でございます。</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>1 番、大坪千倫君。</p>

1 番議員

(大坪 千倫 議員)

現実的には、農業、漁業の事業再開は難しい状況になるのだろうとは思っています。今年、議会で視察に行った能登半島の珠洲市でも、なかなか農業漁業分野は事業再開できていない人が多いということは聞いておりました。先ほど課長が答弁いただいた事は、しっかりと、できるだけ早期に事業再開できるように、被災後のイメージは膨らませておいてもらいたいなと思っております。次に移ります。

がんばる農業支援事業費補助金について質問していきます。

高知県内で3市町村ほど機械修繕に補助を出している自治体がありました。機械修繕は高額となるケースがあり、需要はあるものと思っております。補助対象に追加する考えはあるのかどうか、伺いたします。

議長

(福島 登 議長)

生田産業建設課長。

産業建設課長

(生田 憲一 産業建設課長)

大坪議員のご質問にお答えします。

農業用機械は高額な機械でありまして、その修繕も当然高額となることは想像できます。農業者の負担軽減と、生産活動の継続を推奨するという観点から検討に値する案件と考えておりまして、以前にも修繕を対象とするかどうかを検討したことがあります。その時には、故障や修繕箇所の確認が難しいこと、また、修繕要望に対し、補助金の交付手続にある程度日数がかかるため、緊急な修繕に対応できないことなどの理由から見送

った経緯があります。

今後は、現場の実情を踏まえ、公平性、透明性を確保した制度となるよう、修繕の必要性、機能回復の程度などを明確にした上で、修繕を補助対象にするかどうかを再度検討したいと考えております。以上でございます。

議長

(福島 登 議長)

1 番、大坪千倫君。

1 番議員

(大坪 千倫 議員)

前向きにご検討いただけるものとして私は受け取りました。修繕箇所が分からなくなるとか、そういう懸念点があるというのも承知しました。新しいことをやるんで懸念材料クリアしてから、慎重にというのも、当然のことだと思っております。ただ、現在機械修繕に対して、ほかの市町村、出している自治体ありますので、先ほど課長がおっしゃられた懸念材料もクリアにしているからできているのだろうとも思っています。

ぜひ、うまく運用している自治体であったり、農業者等にもヒアリングして前向きに進めていってほしいなと思っております。

次に移ります。

高知県内では確認できなかったんですが、全国では中古機械の購入費に対して補助を出している自治体もあります。

具体的な内容としては、残存耐用年数が3年以上残っている中古機械の購入に対して補助を設けている自治体が多かったです。農業機械の値上がりも続く中、一定の需要はあるものと思っております。まだ機械を使えるということが保障されるもの

議長	<p>であれば、新規購入と同様に補助対象としてもよいと思うんですが、いかがでしょうか。</p> <p>(福島 登 議長)</p> <p>生田産業建設課長。</p>
産業建設課長	<p>(生田 憲一 産業建設課長)</p> <p>大坪議員のご質問にお答えします。</p> <p>メーカーまたは小売店が一定期間以上使用できると保証されるものであれば補助対象としても問題ないと考えております。</p> <p>以上でございます。</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>1 番、大坪千倫君。</p>
1 番議員	<p>(大坪 千倫 議員)</p> <p>再問します。</p> <p>補助対象として問題ないという答弁頂いたんですが、いつ頃、その補助対象に追加する想定でいるのか。お伺いします。</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>生田産業建設課長。</p>
産業建設課長	<p>(生田 憲一 産業建設課長)</p> <p>大坪議員の再問にお答えします。</p> <p>できるだけ早く対象となるよう、補助金交付要綱を見直したいと考えております。以上でございます。</p>

議長	(福島 登 議長)
	1 番、大坪千倫君。
1 番議員	(大坪 千倫 議員)
	早期に実現できるようお願いします。
	次、がんばる農業支援事業費補助金だけでなく、他の補助金制度にも関係することにはなるんですが、補助金を受け取る方法として、概算払いという手段があると聞いております。この概算払いとはどのようなものなのか、また、どのような方が、この概算払いという方法で、補助金を受け取ることができるのか、ご説明をお願いします。
議長	(福島 登 議長)
	生田産業建設課長。
産業建設課長	(生田 憲一 産業建設課長)
	大坪議員のご質問にお答えします。
	まず、概算払いとは、交付決定後の補助金の一部を事前に前払いする仕組みを指します。具体的には、補助金の一定割合を先に支給することで資金繰りの負担を軽減し、事業の着手を促す目的に設けられたものです。
	次にどのような方がということですが、補助金の交付決定を受けた方であれば申請できます。申請理由としては、補助金を含めた事業費を先に一括払いする際に、資金繰りのタイミングが合わないために申請してくるケースが多いものです。以上でございます。

議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>1 番、大坪千倫君。</p>
1 番議員	<p>(大坪 千倫 議員)</p> <p>再問します。</p> <p>概算払いにて補助金を申請した場合と、通常どおり全額の払込みをしてから申請した場合とで、最終的にもらえる、その補助金額というのは違いはないのか、何割か削減されるとか、その点教えていただきたいです。</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>生田産業建設課長。</p>
産業建設課長	<p>(生田 憲一 産業建設課長)</p> <p>大坪議員の再問にお答えします。</p> <p>概算払いをする際には、交付決定額の 9 割を先に支出しまして、事業実績報告書が出てきた後に残りの分を支給する形であります。以上でございます。それで 100 パーセント支給です。</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>1 番、大坪千倫君。</p>
1 番議員	<p>(大坪 千倫 議員)</p> <p>実際に全額の払込みを待つというのが、資金繰りの的にしんどいから補助申請していないという人も何人か聞いておりますので、この概算払いというのを自分としても周知はしていきたい</p>

	<p>いなと思っております。次に行きます。</p> <p>現在、商工持続発展支援事業は廃止されておりますが、廃止理由の一つとして同一事業者が何度も補助金を受け取られるような仕組みについて問題視されていたことだと認識しております。</p> <p>がんばる農業、漁業支援事業費補助金についてはそのような問題となっていることはないのか、現状をお伺いいたします。</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>生田産業建設課長。</p>
産業建設課	<p>(生田 憲一 産業建設課長)</p> <p>大坪議員のご質問にお答えします。</p> <p>この補助金を使いまして購入する機械や設備につきましては、農業や漁業以外に使用できるものは少なく、生業に直結したものが多くことから、問題はないと考えております。</p> <p>また、参考としまして、令和元年度から令和6年度までの実績件数を報告しておきます。</p> <p>がんばる農業におきまして、補助1回目の方は57件、2回目の方は29件、3回目は8件でございます。</p> <p>がんばる漁業につきましては、補助1回目の方は34件、2回目の方は15件、3回目の方が9件、4回目の方が7件、5回目6件、6回目1件でございます。以上でございます。</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>1番、大坪千倫君。</p>

<p>1 番議員</p>	<p>(大坪 千倫 議員)</p> <p>再問します。</p> <p>農業、漁業支援事業費補助金については、生業に直結しているものなどで複数回の使用は認めていると理解しました。特に農業者は、この補助金は3回までしか使えないという認識の人が多いため、多いです。そこも、改めて自分も周知をしていきます。</p> <p>再問としまして、複数回使用することはいいと思うんですけども、ただ、1回目2回目の方は優先してほしいなと思っているんですけども、そこら辺は優先順位はもちろんされていると思うんですけども、ご答弁お願いします。</p>
<p>議長</p>	<p>(福島 登 議長)</p> <p>生田産業建設課長。</p>
<p>産業建設課長</p>	<p>(生田 憲一 産業建設課長)</p> <p>この補助金も予算の範囲内で補助するようにしていますが、予算を超えるような場合につきましては、申請の1回目の方、申請回数も少ない方を優先的にするようにしております。</p> <p>なお、先ほど申し上げませんでした。補助の1回目の方は、補助事業費の80パーセント、2回目の方が60パーセント、3回目以降の方は40パーセントの補助率になってはおります。あと補助上限としては50万円が補助上限です。以上でございます。</p>
<p>議長</p>	<p>(福島 登 議長)</p> <p>1番、大坪千倫君。</p>

<p>1 番議員</p>	<p>(大坪 千倫 議員)</p> <p>最後の質問になります。</p> <p>町は、個人や団体に対して様々な補助金を支給しておりますが、関係者以外は具体的にそれがどのようなことに使われているのか分かりません。第一次産業分野の補助金で3点ほどピックアップしていただいて、どのようなことにどのような補助金が使われているのかというのをご説明していただきたいと思っております。</p>
<p>議長</p>	<p>(福島 登 議長)</p> <p>生田産業建設課長。</p>
<p>産業建設課長</p>	<p>(生田 憲一 産業建設課長)</p> <p>大坪議員のご質問にお答えします。</p> <p>3点ほどということですが、まず一つ目にがんばる農業支援事業費補助金としてこれは機械購入費としましてユズ園で使うウッドチップパー、樹園地の農薬散布用のセット動噴、園芸ハウス用の二酸化炭素発生装置などが購入されております。</p> <p>二つ目にポンカン振興対策協議会補助金。この協議会につきましては、1 後継者対策、2 有害鳥獣対策、3 ポンカン低樹高化対策を3本柱に令和3年8月に設立された協議会であります。</p> <p>補助金につきましては、主にポンカンのPR活動に使われております。</p> <p>最後に、環境保全型農業推進事業費補助金です。</p> <p>これは園芸ハウス農家が対象で害虫駆除のための天敵虫の購</p>

入、受粉作業軽減のためのハチなど、虫の購入経費に対して補助するものであります。以上でございます。

議長

(福島 登 議長)

1番、大坪千倫君の質問が終わりました。

(質問終了時間：14時45分)

続いて、高島俊彦君の質問を許します。件名は、10月11日の高知新聞に掲載された第三者委員会の報告について、ほか2件であります。答弁者は、町長、担当課長ほかとなっております。

4番、高島俊彦君、質問を始めて下さい。

(質問開始時間：14時46分)

4番議員

(高島 俊彦 議員)

それでは私の一般質問を始めます。

題目といたしまして、10月11日の高知新聞に掲載された第三者委員会の報告について質問をいたします。

10月11日、高知新聞に大きな見出しで東洋町不適切保育3件認定、恐怖感を抱かせる恐れ第三者委員会の報告書ということで掲載されておりました。このことについて3件ほど質問いたします。

一つ目、①といたしまして同じ高知新聞の別の見出しで、子どもの心で虐待判断を、子ども心で虐待判断を、ということで、小児科医師指摘とあり、乳幼児学童精神保健医が大人が何をしたかではなく子供の心が傷ついたかどうかで虐待を判断、という判断すべきだと指摘しております。この指摘について町長は

<p>議長</p>	<p>どのように思うか、お考えをよろしくお願ひいたします。</p> <p>(福島 登 議長)</p> <p>田岡住民課長。</p>
<p>住民課長</p>	<p>(田岡 伊織 住民課長)</p> <p>高島議員のご質問にお答えをいたします。</p> <p>本件につきましては、新聞の記事について、公の場で個別に見解を述べる立場にはないことを趣旨としてお答えします。</p> <p>公的な場においては、事実関係の所在や今後の施策の方向性を明確に示すことが求められると思いますが、特定紙面の記事についてコメントすることは適切ではなく公務の透明性と中立性を確保する観点から控えるべきだと考えております。</p> <p>私の言っていることは、意味は伝わっておりますでしょうか。</p> <p>(高島議員自席より、おります)</p> <p>要するに新聞の記事そのものに対して、直接のコメントということはちょっと控えさせていただきたい。</p> <p>記事を読まれた上でですね、議員ご自身が意見なりご主張なりをしていただいて、それに対して執行部の見解を聞くということでございましたら答弁申し上げたいと思います。以上でございます。</p>
<p>議長</p>	<p>(福島 登 議長)</p> <p>4 番、高島俊彦君。</p>

4 番議員

(高島 俊彦 議員)

先ほどの答弁に対する再問であります。

今の答弁は、執行部の答弁であり私は町長の考えをお聞きしたいということで質問してあるがです。今の自分が言った質問に対して町長の答弁を同じ考えでも構いませんけど町長の考えを聞きたいのであります。よろしくお願いします。

議長

(福島 登 議長)

長崎町長。

町長

(長崎 正仁 町長)

はい、町長の考えと言うかですね、ちょっと今回この質問への扱い方について、執行部側でも協議をさせていただきました。

このですね、新聞の中のコメントにつきましてはですね、これは高知新聞社さんが取材で、読者へ対してのメッセージいうことであってですね、東洋町に対してのメッセージではない。つまりですね、その方のコメントに対して直接ですね、公の場で物を申し上げるということはちょっと控えたほうがいいんじゃないか。

逆に、先ほど担当課長も言いましたように記事を読みになってですね、高島議員がどのように感じたかということ発言をしていただいた、それに対してこちら答弁をさせていただきたいという趣旨で、先ほど担当課長から申し上げさせていただいた次第であります。ご理解よろしくお願いします。

(高島議員自席より、 当然町長も見てますでしょう。)

議長	(福島 登 議長)
	高島さん。
4 番議員	(高島 俊彦 議員)
	はい。
議長	(福島 登 議長)
	質問で、やってください。
	4 番、高島俊彦君。
	再々問になります。
4 番議員	(高島 俊彦 議員)
	再々問と違います。町長、町長の今、今の答弁を聞かせてもらいました。
	まあ、その新聞当然見ておると思います。町長もそれに対しての答弁ですよ。今考えは、個人的に言うのやったらなんやけど新聞を見ての感想をここで答弁するのはというような、執行部と同じですよ。
	分かりました。次に、次の二つ目の質問に入ります。
	(執行部自席から、次も一緒よ)
4 番議員	(高島 俊彦 議員)
	一緒です。また同じことを答えればいいんですよ。そうやったら、はい。二つ目、また、新聞の中には、子供の、子供は言葉で気持ちを伝えられないからこそ大人が抱いた感情、言葉で

	<p>ないところで敏感に感じ取っていると。まあ、大切なのは、テクニックではなく、子供をかわいいと思う気持ちで自分が子供ならどう感じるかを想像して接して、接してくれと。するべきやと掲載されています。</p> <p>質問って大体ありますんでね。このことに対して、当然町長も見ておるはずでございますのでどのような考えているのか、答弁を。同じことでございます。今更変えたちいかんやろ、はい、町長の考えを。</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>長崎町長。</p>
町長	<p>(長崎 正仁 町長)</p> <p>はい、お答えをいたします。先ほどもですねお答えしましたけれども、その記事を読まれて高島議員のご意見が質問としてほしいと思います。</p>
4 番議員	<p>(高島 俊彦 議員)</p> <p>どう言うたら、町長の考えが1番必要なの。</p>
町長	<p>(長崎 正仁 町長)</p> <p>いや、一言いうて。</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>発言は。</p>
4 番議員	<p>(高島 俊彦 議員)</p>

<p>議長</p>	<p>はい、はい、分かりました。はい。</p> <p>(福島 登 議長)</p> <p>4 番、高島俊彦君。</p>
<p>4 番議員</p>	<p>(高島 俊彦 議員)</p> <p>はい。それでは、三つ目の質問に入ります。③の質問ですよ。③の質問に入ります。</p> <p>不適切保育 3 件が認定されてるんですから、当然子どもに対する心理点的ケアをしていると思うのですが、どのような形でしているのでしょうか。答弁もよろしく願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>(福島 登 議長)</p> <p>田岡住民課長。</p>
<p>住民課長</p>	<p>(田岡 伊織 住民課長)</p> <p>はい、高島議員のご質問にお答えをいたします。</p> <p>令和 6 年 8 月から公認心理師さんによるカウンセリングを実施しております。保護者向けの子育て相談という名目で始まった事業ではございますが、希望があれば卒園児を含むお子さんについてもカウンセリングを受けていただくことが可能となっております。</p> <p>令和 6 年度は 4 回実施、令和 7 年度は予定も含めまして 5 回の実施となります。1 回当たり 2 時間の開催で 1 時間ずつ 2 組まで受けていただくことができます。場所につきましては、役場か保育園いずれかを保護者の方に選択をしていただけるようになっております。以上でございます。</p>

議長	(福島 登 議長)
4 番、高島俊彦君。	
4 番議員	(高島 俊彦 議員)
再問でございます。	
	<p>心理的ケアであります対象となる幼児は、この問題が明るみに出てから何年かたっております。小学校に当然上がっている生徒もおるはずでございます。対象保育園児だけではなく、小学低学年ですよ。児童も含めるべきであると思うんですが、答弁をよろしく願いいたします。</p>
議長	(福島 登 議長)
田岡住民課長。	
住民課長	(田岡 伊織 住民課長)
高島議員のご質問にお答えいたします。	
	<p>答弁をさせていただいたつもりだったんですけど、卒園児を含むほかについても、受けることが可能となっておりますので、小学生であっても卒園児であれば受けていただくことは可能となっております。以上でございます。</p>
4 番議員	(高島 俊彦 議員)
可能じゃなしにやってくれ言よる。	
住民課長	(田岡 伊織 住民課長)
やってますんで、申込みしたら受けることができます。よろ	

<p>4 番議員</p>	<p>しくお願いします。</p> <p>(高島 俊彦 議員)</p> <p>はい。</p>
<p>議長</p>	<p>(福島 登 議長)</p> <p>4 番、高島俊彦君。</p>
<p>4 番議員</p>	<p>(高島 俊彦 議員)</p> <p>再々問ということで、いいですかね。</p>
<p>議長</p>	<p>(福島 登 議長)</p> <p>どうぞ。</p>
<p>4 番議員</p>	<p>(高島 俊彦 議員)</p> <p>再々問ということで、あれですよねえ。心理的ケアもやねえ。これは保護者も出席するんですよ。前、進みます。</p> <p>保護者と前から調整してですよ、幼児、児童、保護者が出席しやすいように、前から調整してからね、結局よう、中にはやっぱり急に言われても仕事をみんな持ってますわよね、ほやきん、そういういついつやりますいうて言うたち出席できる親もおる。そういうことを聞いたことがあります。そういうようなことでやっぱり、保護者もね、児童も一緒に出席するように心がけてほしいということと、実際に子供の心が傷ついているのは明らかであり、早急な心理ケアをすべきだと考えます。</p> <p>保育園児だけでなく、小学生までこれまで、不適切保育を受けてきたであろう、子供を対処したものに心理的ケアが受けや</p>

	<p>すいような仕組みをつくっていただきたいと。当然やってると思います。と思いますが、そういうような声もちょっと聞きますので、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>再々問で。</p>
4 番議員	<p>(高島 俊彦 議員)</p> <p>再々問です。</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>田岡住民課長。</p>
住民課長	<p>(田岡 伊織 住民課長)</p> <p>高島議員のご質問にお答えいたします。</p> <p>周知なんですけども、園だよりとか、あと保護者にですね、個別にお手紙で事前に十分共有を持って、大体、一ヶ月ぐらいですかね、個別にお知らせのほうをさせていただいております。</p> <p>お子さんにつきましては、問合せがあった際に受けていたこと可能ですよということは、お答えをさせていただいております。受けやすい環境ということなんですけども、先生の都合もございいますので、例えば、平日以外とかですね、日時をこちらから一方的に指定するというのはなかなか難しいと、この1年間のスケジュールが決まっております。</p> <p>(高島 俊彦 議員自席より)</p> <p>先生のスケジュールあんの。</p>

住民課長

(田岡 伊織 住民課長)

はい。1年間の。平日いつでも平日には、

(高島 俊彦 議員自席より)

保護者にもっと早ように連絡しちゃらな

(田岡 伊織 住民課長)

年だよりを出すタイミングでかなり早めにお知らせをしておりますので。はい。それとプラス、個別のお手紙でもお知らせをしております。

ちなみに過去の開催の中で、お子さんのですね、このカウンセリングの利用は実績はゼロ件でございます。以上です。

議長

(福島 登 議長)

4番、高島俊彦君。

4番議員

(高島 俊彦 議員)

さっきの再々問でしたよね。またお聞きに行きます。次に進みます。

二つ目の質問といたしまして、なごみ体育館横の側溝にかかっている橋について質問いたします。

このね、側溝に付いて架かっている橋、今までに何人か落ちて怪我をしたと聞いております。手すり等を付け防護柵を早急にすべきだと思うんですが執行部の考えをよろしく願いいたします。はい。

議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>足達産業建設課長補佐。</p>
産業建設課長補佐	<p>(足達 善亮 産業建設課長補佐)</p> <p>高島議員のご質問にお答えいたします。</p> <p>なごみ体育館横の橋につきましては、先月、11月であります すが、お年寄りが散歩中に誤って転落し、けがをするという事 故が発生しております。</p> <p>安全管理といたしましては、敷地に面している個人の方にお 願いしているところでございます。</p> <p>安全対策といたしましては、手すりの設置が有効であると思 いますので、個人の方でちょっと設置をしていただきたいと思 っております。以上です。</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>4番、高島俊彦君。</p>
4番議員	<p>(高島 俊彦 議員)</p> <p>再問ということがあるんやけど、</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>再問。</p>
4番議員	<p>(高島 俊彦 議員)</p> <p>再問と言うべき、言わせてもらいます。町民にそのような事 故が起こった、起こったことをやね、結局よう、知った以上は 未然に防ぐ防止策をとるのは、町行政側の仕事だと私は思って</p>

	<p>おります。早急をお願いをしたいと思います。答弁はよろしいです。三つ目の質問に入ります。</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>答弁ええんか。</p>
4 番議員	<p>(高島 俊彦 議員)</p> <p>うん。答弁ええね。同じ事やに。</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>答弁もうとう方がいいと思います。</p> <p>足達産業建設課長補佐。</p>
産業建設課長補佐	<p>(足達 善亮 産業建設課長補佐)</p> <p>高島議員の再問にお答えいたします。</p> <p>買い物や散歩など不特定多数の方が通行している事例もございますが、個人の敷地に接している通路でございますので、個人の方に設置していただけるよう働きかけていきたいと思っております。以上です。</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>4 番、高島俊彦君。</p>
4 番議員	<p>(高島 俊彦 議員)</p> <p>えーと、三つ目の質問に入ります。</p> <p>南海トラフ地震対策について質問いたします。</p> <p>12月8日、青森県東方沖でマグニチュード7.5 震度6強</p>

の地震が発生いたしました。南海トラフ地震の発生率も60パーセントから90パーセントに上がっております。いつ発生してもおかしくない状態になっております。このことについて、三つほど質問いたします。

一つ目といたしまして、小池地区避難タワー横の側溝に架かっている橋についてであります。コンクリートの橋と鉄板の橋が、橋のことです。大きな地震が発生すると、壊れて通れなくなると思うのですが、この橋は避難通路でもあり、消防車も敷地内に置いてあります。耐震補強などの対策が必要だと思うのですが、執行部のお考えをお聞きいたします。

議長

(福島 登 議長)

足達産業建設課長補佐。

産業建設課長補佐

(足達 善亮 産業建設課長補佐)

高島議員のご質問にお答えいたします。

コンクリートの橋は、町道小池3号線に架かる小池1号橋です。令和4年1月に橋梁補修工事を実施しておりますが、橋長が3.2メートルと短く、構造も単純であり、比較的地震で落ちにくい橋となっているため、耐震補強工事を実施しておりません。今後は他の橋との整合性を取りつつ、耐震補強工事を実施したいと考えています。

鉄板の橋につきましては、河川を渡るための通路であり、橋梁認識しておりません。耐震性があるか、通行できる荷重は何トンであるか分かりません。必要に応じて架け替えや、小池1号橋との集約化を検討していかなければならないと考える。

以上です。

議長

(福島 登 議長)

4番、高島俊彦君。

4番議員

(高島 俊彦 議員)

再問ですよ。

あそこにあった、住民のほうから申込みがあって調査したそうです。それがね、うそかもほんまかも分からんけど、そんなこと言うたらいかんのやろけど、まあ、調査したそうです。それでね、それなりの地震が来ればもたんと。鉄板の橋が、架けちゃうところが碎ける恐れが多分にある。コンクリートのほうもね、もたんというようなことで、自分のほうに言うてきたのであって、もう一度そこんところ、それなりに、いつ来るか分からん、南海トラフ地震、そのときに結局もし落ちればですよ、落ちれば、あの周辺の人ね、ほんであそこに避難タワーありますわよね、そこへ、そこへ逃げるのであればね、あそこもほら、今の場合には、ちょっとね、結局よ、もうちょっと高こうにせないかん状態やしね。あの地区の人が逃げるにあたったち、あの架けちゃある、側溝へ架けちゃある2メートルぐらいですよ。架けちゃある橋が落ちれば逃げれなくなるんですよ。結局よ、消防車も使えなくなるんですよ。もう一度そこ大丈夫という保証がつくような、何、整備をよろしく願います。これで、答弁はいいんですけど、かまん。

はい、それで次に入ります。二つ目の②の質問に入ります。

南海トラフ地震で想定外の津波が来れば、東洋町の人家の3分の2以上が津波の被害を受けると聞いております。

もしそうなれば、仮設住宅、仮設住宅を建てることになる

と思いますが、住民が利用できるのは地震発生時から何日ぐらいかかってそこが使えるように、想定外も含め、想定外ですよ。そのときには3分の2ぐらいが甲浦、浸かってしまうというような想定でございますので、仮設住宅は、発生時か地震発生時から、何日ぐらいかかると想定しているのでしょうか。よろしくをお願いします。

それと場所はどう考えているのか。

先ほども同僚議員からの説明で、仮設住宅、3か月ぐらい、かかるとかというような、いや自分の言ってるのは想定外の津波、

(議員自席より、3週間)

3週間、同じでも結構ですけれどもいつできるか、それをね、ちょっと同じ答えでしょうか。答弁よろしくをお願いします。

議長

(福島 登 議長)

奥村住民課長補佐。

住民課長補佐

(奥村 忍 住民課長補佐)

高畠議員のご質問にお答えをいたします。

先ほども議員の申し上げたとおりで大坪議員のご質問においてもご答弁させていただきましたが、本町が策定した、平成29年3月に策定した応急期機能配置計画においては、被災後3週間で建設をされると想定をしております。以上でございます。

議長

(福島 登 議長)

場所。

住民課長補佐	(奥村 忍 住民課長補佐)
	場所がですね、候補地として挙げられているのが生見のトンネル上の造成地、ヘリポートがあるあたりなんです、そことあと旧名留川小学校、あとB & Gの運動場、駐車場、あと押野の公園などが挙げられております。以上でございます。
議長	(福島 登 議長)
	4番、高島俊彦君。
4番議員	(高島 俊彦 議員)
	再問ですかね。
議長	(福島 登 議長)
	はい。
4番議員	(高島 俊彦 議員)
	再問ですよ。②のね。
	確認で奥村課長補佐、確認でございますけど。自分がさっき言うたように、想定外の津波が来れば甲浦、甲浦あんまりよく調べてない、甲浦のことなんですけど、3分の2ぐらいが想定外が来れば浸かるんですよ。人家がねえ、それが3週間。ほいたら、その人たちは3週間どこにおるんですか。答弁よろしく願いいたします。当然、人家も浸かっちゃうわよね。
議長	(福島 登 議長)
	奥村住民課長補佐。

住民課長補佐

(奥村 忍 住民課長補佐)

高島議員の再問にお答えをいたします。

3週間、応急仮設住宅建てるのにかかるんですが、その間は避難所での生活となります。先ほどの答弁でもありましたように、避難所が不足しているというような状況が本町の状況でございます。テントで生活するなり、車で生活するなりということにはなってくると思うんですが、今後ですね、避難所の対策についても検討をしていかななくてはならない、大きな課題となっております。以上でございます。

議長

(福島 登 議長)

4番、高島俊彦君。

4番議員

(高島 俊彦 議員)

それでは、③の質問に入っていきたいと思います。③で甲浦西地区からの要望書の件について質問いたします。

甲浦小学校裏山の避難場所であります、平日授業中に南海トラフ地震は起これば、想定外の津波が来ればですよ。平日に、小学校関係者57名、中学校関係者36名、付近の住民、高齢者、乳幼児を含め150人程度の方々が、人が、小学校の拠点施設へ逃げてるんです。

避難してくるんですよ。そのときには、当然自宅は完全に津波にのみ込まれ、住むことができなくなり、仮設住宅ができるまでの間の、この場所、ちょっと飛ばしましたね。

(議員自席より、あつてます)

4 番議員

(高島 俊彦 議員)

うん、あっちよるか。まああのね、想定が来れば、繰り返しますけれど、山の上、ね、小学校も半分浸かります、体育館も浸かります。校舎そのものも二階までは浸かります。今の18メートル、19メートルの想定外の津波が来れば、ね。当然結局よ、町が構えてくれてある裏山、山へ、150人の方々が、逃げるようになります。その人たちがね、想定外の、繰り返します。

人たちが想定外の津波であれば、自宅は完全に津波にのみ込まれ、住むことができなくなり、仮設住宅ができるまでの間ね、その場所にテントなどを張り、何日か住まなければならないようなね、状態になります。

今、奥村課長補佐が言うたようによ、それ、そこへ行けるのは最低3週間かかるというような話でしたけど、山の上に150人ぐらいがやね何日かいるとなればですね、その場所にトイレ、照明、風雨をしのげるような最低限の準備をしておかなければならないと思います。

特に3週間ぐらいそこで、やっぱりおらんといかんれば自宅には帰れんなるわけやきん。しかしながら、この場所はですよ、無償で山の持ち主から避難倉庫を置かしてもらっているだけであり、持ち主が避難倉庫を退けてくれとか、整地したらいかんとか、使用禁止され、使用禁止であると言われればですよ。それに従わなければならないような今の場所のねえ、契約であります。ねえ、やっぱり、やっぱりその150人の人のためにもですよ。逃げてくるの、そんだけおるわけやきん、南海トラフ地震はいつ起こるかも起こってもおかしくない状態

	<p>であり、10年先、20年先かも知れませんが、必ず、やっぱり起こります。150名の人のためにですよね。いつ南海トラフ地震が起こっても避難者が利用できるよう、甲浦小学校の裏山の避難場所は、町が買い取るべきであります、ね。設備もせんといかんのやきん町長に答弁をよろしくお願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>(福島 登 議長) 築地総務課長。</p>
<p>総務課長</p>	<p>(築地 仲音 総務課長) 高島議員のご質問にお答えさせていただきます。 現在、地権者様に防災倉庫設置に伴う土地使用承諾をいただきまして、防災倉庫の設置をさせていただいております。 管理につきましては、自主防災組織の方で行っていただいております。 高島議員のご指摘のとおり、地権者様から防災倉庫を設置用地の返還請求をされた場合には、東洋町が用地を原状に復して、返還することとなっております。現在、使用料は無償としておりますが、町といたしましては、使用料を含め、その内容を精査し見直すことを検討したいと考えております。以上でございます。</p>
<p>議長</p>	<p>(福島 登 議長) 4番、高島俊彦君。</p>
<p>4番議員</p>	<p>(高島 俊彦 議員)</p>

	<p>再問させていただきます。</p> <p>今ね、答弁で検討してくれるとありがたいことであります。よろしく願います。やけんどよ。再問。</p> <p>避難場所は150名の人たちが、今、奥村課長補佐の話ではね、悪かったら3週間もその山の上におらんといかん、ね。そういうことでございます。当然おるとなれば、最低限の整備をしておかなければならない避難場所であります。繰り返しますけど、150名の命かかるような重大な避難場所が、持ち主、地権者から避難倉庫を撤去せいか整地は認めない、使用禁止とか言われたらやね今の状態はそれに従わなければならないような契約であります。いやそれではやっぱりね、住民は安心できません。南海トラフ地震が起こったとき、いつでも、利用でき、最低限の整備ができるような状態の借地契約、最低限の整備をすることのできるような状態の借地契約なり、土地購入を、等も含め、150人が利用する避難場所のために考えてほしいのであります。はい。終わった。</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p>
	<p>答弁求めるんですか。</p>
4 番議員	<p>(高畠 俊彦 議員)</p>
	<p>答弁。再問やきん、答弁よ。</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p>
	<p>長崎町長。</p>
町長	<p>(長崎 正仁 町長)</p>

はい。高島議員の再問にお答えをいたします。

今日ですね、今回も、何名もの議会議員の皆様方から震災後のですね、避難生活をどうするんだという問いがございますが、やっぱり特に甲浦地区におきましては本当に、現在の最大規模のすなわち津波浸水と考えたときにですね、本当に避難生活する場所がない、いうところが現実的であります。

今後ですね、甲浦保育園の高台移転ですとかに合わせて、まず進めてですね、順次公共施設の高台移転とかやっっていかなきゃいけないわけですけども、その前にですね、L版での想定で建てた津波避難タワー3件ございますけれどもその再整備においても、避難所としてのスペースというものを確保していかなくちゃいけない。というんで、もう一つは高島議員の言うとおりですね、こういった広場、甲浦のほうにはですね、甲浦大橋を渡ったところに、株式会社三谷組、三谷建設、がございます、そことはですね、災害時の避難広場の協定を結んでおまして、甲浦東地区避難広場ということで倉庫も出していただいて、いざというところは、そこが避難所にも、避難場所でもそれが避難所にもなりますし、それから分散備蓄も進めていくんだという話もしておりますけれども、そういったところの場所にもなっております。そういったところはですね、一つでも、多く出ればいいという中での高島議員のご提案ということですね、まずはですね地権者のほうと、そういった方向に持っていけるようにですね、協議をして、させていただきまして、そこが災害時でも使えるような、使用契約できるものに取り組んできたというふうに思っております。よろしく申し上げます。

4 番議員

(高島 俊彦 議員)

議長	<p>僕は再々問でしたっけ。</p> <p>(福島 登 議長)</p> <p>はい。まだできます。</p> <p>4番、高島俊彦君。</p>
4番議員	<p>(高島 俊彦 議員)</p> <p>いや、繰り返しますが、今のちょっと遅かったんですけど、やっぱりね、150人ぐらいが逃げる場所やきん、それをこれからちゃんと整備をしていかなといかん。それに対して、その場を整備がね、できるように最低でもやっぱり照明とかトイレとかなんですよね。風雨に耐えられるようなちょびっとテント張るにしたちよ、整備せんといかんやろ。そのままではいかんやろ、そういうことができるような、ね。総務課長が言ってくれましたけど、契約をね、買うということがなかなか難しい、買うたらね自由にできるんやけど、買うことがなかなか難しかったらそういうことができるような契約を絶対に結んでほしいんですよ。よろしくお願いします。</p>
4番議員	<p>(議員自席より、終わってから二人で話しいい。)</p> <p>(高島 俊彦 議員)</p> <p>終わりました。</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>自席からの発言……。</p> <p>それでいいですか。</p>

4 番議員	<p>(高島 俊彦 議員)</p> <p>答弁いいです。明確にほいたらします言うてください。</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>長崎町長。</p>
町長	<p>(長崎 正仁 町長)</p> <p>高島議員の再問にお答えをいたします。</p> <p>当然ですね、津波避難広場、防災広場という指定になります。そういった整備が当然必要になっていきます、そういったところを目指して当然にですね、協議をしていくわけですけども、なんせ相手方がいらっしゃいますので、丁寧に説明をしてですね、そういった方向へと持っていくようにしていく上で、またいろいろとお力添えのほうをよろしくお願いいたします。以上でございます。</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>4 番、高島俊彦君の質問が終わりました。</p> <p>(質問終了時間：15時25分)</p> <p>ここで休憩します。再開は、3時40分です。</p> <p>(休憩時間：15時25分)</p> <p>休憩前に引き続き会議を開きます。</p> <p>(再開時間：15時40分)</p>

	<p>安岡良仁君の質問を許します。件名は、野根小中一貫校への取り組み、今後の銀杏保育園の運営についてほか5件であります。答弁者は、担当課長ほかとなっております。</p> <p>3番、安岡良仁君、質問を始めて下さい。</p> <p>(質問開始時間：15時40分)</p>
3番議員	<p>(安岡 良仁 議員)</p> <p>一般質問を行います。これで私の一般質問は最後になります。執行部の皆さん、ご対応ありがとうございました。</p> <p>それでは一つ目、野根小中学校への取り組み、銀杏保育園の運営についてお伺いをいたします。野根地区の小中学校、小中一貫校とすることについてと、今後の銀杏保育園の運営について何点かお聞きをいたします。まず1点目でございます。</p> <p>令和8年度に、野根小学校と野根中学校を一貫教育校とする、今後のスケジュール等についてお伺いをいたします。</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>蛭子教育長。</p>
教育長	<p>(蛭子 浩久 教育長)</p> <p>安岡議員の質問にお答えをいたします。</p> <p>まず、令和8年度の4月から小中一貫校としまして、まずは野根中学校の校舎で学校の運営を開始したいと考えております。</p> <p>現在は野根小学校が休校となっておる関係で、4月から入学体制がスムーズに組めないことも考慮しまして、野根小学校の校舎のほうへは8月の夏休み中に、移行作業を実施して、9月</p>

	<p>から小学校の校舎のほうで学校運営を行いたいと考えております。</p> <p>電気工事等につきましては、今年度からできる範囲で実施をしていきたいと考えております。以上でございます。</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>3番、安岡良仁君。</p>
3番議員	<p>(安岡 良仁 議員)</p> <p>野根小中学校一貫校については、昨年度からお話をお聞きをしたんですけども、この一貫教育校とすることを発案したのは、町のほうなのか、教育委員会のほうなのかお伺いをいたします。</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>再問で</p>
3番議員	<p>(安岡 良仁 議員)</p> <p>はい。</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>蛭子教育長。</p>
教育長	<p>(蛭子 浩久 教育長)</p> <p>安岡議員の質問にお答えをいたします。</p> <p>まず最初にですね来年度には小学生に入られるお子さんが1名おられるということで、それを教育委員会のほうに情報が</p>

入りまして、教育委員会の中で話をしている中で、小学校1名ではちょっと子供さんも寂しいんじゃないのという話で、教育委員会のほうから、保護者の方にまず相談をしてみたらどうかということで、その保護者の方のそのほうが中学生と一緒にちょっと賑やかにといたしますかね、そういう部分でやったほうがいいということをお聞きしましたので、その協議の後に方針を決めたところでございます。以上でございます。

議長

(福島 登 議長)

3番、安岡良仁君。

3番議員

(安岡 良仁 議員)

保護者の方のご意見を聞いて、それを一つの判断材料としたとお聞きをしました。これ今年のですね、4月に第1回東洋町総合教育会議が行われ、8年度から一貫教育校とすることを議題として議論、協議されたと思いますが、これに至った経緯についてちょっとお伺いいたします。

議長

(福島 登 議長)

再々問。

3番議員

(安岡 良仁 議員)

はい。

議長

(福島 登 議長)

蛭子教育長。

教育長	(蛭子 浩久 教育長)
	安岡議員の質問にお答えをいたします。
	そういうお子さんの保護者の方からの情報で、そういう方針が決まりましたのでこの後、総合教育会議のほうでの議論をしました。そしたらやっぱりそのほうがいいのではないか、ということになりましたので、最終的に町も含めて、決まったということでございます。以上でございます。
議長	(福島 登 議長)
	3番、安岡良仁君。
3番議員	(安岡 良仁 議員)
	二つ目の質問に移ります。
	小中学校一貫校と土佐山村であります義務教育学校との違い、教育カリキュラムにどんな違いがあるのか、簡単にご説明をお願いします。
議長	(福島 登 議長)
	蛭子教育長。
教育長	(蛭子 浩久 教育長)
	はい、安岡議員の質問にお答えをいたします。
	小中一貫教育校につきましては、小学校と中学校が目指す児童生徒像を共有し、9年間を通じた教育課程カリキュラムのことでございますが、編成し、系統的な教育を目指す学校です。
	その中に4パターンがありまして、一つが施設一体型、もう一つが施設隣接型でもう一つが施設分離型、そしてもう一つの

中に、義務教育学校という4パターンがあります。したがって、義務教育学校は小中一貫校のくくりの中に入りまして、1組織として一つの学校を新設するようなことになっております。

小中一貫校は、野根の方の小中一貫校今現在考えておりますのは、施設一体型の小中一貫校となりまして、一つの学校に小学校と中学校が両方を設置されまして、それぞれの学校が独立して存在する形となります。

教育カリキュラムにつきましては、同じ一貫校であるため基本的には同じと思いますが、義務教育学校では、教育期間は9年間とされ、前期課程と後期課程に分かれます。前期と後期をどこで区切るかについては独自で決めることができます。以上でございます。

議長

(福島 登 議長)

3番、安岡良仁君。

3番議員

(安岡 良仁 議員)

はい、今回実施する一貫教育校は、施設一体型とお聞きをしました。

この野根中学校の校舎で、すいません小学校の校舎で、一貫教育校として運営していくことではありますが、小学校の教員、また中学校の教員の役割分担はどのようなのかお伺いいたします。

議長

(福島 登 議長)

再問で。

3 番議員	<p>(安岡 良仁 議員)</p> <p>はい。</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>蛭子教育長。</p>
教育長	<p>(蛭子 浩久 教育長)</p> <p>安岡議員の質問にお答えをいたします。</p> <p>一応先ほど申しましたように、小学校、中学校が独立した形で存在をしております。ですけれども、一貫校ということで校長先生は1名になります。教頭先生は今現在、高知県教委と話してる中では1名、あと教員、各小学校の教員と中学校の教員が配置されますが、柔軟な対応ができるということで、小学校の、仮に先生が研修に行っていない場合は、中学校の先生が補助といいますか、かわりに教育の支援ができるというような形で、そういうふうな対応になっております。以上でございます。</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>3 番、安岡良仁君。</p>
3 番議員	<p>(安岡 良仁 議員)</p> <p>今説明があったんですけれども、中学校の先生が小学生を教えることができる。小学校の先生が中学生を教えることができる。これは教員免許を持っていなくてもできるのか、お伺いをいたします。</p>

議長	(福島 登 議長)
	再々問。
3番議員	(安岡 良仁 議員)
	はい。
議長	(福島 登 議長)
	蛭子教育長。
教育長	(蛭子 浩久 教育長)
	安岡議員の質問にお答えいたします。
	<p>中学校ですと、だいたい教科ごとに免許を取得しております。また違う教科を教える場合は、免許外申請というのを県に出しまして、そして許可がおりたらまた、その教科も教えられると、小学校のほうを中学校の先生が教える場合、ちょっとそこはまだ今のところ確定しておりませんので、今後また確認をしたいと思っております。以上でございます。</p>
議長	(福島 登 議長)
	3番、安岡良仁君。
3番議員	(安岡 良仁 議員)
	三つ目の質問に移ります。
	<p>この野根小中学校を小中一貫教育校とするメリット、デメリットについてお伺いをいたします。</p>
議長	(福島 登 議長)

<p>教育長</p>	<p>蛭子教育長。</p> <p>(蛭子 浩久 教育長)</p> <p>安岡議員の質問にお答えをいたします。</p> <p>野根小中学校一貫校とする1番のメリットは、来年度に小学校に入学されるお子さんが中学生と同じ校舎で遊んだり学んだりでき、1人であるよりコミュニケーションの機会が増え、社会性が育まれること、そして中学校、中学生は小さい子への思いやりが育まれる、などがあります。</p> <p>一般的に言われるメリットとしましては、中1ギャップの解消、学力向上、異学年交流による人間関係の成長、教員による継続的な指導などがあり、子供たちの成長、長期的な成長を支える教育環境を提供することができるなどのメリットがあります。</p> <p>デメリットとしましては、野根小中では特にはないとは思いますが、一般に言われることだと、9年間同じ環境で過ごすため、人間関係が固定化されやすく、いじめなどがあつた場合逃げ場がなくなるなどのリスクがあるということです。以上でございます。</p>
<p>議長</p>	<p>(福島 登 議長)</p> <p>3番、安岡良仁君。</p>
<p>3番議員</p>	<p>(安岡 良仁 議員)</p> <p>再問いたします。</p> <p>今メリット、デメリットについて、ご説明を受けたんですけども、このメリット、デメリットについて、保護者の方や教</p>

議長	<p>育関係者の方には、この小中一貫校のメリット、デメリットについて詳細な説明をし、また保護者、関係者の方にはご理解を頂いたのか、お伺いいたします。</p> <p>(福島 登 議長)</p> <p>蛭子教育長。</p>
教育長	<p>(蛭子 浩久 教育長)</p> <p>安岡議員の質問にお答えをいたします。</p> <p>先ほど言いました保護者の方、小学校の保護者の方、そして中学校の保護者の方にも、そういう資料ですね、メリット、デメリットを書いた資料を全部お配りして協議をした、協議といえますか、意見交換をしております。学校運営協議会、野根の方と甲浦の方の学校運営協議会にもそういうメリット、デメリット等の資料もお示ししながら協議をしまいったということでございます。以上でございます。</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>3番、安岡良仁君。</p>
3番議員	<p>(安岡 良仁 議員)</p> <p>詳細な説明をされたということなんですけれども、教育委員会の資料でいただいた中で、7年6月9日に、野根中学校保護者会を開催をしたと。その後、保護者会欠席を含む保護者に意見がないか、文書で確認したところ、反対意見はなかったということはもう賛成という判断をされたのか、お伺いします。</p>

議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>再問。</p>
3 番議員	<p>(安岡 良仁 議員)</p> <p>はい。</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>蛭子教育長。</p>
教育長	<p>(蛭子 浩久 教育長)</p> <p>はい、安岡議員の質問にお答えします。</p> <p>出席されておる方は全員が賛成ということで、あと、欠席の方の反対意見がなかったということで、賛成というように考えております。以上でございます。</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>3 番、安岡良仁君。</p>
3 番議員	<p>(安岡 良仁 議員)</p> <p>四つ目の質問に移ります。</p> <p>银杏保育園は、令和 8 年度は園児 1 名の予定であるとお聞きをしたんですけれども、9 年度には银杏保育園の園児がゼロとなることが想定されます。今後、将来を見据えた银杏保育園の運営体制をどう考えているのか、お伺いいたします。</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>手島住民課長。</p>

住民課長

(手島 憲作 住民課長)

安岡議員の質問にお答えします。

安岡議員のおっしゃるとおり、令和9年度は、銀杏保育園の園児数はゼロとなる可能性は高いと考えられます。町の考えといたしましては、保育園を閉園するということは、その地区に住み続けたい、又は、移住して住みたいと思う若い人が現れたとき、その地区を選ぶ選択肢の一つを減らしてしまうことも考えられるため、閉園せず休園と考えております。なお、当初予算時までに入転等があることが分かれば、翌年度以降の受入れを考えてまいりたいと思います。以上でございます。

議長

(福島 登 議長)

3番、安岡良仁君。

3番議員

(安岡 良仁 議員)

銀杏保育園については休園をするということですが、この休園の期間ですよね。一応何年ぐらいを休園期間とするのか。分かれば、分からなかったらいいです、今のところ。

議長

(福島 登 議長)

再問です。

3番議員

(安岡 良仁 議員)

はい。

議長

(福島 登 議長)

住民課長	<p>手島住民課長。</p> <p>(手島 憲作 住民課長)</p> <p>現段階で、何年ということは、まだ決めておりません。以上です。</p>
町長	<p>(長崎 正仁 町長)</p> <p>議長、補足で。</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>長崎町長。</p>
町長	<p>(長崎 正仁 町長)</p> <p>今、安岡議員の質問に、ちょっと補足をさせていただきます。基本はですね先ほど担当課長が言ったとおり、何年だということは、まだ、ちょっと考えておりませんが、何年に休園するかというよりもですね、やはり前から言っておりますけれども保育園というのは、もちろん社会福祉施設だということっていうことが基本となりますので、休園する方向ではなくて、やっぱり園児を増やしていくという方向で、やっぱりいろいろ考えていかなきゃいけないというふうに思っております。</p> <p>入園児をですね、確保するに当たりましてですね、野根小中学校の山村留学を導入させていただいておりますけれども、小学生、中学生のですね、兄弟なんかも想定をしているわけがありますけれども、今、現実的にですね、入園申込みというのは今のところはないところがありますけれども、それとあとですねもう一つ、これも何回も言わせていただいておりますけれども</p>

<p>議長</p>	<p>も、とにかくですね、そういった若い方々をお迎えするに当たりましても、なかなか住居の確保ができていないというのが野根地区の場合は課題となっております。</p> <p>あとですね、保育園の園児数がゼロとなってもですね、新たな保育園を拠点とした、地域活性化っていうことも考えていかなきゃいけないかなというふうに思っておりますので、さらにですね、野根地区の小さなことからですね、地域振興にもっともっと進めてまいりたいと思っておりますので、いろいろご協力をお願い申し上げたいと思います。以上でございます。</p> <p>(福島 登 議長)</p> <p>3番、安岡良仁君。</p>
<p>3番議員</p>	<p>(安岡 良仁 議員)</p> <p>銀杏保育園は存続し、現在休園、今後休園とするということなんですけれども、町長の答弁の中で、園児を増やす方法を考えると答弁があったんですけど、具体的に山村留学以外にどういったことを考えてるか、お伺いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>(福島 登 議長)</p> <p>再々問で。</p>
<p>3番議員</p>	<p>(安岡 良仁 議員)</p> <p>はい。</p>
<p>議長</p>	<p>(福島 登 議長)</p> <p>長崎町長。</p>

町長	<p>(長崎 正仁 町長)</p> <p>安岡議員の再々問にお答えをいたします。</p> <p>そういったふうに進めていきたいということで、答弁をさせていただきますけれども、その答弁の中でですね、現実的に山村留学に来られても山村留学生の方々の家族が住む住居の確保にも苦慮しているところであります。</p> <p>そういったものを確保しながらですね、保育園の、あんまり保育園留学なんて聞いたことないですけども、いろいろと野根のですね、やっぱりその魅力を伝えていって、若い方にやっぱり住んでもらいたい。</p> <p>そして、1番はどうしても住居をお借りしたいと思っておりますので、野根地区の町民の皆様方も、どうかご協力のほどよろしくお願いしたいと思います。</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>3番、安岡良仁君。</p>
3番議員	<p>(安岡 良仁 議員)</p> <p>大きな2に移ります。2、ひきこもりの実態を、対策についてお伺いをいたします。</p> <p>先般、8050問題、親に募る不安など出して、高知新聞に掲載がされておりました。ひきこもりのお子さんが将来生活面をどう工夫していくのか。高齢の親たちが自らの死後に備え、どのような対策を考えていくのかなど、社会全体の課題となっております。ひきこもりの人は全国146万人、中でも親が80代、ひきこもりのお子さんが50代となり、生活が困窮する</p>

	<p>8050問題が深刻な問題となっております。</p> <p>このひきこもり問題について何点かお聞きをいたします。8050問題は、行政の支援が行き届かないまま親が要介護状態。あるいは亡くなってしまうことで、一気に生活が成り立たなくなるケースがございます。</p> <p>現在、本町で把握している、ひきこもりの現状についてお伺いをいたします。</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>堀川住民課長兼地域包括支援センター事務局長。</p>
住民課長兼地域包括支援センター事務局長	<p>(堀川 歩 住民課長兼地域包括支援センター事務局長)</p> <p>安岡議員のご質問にお答えします。</p> <p>ひきこもりの評価支援に関するガイドラインでは、ひきこもりとは、社会的参加をせず、原則的に6か月以上自宅にとどまっている状態の方とされております。</p> <p>本町で把握しているひきこもりの定義に該当される方は、令和7年7月末時点で3件です。いずれも民生委員さんやご近所の方からの情報提供となります。親御さんと同居されており、現在介入できているのは1件、2件は介入を望まれておられない状態です。以上です。</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>3番、安岡良仁君。</p>
3番議員	<p>(安岡 良仁 議員)</p> <p>現状についてお伺いをいたしました。二つ目の質問に入ります。</p>

<p>議長</p>	<p>す。</p> <p>ひきこもり本人とそのご家族から相談があった場合、関係機関と連携し、支援を行うことが重要でございます。現在、町としてどのような支援、対策を講じているのか、お伺いをいたします。</p> <p>(福島 登 議長)</p> <p>堀川住民課長兼地域包括支援センター事務局長。</p>
<p>住民課長兼地域包括支援センター事務局長</p>	<p>(堀川 歩 住民課長兼地域包括支援センター事務局長)</p> <p>安岡議員のご質問にお答えいたします。</p> <p>町といたしましては、保健師や地域包括支援センターの職員、障害者相談支援専門員が情報共有し、問題解決に向けて協議を行っております。</p> <p>また、2か月に1回程度、安芸福祉保健所、精神科病院相談員、保健師、包括支援センター職員、障害者相談支援専門員など、関係機関が集まり、ご本人やご家族への支援の方向を検討し、訪問や電話、見守りを行っております。そのほかに、火曜日は月2回、社会福祉協議会であったかふれあいセンター事業で集いを開催し、毎週金曜日には甲浦集落活動支援センター「なぎ」で作業所としてお菓子作りや手芸品の作成をするなど、居場所づくりや社会参加に向けての支援を行っております。</p> <p>ちなみにひきこもり本人とそのご家族からの相談があった場合ということですがけれども、ちょっと今現在のところは、このケースはありません。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>(福島 登 議長)</p>

3番議員	3番、安岡良仁君。
	(安岡 良仁 議員)
	答弁の中に、現在、相談がない、ありませんと答弁を頂きました。仮にですね、ご家族から相談があった場合、本町ではどこが窓口になるのかお伺いたします。
議長	(福島 登 議長)
	再問ですか。
3番議員	(安岡 良仁 議員)
	はい。
議長	(福島 登 議長)
	堀川住民課長兼地域包括支援センター事務局長。
住民課長兼地域包括支援センター事務局長	(堀川 歩 住民課長兼地域包括支援センター事務局長)
	安岡議員の御質問にお答えいたします。
	相談窓口は住民課になります。住民課のほうに相談をしていただきましたら、先ほど申し上げましたとおり、保健師や地域包括支援センターの職員、障害者相談支援専門員が協力、連携しまして、対応に当たっていきます。以上です。
議長	(福島 登 議長)
	3番、安岡良仁君。
3番議員	(安岡 良仁 議員)

<p>議長</p>	<p>三つ目の質問に移ります。</p> <p>中高年のひきこもりの方が行政の支援を拒否し続けたとき、行政はどこまで介入することができるのか。また、行政が介入する場合、プライバシーの保護と個人情報との関係をどう両立させるのか、お伺いをいたします。</p> <p>(福島 登 議長)</p> <p>堀川住民課長兼地域包括支援センター事務局長。</p>
<p>住民課長兼地域包括支援センター事務局長</p>	<p>(堀川 歩 住民課長兼地域包括支援センター事務局長)</p> <p>安岡議員のご質問にお答えします。</p> <p>ひきこもりの方について情報があればまず訪問し、状況をお伺いします。ご本人やご家族で拒否がある場合は、ご近所トラブルや命にかかわるような問題のない限りは、ご本人や親御さんの意思を尊重し、無理やりに介入することは難しいかと考えております。その場合は、役場、警察、民生委員、安芸福祉保健所などで情報共有をしながら、訪問や電話、見守りを行っていくこととなります。</p> <p>個人情報等につきましては、本人の同意を得られない場合は、第三者に個人情報を提供してはならないとされておりますけれども、法令に基づく場合は、これらの規定は適用されないこととなっております。</p> <p>法令に基づくものには、本人が支援を求めることができないことに相当の理由があり、同意が得られない場合、例えば認知機能に支障があることが伺われる場合や精神疾患を伺わせる症状がみられる場合等で、判断能力が不十分であると考えられる場合です。</p>

二つ目に、生命、身体または財産に危険が見込まれる場合、例えば、自殺の意思が身請けられる。自傷行為や他に害があるなど、それらを疑う言動が見られる場合。

三つ目に、関係機関等の中で、情報共有する必要がある場合、例えば、関係機関の対応、協力が必要でその連携により、生命、身体、財産保護が見込まれる場合といったことが挙げられております。

個々のケースによって、関係機関と連携しながらサービスにつなげられるよう対応しております。

いずれも守秘義務や個人情報保護について、定められている機関でありますので、町であったり、関係機関からは外部に漏れることはないと考えております。以上です。

議長

(福島 登 議長)

3番、安岡良仁君。

3番議員

(安岡 良仁 議員)

再問をする予定だったんですけど、詳細な説明がありましたので、もう次に移ります。三つ目の質問に移ります。

物価高騰支援交付金についてお伺いをいたします。

国は、エネルギー食料品価格等の高騰の影響を受けた生活者や事業者に対し、市町村が地域の実情に応じて実施する様々な支援策に充てることのできる物価高騰支援交付金が市町村に交付されます。

一昨日、国の補正予算総額1兆8千3億、そのうち物価高騰対策の予算として8兆9千億円の予算が成立されております。この物価高騰交付金を使った本町の独自の支援策について

何点かお伺いをします。まず1点目でございます。

生活者、低所得者への支援ということで、低所得者への給付金、エネルギー費用の負担軽減、食料品価格高騰対策、子育て支援、子育て世帯支援などが考えられるが、本町ではどのような支援策を考えているのかということで、質問あげたんですけども、もう先ほど答弁がありますので省略いたします。

先般、高新のほうにも物価高騰支援交付金で米券を配布するか、しないか、というふうな記事が載っておりました。東洋町はしない方向で検討するというので、これについてももう同僚議員の質問でダブりますので、これも省かせてもらいます。

議長

(福島 登 議長)

どこまでいきます。

3番議員

(安岡 良仁 議員)

もうこれはもう物価高騰すいません、議長、もう取り止めます。もう同僚議員が何回もしてますので、

議長

(福島 登 議長)

ほんなら、4にいくんですか。

3番議員

(安岡 良仁 議員)

はい、4にいきます。何回も同じことを質問してもあれですので。

4番、保育園の第三者検証委員会の報告及び今後の対応についてお伺いをいたします。

東洋町内の保育園の不適切保育事業に関する第三者委員会か

ら不適切保育が3件、指摘事項が2件あったとする報告書が町のほうに提出をされております。

その中で虐待の認定には至らなかったものの、園児の情緒発達に悪影響を及ぼす恐れがあり、改善が必要であるという意見もありました。

これからですね、保護者との信頼回復をするために、仮称なんですけれども、保護者ネットワーク連絡会を設置するなど、信頼回復を図るために町として今後どのような対策、対応を考えているのか。お伺いをいたします。

議長

(福島 登 議長)

田岡住民課長。

住民課長

(田岡 伊織 住民課長)

安岡議員のご質問にお答えをいたします。

まず信頼回復のために前向きな御提言を頂きましてありがとうございます。確かに議員のご指摘のとおり、保護者との信頼関係を築くにはコミュニケーションと相互理解が重要になってくると思われます。

現在、園では担任と保護者、また保護者同士の親睦を深め、信頼関係を築くことを目的としたクラス懇談会を開催しております。懇談会の内容は、担任と保護者が集まり、保育園での子どもの様子やクラスの運営方針、年間行事を共有し合い、家庭での子どもの様子や保護者の悩みなどを話し合ったりする場を持つものでございます。

ただこの懇談会なんですけれども、開催回数が現在、年1回、となっておりますので、園の行事や保護者の都合等にもよりま

議長	<p>すが、こういった保護者との交流の機会を増やすことも検討してまいりたいと思います。以上でございます。</p> <p>(福島 登 議長)</p> <p>3番、安岡良仁君。</p>
3番議員	<p>(安岡 良仁 議員)</p> <p>大きい5番目の質問に移ります。</p> <p>マイナ保険証についてお伺いをいたします。</p> <p>今月、12月の1日で従来の保険証の有効期限が切れ、今月の2日以降、マイナンバーカードと一体化したマイナ保険証に移行されております。2日以降のマイナ保険証の取扱いについて何点かお伺いをいたします。まず一つ目です。</p> <p>本町のマイナ保険証の利用率についてお聞きをいたします。</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>田岡住民課長。</p>
住民課長	<p>(田岡 伊織 住民課長)</p> <p>安岡議員のご質問にお答えをいたします。</p> <p>利用率なんですけども、令和7年9月診療分で、国保は57.1パーセント、後期が26.9パーセントとなっております。以上でございます。</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>3番、安岡良仁君。</p>

3 番議員	(安岡 良仁 議員)
	二つ目の質問に移ります。
	このマイナンバーカード作っていない方、マイナンバーカード作っているがマイナ保険証の利用登録をしていない方などは、12月の2日以降、どのようになるのかお伺いいたします。
議長	(福島 登 議長)
	田岡住民課長。
住民課長	(田岡 伊織 住民課長)
	安岡議員のご質問にお答えをいたします。
	国保、後期ともに令和8年、来年の7月31日まで使用できる資格確認書をお持ちかと思っておりますので、そちらを使って医療機関を受診していただくことができます。以上でございます。
議長	(福島 登 議長)
	3番、安岡良仁君。
3 番議員	(安岡 良仁 議員)
	再問いたします。ちょっと数字的なところ、まだ資料がなかったらもう分からないでいいです。
	この資格確認書を利用されている方は何人おられるのか。また、資格確認書の有効期限はいつまでなのか、お伺いをいたします。
議長	(福島 登 議長)
	田岡住民課長。

<p>住民課長</p>	<p>(田岡 伊織 住民課長)</p> <p>安岡議員のご質問にお答えをいたします。</p> <p>人数はちょっと把握はしていないんですけども登録率が、国保は76.3パーセント、後期が70.4パーセントですので、残りの2割から3割ぐらいの方がその資格確認書で受診をしているという状況になっております。</p> <p>(安岡議員自席より、有効期限。)</p> <p>(田岡 伊織 住民課長)</p> <p>有効期限はですね、現在お持ちの被保険者の方が持っているのは国保、後期ともに令和8年、来年の7月31日まで使用できる資格確認書を持っておられます。以上でございます。</p>
<p>議長</p>	<p>(福島 登 議長)</p> <p>3番、安岡良仁君。</p>
<p>3番議員</p>	<p>(安岡 良仁 議員)</p> <p>三つ目の質問に移ります。</p> <p>従来健康保険証は当面使えるとのことではありますが、暫定措置として、いつまで利用が可能なのか、お伺いをいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>(福島 登 議長)</p> <p>田岡住民課長。</p>
<p>住民課長</p>	<p>(田岡 伊織 住民課長)</p>

	<p>安岡議員のご質問にお答えをいたします。</p> <p>先ほどの答弁とちょっと重なる部分がございますが、国保、後期ともに令和8年7月31日まで使うことができます。なお、それ以降につきましては、国保と後期の対応は異なりますので、それぞれちょっと分けてご説明申し上げます。</p> <p>まず国保ですが、資格確認証の有効期限が切れる令和8年7月、来年の7月にさらに1年間、令和9年7月まで有効期間がある資格確認書を送付することを予定をしております。それ以降については、また未定の状況でございます。</p> <p>次に後期ですけれども、令和8年7月31日までの資格確認証の有効期限が切れた後の運用につきましては、現在、国からの方針を待っている状況となっております。以上でございます。</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>3番、安岡良仁君。</p>
3番議員	<p>(安岡 良仁 議員)</p> <p>四つ目の質問に移ります。</p> <p>町としてですね、住民の方へのマイナ保険証の移行を進めるためにどのような啓発活動をしていくのか、先ほど御答弁にあったように、国保が利用率57.1、後期が26.1パーセントということですので、今後の啓発活動についてお伺いをいたします。</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>田岡住民課長。</p>

住民課長	<p>(田岡 伊織 住民課長)</p> <p>安岡議員のご質問にお答えをいたします。</p> <p>国保につきましては、マイナ保険証のメリット、例えば特定健診情報や薬剤情報の閲覧や限度額適用認定証が不要になることなどについて、ホームページやチラシなどで周知をしていくことを検討しております。</p> <p>後期につきましては、広域連合のほうから4月頃に全被保険者に案内文を送付する予定と伺っております。町といたしましては、75歳到達時に資格確認書を送付する際に、先ほどの国保と同じなんですけども、マイナ保険証利用のメリットが紹介されているチラシを同封したり、また広報紙などでマイナ保険証への移行の案内について掲載をしていきたいと考えております。以上でございます。</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>3番、安岡良仁君。</p>
3番議員	<p>(安岡 良仁 議員)</p> <p>最後のおっきい六つ目の質問に移ります。</p> <p>当初予算で計画されていた事業の減額の理由について、お問い合わせをいたします。今回提出されております一般会計補正予算、第3号は当初予算で計画をされていまして大規模、大きな予算の事業が減額補正をされております。</p> <p>例えば、産業振興推進総合支援事業、ステップアップ事業、これで7,500万円。白浜グランピング整備事業で6,100万円。空き家改修関連事業で4,786万円。甲浦中学校受電設備整備事業で2,029万7千円、合わせて2億415万</p>

	<p>7千円の予算が今回の補正予算で減額されております。</p> <p>この7年度の当初予算を計上する段階で、事業計画の見通しの立たないような見切り発車的な今回予算だったのか、お伺いをいたします。</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p>
産業建設課長	<p>大坪産業建設課長。</p> <p>(大坪 靖幸 産業建設課長)</p> <p>安岡議員のご質問にお答えします。</p> <p>私のほうからは産業振興推進総合支援事業7,500万円の減額及び白浜のグランピング整備6,100万円の減額について御答弁をさせていただきます。</p> <p>産業振興推進総合支援事業費補助金7,500万円の減額は、地元水産会社が建設する水産物加工場の建設費用補助するもので、高知県が5,000万円、町が2,500万円の補助割合となっております。</p> <p>この補助金事業の計画では、令和6年度に基本計画を策定し、令和6年度末もしくは令和7年度の初期におきまして加工場建設の事業採択を得るため、高知県産業振興推進総合支援事業審査会の審査の準備を進めてまいりましたが、この基本計画の策定段階で建設にかかる事業費や加工施設の規模の確定に時間を要したため、この審査会に必要な書類等が整えることができず、令和7年度での加工場建設に着手することが困難となったため、予算の減額をさせていただきます。</p> <p>次に、白浜グランピング整備事業6,100万円の減額につきましては、道の駅東洋町白浜キャンプ場や自然休養村など白浜</p>

エリアの施設の一体を観光の拠点と捉え、新たな観光客の獲得、滞在型観光への取組を強化してまいりたいと考えておりましたが、6月に開催しました地域の関係者と協議する中で、設置位置や課題などのご意見を頂き、再度、設置位置、施設の規模や費用対効果も検討した結果、実施が困難と判断をし、予算の減額をさせていただきました。以上でございます。

議長

(福島 登 議長)

田岡住民課長。

住民課長

(田岡 伊織 住民課長)

安岡議員のご質問にお答えをいたします。

私のほうからは空き家改修連関連事業4, 786万円の減額について御説明をさせていただきます。

空き家改修補助事業は、移住促進を推進するうえで本町にとっては喫緊の課題であり、少しでも早く、また1件でも多くの確保という思いで取り組んでおるところでございます。

減額の理由につきましては、国や県の補助金は、需要動向により配分が行われる性質もあるため、補助金を確実に獲得するために、多めに見積もって予算を計上しているというところが1点でございます。

また、施工業者の確保が思うようにできなかったことや、空き家バンク登録の270万円の改修工事につきましては、申請時において耐震性は確保されていることが要件となりますが、耐震工事が思うように進まなかったなどの理由が挙げられます。

事業の需要見込みをですね、実情に即して見積もることがで

議長	<p>できれば理想的ではありますが、いずれにしても、当初予算において議員の皆様からせっかくご承認を頂きました。予算を大幅に減額することとなり、大変申し訳なく思っております。以上でございます。</p> <p>(福島 登 議長)</p> <p>生松教育次長。</p>
教育次長	<p>(生松 克祐 教育次長)</p> <p>安岡議員の質問にお答えをいたします。</p> <p>甲浦中学校受電設備整備事業2,029万7千円につきましては、先の補正予算の議案で答弁したとおりでございます。以上でございます。</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>3番、安岡良仁君。</p>
3番議員	<p>(安岡 良仁 議員)</p> <p>再問をします。</p> <p>1点だけちょっと教えていただきたいんですけども。この産業振興推進事業総合支援事業、これ7,500万、これ補助金事業でございます。この事業の総事業費はいくらになるのか、お伺いをいたします。</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>大坪産業建設課長。</p>

産業建設課長

(大坪 靖幸 産業建設課長)

安岡議員の質問にお答えします。

この産業振興推進総合支援事業費の総事業費ということですが、けれども、先ほど答弁させていただきましたとおり、令和6年度に基本計画を策定し、その中で総事業費を算出する予定でしたけれども、加工施設の規模とか、加工の備品、そういったものが事業者の方の想定していた金額とですね、事業費ですね、折り合いがつかなかったため、今回、令和7年度では事業の実施ができなかったと、いうことになりました。

今現在ですね、

(安岡議員自席より、7,500万になってるけど、それに基づいた事業費がなんぼ。)

(大坪 靖幸 産業建設課長)

県の補助上限額が5,000万円補助率は2分の1になっております。

(安岡議員自席より、対象事業費。)

(大坪 靖幸 産業建設課長)

対象事業費の2分の1で上限額が5,000万円、

(安岡議員自席より、対象事業費がなんぼなん。)

(大坪 靖幸 産業建設課長)

その対象事業費がですね、まだ煮詰まっていなかったため、令

議長	<p>和6年度では、基本計画止まりになっております。</p> <p>(福島 登 議長)</p> <p>3番、安岡良仁君。</p>
3番議員	<p>(安岡 良仁 議員)</p> <p>すいません、自席で質問しまして、失礼しました。二つ目の質問に移ります。</p> <p>今回、2億415万7千円の大規模事業の予算が減額補正をされております。</p> <p>この7年度に予定していた事業で、この大規模改造の予算計上により予算計上出来できなかった、見送った事業はあるのかなのか、お伺いをいたします。</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>築地 総務課長。</p>
総務課長	<p>(築地 仲音 総務課長)</p> <p>安岡議員のご質問にお答えさせていただきます。</p> <p>当初予算及び補正予算につきましては、各課よりそれぞれ予算計上をされております。地区住民からの要望により、早急に対応できるものについては予算計上をし、優先して実施することもございます。</p> <p>それにより、総務課でございますと、例えば役場庁舎の修繕などが後回しになることはございます。また1年間でできる事業につきましては、マンパワーにより実施できる事業に限りもでございます。</p>

	<p>各課において優先順位をつけて、実施できる事業を予算計上しているものと考えておりますので、大規模予算により実施できなかった事業はないものと考えております。以上でございます。</p>
議長	<p>(福島 登 議長) 3番、安岡良仁君。</p>
3番議員	<p>(安岡 良仁 議員) 最後の質問に移ります。三つ目でございます。 今回2億数十万円の事業の減額補正をしております。今後でもありますね、こういった見切り発車的な予算計上していく、スタンスを続けていくのか、町の考えをお伺いいたします。</p>
議長	<p>(福島 登 議長) 伊吹副町長。</p>
副町長	<p>(伊吹 真貴博 副町長) 安岡議員のご質問にお答えいたします。 先ほど各課長答弁でありましたように、それぞれに減額の理由がございました。当初予算の作成に当たりましては、例年12月末から1月上旬を締切りにしております。その中で国や県への補助金関係については、前年度までに事業計画書や要望書を提出しなければなりません当然、要望額が満額認められない場合や要望額以上の増額などもあり、未確定な部分が多いため正確な数字とはなりませんので概算での要望額となります。 また、予算査定時においても予算額の根拠となる資料として事</p>

業にかかる図面や見積り書、事業計画書などの提出を求めています。予算執行していく中では、どうしても地域の実情や状況の変化、環境の変化により結果として予算執行ができないやむを得ない場合もございますが、決して見切り発車的な予算を計上していることではございませんので、ご理解のほどよろしくをお願いします。

議長

(福島 登 議長)

3番、安岡良仁君。

3番議員

(安岡 良仁 議員)

副町長のほうから答弁がありました。見切り発車的な予算ではないということで、私もいろいろ実情も分かります。これ以上細かい質問をすることはございません。これで私の一般質問を終わらせていただきます。4年間どうもありがとうございました。

議長

(福島 登 議長)

3番、安岡良仁君の質問が終わりました。

(質問終了時間：16時37分)

ここで休憩したいと思います。

この休憩中にですね、次の田島議員の一般質問、不適切と思われる一般質問の資料を皆さんにお配りしますので、休憩中に少し確認をしていただきたいと思います。

この件についてはですね、議会運営委員会で協議をしていた

だいておりますので、休憩再開後に、委員長のほうからご報告をいただきたいと思います。

再開は、45分です。もうちょっと取りましょか。資料確認とトイレで10分とって50分から再開します。

(休憩時間：16時37分)

休憩前に引き続き会議を開きます。

(再開時間：16時50分)

7番、田島毅三夫君の一般質問ですが、質問の一部に不適切と思われる内容があり、議会運営委員会に諮っておりますので、委員長の報告を求めます。高島委員長。

(高島 俊彦 議会運営委員長)

議会運営委員会委員長報告、令和7年12月18日、議会運営委員会から報告をいたします。

12月15日、議長から令和7年第4回定例会での田島毅三夫議員の一般質問の通告書の内容について、議会の一般質問として適切か不適切であるかについて協議を求める要請がありました。

同日、議会運営委員会を開催し協議した結果を報告いたします。まず、議会会議規則第61条には、一般質問とは町の一般事務について議長の許可を得て質問することはできるとなっております。

今回、田島毅三夫議員の一般質問の漢数字一、の質問は田島議員個人が裁判所に提訴した内容が大部分を占めておりこの件は、司法に委ねられ、司法の判断が決められた事案であります。

議会運営委員長

また、先ほど議会会議規則第61条の定義からしても田島毅三夫議員の一つ目の質問は、一般質問としては不適切であるという結論に全会一致で決定いたしました。

以上で議会運営委員会からの報告を終わります。

(田島議員自席より、議長なぜ、うちに……ささんのな。…
…。)

議長

(福島 登 議長)

ここでお諮りします。ただいまの委員長の報告のとおり7番、田島毅三夫君の一般質問一番について、一般質問として不適切であるとの結論について、御異議ありませんか。

(議員自席より、はい、はい、あります。)

議長

(福島 登 議長)

異議あり。はい、分かりました。

異議がありましたので挙手により採決します。

7番、田島毅三夫君の一般質問の一番について不適切であるとの結論に賛成の諸君の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、7番、田島毅三夫君の一般質問の一番についての件は不適切であるということに決定をいたしました。

7番、田島毅三夫君、一般質問の一番は議長が不適切な質問として削除しますので、2番の質問から許可します。件名は、

	<p>自主防災会の連合会の設立と防災計画についてほか10件であります。答弁者は町長、職員となっております。</p>
<p>議長</p>	<p>(福島 登 議長)</p> <p>7番、田島毅三夫君。質問を始めてください。</p> <p>(質問開始時間：16時54分)</p>
<p>7番議員</p>	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>これは民主的な議会といえるのかこのやり方がこちらの弁明もささん意見もささん。</p>
<p>議長</p>	<p>(福島 登 議長)</p> <p>許可のない発言は止めて質問を始めてください。</p>
<p>7番議員</p>	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>まず、2番目の質問から入らせて貰います。</p> <p>自主防災会の町連合会の設立と防災計画についてということで、まず1点お聞きしたいと思います。</p> <p>日々近づく、いつ起こるか知れない南海トラフへの防災対策は、ただ山の避難場所に逃げる計画ですが、甲浦小学校体育館でさえ浸水予測があり、ほぼ全滅を予測されている甲浦地区では、住民さんはどこに逃げてどこに帰還するのでしょうか。生活するんですか。</p> <p>それをまず1点お聞きしたいと思います。</p>
<p>議長</p>	<p>(福島 登 議長)</p> <p>大坪産業建設課長。</p>

産業建設課長	<p>(大坪 靖幸 産業建設課長)</p> <p>田島議員の御質問にお答えします。</p> <p>甲浦地区では、南海トラフ巨大地震の最大クラスである、L2を想定した場合、</p> <p>(田島議員自席より、 もっとゆっくり読んで。)</p> <p>(大坪 靖幸 産業建設課長)</p> <p>もう一度。</p> <p>(田島議員自席より かまん、今からで。)</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>7番、田島毅三夫君。</p>
7番議員	<p>(田島 毅三夫 議員)</p>

今そういう答弁を頂きました。

私たちが三陸も行ってきましたね。それから能登も行ってきました。逃げてやられて帰ってくるころない状態で皆が困ってたんですよ。そういう中で一時的にそういう避難場所が仮にあったとしてもね、この全住民さんが逃げて次に戻ってくるころないんですから、そういうことをどうするんですか。三陸でもそうでしたね、危険区域に指定されたら、町全体が戻ったらいかんということで上へあがってましたね。

甲浦地区の港町やったらそういうこともあるんですよ。考えたら、そういうこともひっくるめて、今そういう逃げ場所だけをするんじゃないくて、今度復興するときのことまで考えて、できないというのが私の考えなんです。何点かお聞きしますけれども。

一つの例としてですね、高規格高速道路の余り土を利用して利活用してですね、各地区のほうに擁壁を建てて埋立てして、公共施設や希望者から移住してもらえば安心して生活ができるようになるとうこう考えております。

町外移住希望者にも順次移住していただければ復興再建が楽になる。高規格道の残土の活用の検討に入ろうじゃないか。高規格道路の今のトンネルの掘った後の土はどこ行くかということで揉めていますが、揉めてはせんけれども、山の中に埋めるようになってますが、そういう土を埋立てしてもらおうようにしてやったらいいんですよ。

そのことをもう一度町長の方にお聞きして、これを再建復興の一つのあれとして計画に入れてもらいたいということでお願いします。

議長	(福島 登 議長)
	再問やね。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員)
	再問です。これはどっちの時間が過ぎよんの。私の時間じゃないわな。
議長	(福島 登 議長)
	違います。
	大坪産業建設課長。(5時のチャイム)
	ちょっと、止むの待ってください
産業建設課長	(大坪 靖幸 産業建設課長)
	(田島議員自席より、もう決めてるんやないのか、決めちゃったら、決めてることを言うてもうたら、決めてることを。)
議長	(福島 登 議長)
	はい、どうぞ。
産業建設課長	(大坪 靖幸 産業建設課長)
	田島議員の再問にお答えします。御提言ありがとうございます。
	まず高規格道路の建設残土につきましては、現在、生見の、河内ですかね、ヘリポートの周辺、町有地が16.5ヘクタールあると思うんですけども、そちらのほうに受入れをする計画で進めております。

それと、盛り土、その建設残土を使って盛り土というご質問ですけれども、本町では、甲浦、生見地区での事前復興まちづくりの策定に取り組んでおります。

また、1月にはですね、住民の方との事前復興についての複数のたたき台などを策定し、現地の再建であるのか、かさ上げ、高台移転、こういったことについて、効果や課題など、議論を深めていきたいと考えております。以上でございます。

議長

(福島 登 議長)

田島さんちょっと待ってくださいよ。5時回ったんでちょっと待ってください。

皆さん5時を回りました。一応5時までということになりますが、このまま皆さん進めてよろしいですか。

(異議なしとの声あり)

(福島 登 議長)

はい、分かりました。それでは7番、田島毅三夫君。

7番議員

(田島 毅三夫 議員)

残業手当くれるんですか。

議長

(福島 登 議長)

いや、そんなないです。再問の答弁がなされましたので、できます。

7番議員

(田島 毅三夫 議員)

何遍も言いますけれども、もう復興やね、防災、防災やということはもう手後れなんです。そんなことよりもまず復興からかからんといかん。復興をどうするか、復興なるべくしなくてもいいようにして、それをすぐ防災にもつながっていくわけ。そういうことから私はもう1日も早うこの防災について、復興について、住民さんとみんな各地区市町村の住民さんに集まっていたいただいて代表をね、そしてそういうことを町と行政と町の側も一緒になって、自分たちの町をこうしていく、ああしていくというそういう何を作くらなければならない、そう考えています。

これを先ほどの答弁の中ではありますが、今後、復興について具体的にどのように進めていくか。お聞きしたい、生見でどうやこうや言われましたが、町全体か甲浦地区、東地区全部やられるんですから、そういうところはどのようにしていくか。町の人と検討会をとる考えはございませんでしょうか、お聞きしたいと思います。

議長

(福島 登 議長)

次の質問に移ったんですか。再々問。

7 番議員

(田島 毅三夫 議員)

再々問。

議長

(福島 登 議長)

再々問。大坪産業建設課長。

産業建設課長

(大坪 靖幸 産業建設課長)

田島議員の再問にお答えします。

先ほど田島議員のほうから御質問、再問頂いた内容がですね、復興まちづくりにおける策定ということになっていきます。以上でございます。

(田島議員自席より、これいかんから聞きよる……。)

議長

(福島 登 議長)

7番、田島毅三夫君。

次の質問に移ってください。

7番議員

(田島 毅三夫 議員)

それでは、二つ目の質問に入ります。

防災復興には、自主防災会の各地区ごとの活動は本当に大事になります、こう考えております。

まず、行政が活動資金を出して、町連合会を立上げたうえ、東洋町自主防災会として自主的運営の委託をすべきである。こう考えておりますが、まず町長どう考えておりますか。これが一つ。

高齢者の多い本町では、まず、行政と自主防災連合会と連動した防災復興計画の協議会の立ち上げこそ喫緊の課題であると考えております。もう日はありません。もう即かからんといけません。来年度予算に自主防災会の町連合会の設立を組み込み、実行せよと言いたいのですがどうでしょうか。年2回くらいの協議会をとって、その費用や協議会での要請や提案を貴重な意見として受け止め、行政が対応する仕組みをつくると、こういう提案したいんですが、町長の考えをお聞きしたいと思います。

議長

(福島 登 議長)

大坪産業建設課長。

(田島議員自席より、町長に言うて貰いたい。)

産業建設課長

(大坪 靖幸 産業建設課長)

田島議員の御質問にお答えします。

ご提案頂きました自主防災会の町連合会の設立につきましては、これまでの答弁と同じになりますが、町としまして各地区にあります自主防災組織等の自助の活動を引き続き支援してまいりたいと考えております。

また、防災士連絡会及びなぎ防災部会の主催によりまして、6月に甲浦集落活動センターなぎにおいて避難訓練を、11月には甲浦小学校体育館で避難所運営訓練を行うなど、住民の方の防災意識の向上や啓発にも取り組まれております。町としましても、団体への活動支援や避難訓練など、継続的に取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。

議長

(福島 登 議長)

7番、田島毅三夫君。

7番議員

(田島 毅三夫 議員)

議長、答弁漏れがあると注意してもらわんといかん。私の言ったのは連合会の設立と言ってるんです、ね。全くそれは出ていない。もう一度聞きますが、全住民さんがね、一体化しての連合協議会に入らなければ、各地区ごとの防災復興計画では成

果が上がりませんし、これも進みません、これは具体的なもの、互いに全部の連合会、東洋町で40何ほありましたかね、一体になって皆で力を合わせていかんと各地区各地区の小さな連合会防災ではどうにもならないと思います。至急に町から要請を願って、町連合防災会の立ち上げの検討会を立ち上げようではありませんか。もう一度町長にお聞きしたいと思います。以上です。

(執行部自席より、あったと思うんですが。)

7番議員

(田島 毅三夫 議員)

連合会なかったが、あったか。あったら謝らんといかん。

(執行部自席より、ありましたよ。)

7番議員

(田島 毅三夫 議員)

いやあ。

議長

(福島 登 議長)

はい、まあ、もう一度じゃあ、かまんですか。

(田島議員自席より、もう一度具体的にほな、もう一遍言うてください。あんまり早口やなしにゆっくり言うてください。)

産業建設課長

(大坪 靖幸 産業建設課長)

田島議員の再問にお答えします。

先ほどの答弁と同じになりますけども、自主防災会の町連合

会設立につきましては、これまでの答弁と同じでありますけども、このような町連合会の設立につきましては検討しておりません。

町としましては、各地区に現在あります自主防災組織等の自助の活動、引き続き支援してまいりたいと考えております。以上でございます。

議長

(福島 登 議長)

7番、田島毅三夫君。

7番議員

(田島 毅三夫 議員)

再々問。そういう答弁なんです。

どうして連合会はつukらないんですか。このままでは、個々、個々の防災会あれ、それは個々に動くだけで連携ができない、町ぐるみ地区ぐるみという防災復興対策ができなくなる。ね。これは私は大変なことですよ。これはもう、それを皆、力を合わせて町連合会ができたなら町ぐるみ、町自体が明るくなる力強くなる活性化する。それぐらいこの連合会というのはね、私は大事に思ってるんです。ほんでそれはね、連合会の役員にしても、ほんまに持ち回りの方がやっているとか、男の人の名前で女性の奥さんがそれかわりやっているとというようなことを聞いたもので、そういうことでなしに、本当に報酬をつけてね、そういう何を人件費何を出していただいて町のほうから責任を持ってもらって、まとめてもらうのよ。何かあったときには組合が連合会の人皆集まっていたいただいて、ほんでみんなで意見を出し合ってやっていく、野根も甲浦一体になってね、そういう連合会をつくって立ち上げていかんと、私は絶対。もう一度町

議長	<p>長にもう一遍お願いしたい、町長あなたの口から。</p> <p>(福島 登 議長)</p> <p>長崎町長。</p>
町長	<p>(長崎 正仁 町長)</p> <p>田島議員の再問にお答えをいたします。</p> <p>基本的には先ほど担当課長が申しあげましたとおり、各地区のですね、自主防災組織の支援ということで進んでいきたいと思っております、今のところですね、その田島議員の自主防災会の連合会ですか、設立については特に今はこだわってない。ということで。</p> <p>それとですねもう一つ、こういったご提案なんですけども、ちょっと失礼になるかもしれませんが、田島議員のほうが地区において自主防組織の自主防活動に参加をされて、いろいろと取り組まれているというのであればですね、いろいろ実情をお伺いしたい、でありますけれども。そのような姿をずっとお身請けしたことがないので、ちょっと具体的な提案というのはちょっと私のほうとしても、ちょっと捉えられることができないというところは正直なところでございます。</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>7番、田島毅三夫君。</p>
7番議員	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>再々問、残こっちゃたか。</p>

議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>次の質問になりますね。再々問やっています。</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>いや、今の反発したい、反論したい。</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>次の質問に移ってください。</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>それでは二つ目に、ええと、ごめん、3 番の質問、3 番の質問に入ります。</p> <p>農業、漁業などの振興策として、協同組合形態の運営を求め るが、どうかということで、何点かお聞きしたいと思います。</p> <p>高齢化、人口減少によって、耕作放棄地が増えております。 このままではあと5年でポンカンも終わるといふ農家の人の声 が上がっております。いや、本人から上がってるんですから皆 さんからもうこれで終わりや終わりや言うてそれがどういてい かんのですか。</p> <p>自分自身も農家ですが思っています。もううちは5年もたんや ろうけど。そういうことです。</p> <p>協同栽培希望者を募り、各農家が農地を提供し、栽培希望者 を募り協同組合で運営してはどうか。こういう提案でございま す。</p> <p>そういうようにして耕作放棄地をなるべく早く減らして、そ れから、高齢者の方の農作業がなかなか大変になっています。 女性1人でやってるところもありますが、女性1人でもなかなか</p>

草刈ったり消毒したりえらいことになっております。自然と放棄地になってきます。こういうことを何するためにも、今のうちに皆が集まってこの連合会をつくる、連合組合をつくる、こういうことに立ち上がっていただけないでしょうか。町長をお願いします。

議長

(福島 登 議長)

生田産業建設課長。

産業建設課長

(生田 憲一 産業建設課長)

田島議員のご質問にお答えします。

農業を協同組合で運営してはどうかとの提案ですが、現時点では、協同組合による運営を採用することは適切ではないと考えております。以上でございます。

(田島議員自席より、いや、理由を言ってください、理由。適切ではないという、どういう理由か言ってください。原因。理由。意味が分からん、それやったらできませんでは。議長言うてくれ。ちゃんと説明しなさいよと。)

議長

(福島 登 議長)

もう一度、質問してください。再問で質問してください。

7 番議員

(田島 毅三夫 議員)

このままではどうにもならんということは皆さん分かってるはずやと思います。漁業も一緒ですけども、商業も一緒ですけ

ども、特に農業はね。もうほんまに高齢化してからやっている人が少なくなって、どんどんどんどん日に日にというぐらい、耕作放棄地が増えているんです。

これをそのままほったらそれこそポンカン山なんかは全部、雑木になってしまいます。そういう意味からも私は急いでということ言ってるんですが、どうしてそれはできないんでしょうか。検討会でも入りませんか。ほんで農家の人みんな集まってね。その役員の人も皆集まってもらって、この東洋町の町と東洋町の農業をどうやっていくか、そういうことを本当に真剣になって皆打合せていくような話合いをするような場をつくりましょうと、町のほうからお願いしたいということなんです。もう一度、答弁お願いします。

議長

(福島 登 議長)

生田産業建設課長。

産業建設課長

(生田 憲一 産業建設課長)

田島議員の再問にお答えします。

農業が高齢化が進んでいるっていうことは認識しております。それでその理由としましては、行政が公的資金を活用し、公共事業を提供する際には、透明性、説明責任、公平性が最重要となってきます。

一方、協同組合におきましては、意思決定や、(チャイム音)

一方、協同組合におきましては、意思決定や費用の配分利益の分配の際には民間手法で行われることとなります。ここに、公平性を前提とした公共事業との整合性を確保することが難しくなると考えられるため、現時点では、協同組合による運営を

<p>議長</p>	<p>採用することは適切ではないと考えております。以上でございます。</p> <p>(福島 登 議長)</p> <p>7番、田島毅三夫君。</p>
<p>7番議員</p>	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>だから私はそういう会をつくって、当然皆話合いをしていきましよう、こう言ってるんですよ。それにはやはり資金が要るんですいろいろとね、そういうことから町はまず、立ち上がってもらわんといかん。バツグンを応援したような形で立ち上がってもらわんといかん。そしてもうどんどん行政のほうから資金を出してもらって、この東洋町の農業を再興していく。そういう方向に立ち上がってもらわんといかん、そう考えております。</p> <p>2番目に移ります。高齢者の農作業支援策として農業応援隊を立ち上げ、日当の半分を行政が支援するよう提案しますが、町長お聞きしたい町長どうでしょうかこの考えは。</p>
<p>議長</p>	<p>(福島 登 議長)</p> <p>生田産業建設課長。</p>
<p>産業建設課長</p>	<p>(生田 憲一 産業建設課長)</p> <p>田島議員のご質問にお答えします。</p> <p>農業の高齢化が進む中、農業の持続の可能性を確保することは極めて重要な課題であると認識しております。しかしながら、町主導で農業応援隊を立ち上げ、日当の半分を行政が負担する</p>

という提案につきましては、現時点では実現は難しいと考えております。以上でございます。

(議員自席より。農協へ持って行け言うて、言うてやり。)

(田島議員自席より、やかましい。)

議長

(福島 登 議長)

7番、田島毅三夫君。

7番議員

(田島 毅三夫 議員)

だから私は今言うように、町は皆が集まってね、皆こういう話合いをしていく場をつくらんか、まずそれによってその中から皆が意見出しおうて、バツグンにしたってそうでしょう、町からお金が随分出てるんじゃないか。私はそういうところに入れるんだったら、こういう農業、漁業、商業のほういうほうにもどンドン、やはり町はつぎ込んでいくべきや。そう思っております。その中からみんなが力を合わせて町を変えていく、守っていく、そういう体制をつくらないかん、そういう意味で言ってるんです。しかしもう再々問、今終わったな。

議長

(福島 登 議長)

まだ。

7番議員

(田島 毅三夫 議員)

あ、いけるんか。

議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>2番の再問までやった。2番は1回目しかやってない。</p>
7番議員	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>以前こういう提案しました。あのね、ちょっと余談になりますが、関連しますので聞いてください。今から30年ぐらい前大阪から帰ったときに、うちはポンカン組合の組合のほうの会に出たときにね、懇親会、県から3人ぐらい。なかなか上位の人が来ちゃったんです。その場でうちはまだ帰って大阪から帰って間なしやったけれども、</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>田島議員簡潔によろしくお願いします。</p>
7番議員	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>はい、はい、はい、はい、共同経営やらんかと、ポンカンそれぞれがやると必ず行き詰まってしまうと、耕作放棄地になると、今のうちから皆が集まって共同経営しませんかと、この話をしたところが、もう終わったときには後から向こう幹部の方は立ち上がって、今日はここへ来てよかったと思います。この共同経営という言葉聞いて私は本当に来てよかったと思ってますって、えらい喜んでくれてね、そういうことあったんです。</p> <p>そういうことから、県のほうもそういうことを考えてたと思うんです。ほんで、こうなることを考えてどんどん寂れていくこと、そういうことから言ったんです。思いますね。</p> <p>それでは続いて4番目に移ります。構いませんか。</p>

議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>はいどうぞ。</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>少子化対策や基幹産業の振興、町発展への住民総会の開催を求めますということです。これはもう今まで何回も言いましたが、前へ進みませんのでもう一度言わせてもらいます。このままではあと5年とは……のうわさです。町や町がね、</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>削除したやつをするのはね、そういうのは遠慮してください。</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>事実を言うんですから。このままでは、とよいよるんやきん、どいて。</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>一つだけ注意しときます。説明してください。</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>ああ、人口減少と高齢化による商業や農業、漁業の衰退は歯止めができてない。とまらない状況に陥ってます。生活に困る住民さんも今後増加すると考えております。町として、こういう町の衰退といいますか、それをどうやって歯止めをかけるか、具体的にお話してください。お聞きします。どうぞ、町長が言ってもらいたいが。</p>

議長

(福島 登 議長)

4の1です。漢数字の四の1です。

(田島議員自席より、しゃべりよらんと、ほら、答弁せえ。ほら、ほんまに。注意せえ、注意を。)

(福島 登 議長)

今、調整しよります。ちょっとお待ちください。

(田島議員自席より、質問に対して鼻で笑いよる。)

(福島 登 議長)

衰退の歯止めと言うことで答弁したらいいんですよ

(執行部自席より、答弁が抜けてた。)

(福島 登 議長)

抜けてた。

(執行部自席より、答弁が抜けてた、)

(福島 登 議長)

今からでも答弁してください。

(田島議員自席より、ほんなら、議長、)

	<p>(福島 登 議長)</p> <p>ちょっと待ってください。</p> <p>(田島議員自席より、2つ目と変わってもかまわんよ。言お か。一番上いかんのやったら2つ目いこか。)</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>2つ目いきますか、いいですか。そしたら4の2の質問に移 ってください。</p>
7番議員	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>4番目の2番目に移ります。</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>そうです、はい。</p>
7番議員	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>町民総会を立ち上げ、これは町民総会、一応名称、仮名称や けどね、町民総会を立ち上げ、そこで種々の意見を出し合い、 一体となった対応、対策を練ろうではないか。協議の開催を求 めるがどうか。同じ内容です。どうぞ、2番目ですから言って ください。</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>長崎町長。</p>
町長	<p>(長崎 正仁 町長)</p>

4 問目の 1 番目大変失礼いたしました。同様な質問だということ
ことで、

(田島議員自席より、はい、同様です、はい。)

(長崎 正仁 町長)

言われたんですけど、ちょっと通告書のほうから私ちょっと
そういうふうにとっておりませんでしたので、今から答弁いた
します。はい。お願いいたします。

自分のほうからの答弁なんすけども町民総会ということを書
かれておりましたので、町民総会というのはですね、ご存じか
もしれませんが、地方自治法の中でですね、規定されてい
るわけです。

(田島議員自席より、仮称、仮称です。)

(長崎 正仁 町長)

まあ、仮称、そのように、仮称でこの場合は議会おうかがい
というものであります。過去にですね、議会の方で住民総会を
置いた自治体もあったようでありますけれども、本町議会が存
在をしているというところであります。

ここからなんですけども、質問の趣旨からいたしましても前
回、第 3 回定例会で申し上げましたけれども、町民のですね、
皆さんからの御意見をお伺いしたいと言う趣旨でありましたの
でですね、執行部の方は、地区懇談会は毎年行っておりますし、
議会議員のほうからもですね、議会のほうからも、昨年同様に
ですね地区住民との懇談会、何かをやりましょうということで

議長	<p>議員のほうから御提案をされて実行していったらいかかな、というふうに思ったところであります。</p> <p>(福島 登 議長)</p> <p>7番、田島毅三夫君。</p>
7番議員	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>どうしてこういう名称、再問か再々問か。</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>再問です。はい。</p>
7番議員	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>再問。名称の何がそれ何したらややこしくなりますが、要するにうちは皆さんが集まって団結してね、皆で町中、住民さんが集まって力を合わせて町を変えていこうという、漁業やったら漁業、商業やったら商業とそれぞればらばらでやるんじゃなくて、また地区は地区によってばらばらじゃなくて、もう一つの町になって、東洋町として皆が力を合わせていこうと。こういうために一つのこういうのまとめ役となるような対応をとっていただいて、ほんで、今後の町やら、これからの町、子供さんがおらん場合やろね。そういういろいろな諸問題をもう変えていこうと、農業はこうしようと、商業はこうしようというように、皆がもう、ありとあらゆる町おこしのことについて意見を出し合い、しようとかいう考えなんです。だからいろいろ今あるでしょう、今もほら農業は農業、漁業は漁業、それとあるかも分からんがそうじゃなくてそれをひっくるめて、一つの</p>

<p>議長</p>	<p>大きな組織に団体、そういう説明質問なんです。 もし、答弁とちょっとそれたということあれば答弁してください。なかったら次の質問に移ります。</p> <p>(福島 登 議長)</p> <p>質問内容がちょっと分かりにくい、次に行きますか、</p> <p>(田島議員自席より 何かそれに対する答弁があれば言ってください。私の言ったことに対する。)</p> <p>(執行部自席より、同じような。)</p> <p>(福島 登 議長)</p> <p>そしたら、5つ目の質問にってください</p>
<p>7 番議員</p>	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>はい、はい、はい、はい、時間の経過は大丈夫ですかね。ちょっといかんやったら言うてよ。5番目の質問に入ります。</p> <p>漁業、農業の後継者育成についてという、データでお聞きしたいと思います。</p> <p>町主導の養殖漁業の推進の考えはないかということでお聞きしたいと思います。例えば、葛島内湾で長太郎貝やイカの養殖などの研究をまた提案する、またその養殖をして研究して、それを町活性化の一つの糧にして、そういう考えはございませんでしょうか、お聞きします。</p>
<p>議長</p>	<p>(福島 登 議長)</p>

産業建設課長	<p>生田産業建設課長。</p> <p>(生田 憲一 産業建設課長)</p> <p>田島議員の御質問にお答えします。</p> <p>町主導での養殖漁業の推進の考えはないかとの提案ですが、養殖事業は、長期的な設備投資と運転資金、技術的な品質管理や出荷戦略など、多岐にわたる専門知識を要しますことから、現時点でそのような事業を町主導で推進することは考えておりません。以上でございます。</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>7番、田島毅三夫君。</p>
7番議員	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>私は帰って、2、3年甲浦未来会ができて間なしやったんですけど、そのときに甲浦未来会の名前で、長太郎貝の養殖をさせていただきたいと組合に頼んだんです、組合長が、8人おる理事長の了解をもうてくれたら葛島の、うちは竹の棒を渡して網をぶら下げて、ほんで向こうから業者の方から送って貰って種やら袋からいろいろ、これをぶら下げてということで訴えたときに、もう最初3人に当たった理事さんが全部賛成してくれました。それはえいことや、やれと言うて、ところがずっと回っていきよるうちに、ある1人の方から反対が出て、結局止まりました。こういうこともありました。そういうことからね、一遍やってみるということは大事だと思うんです。</p> <p>ほんで、今言われる課長が言われるようにね、これは先のことはいろいろと難しい面もあるかも分かんが、まずやってみ</p>

	<p>ましようと。</p> <p>だからそういうことを皆が集まって話し合いをして、ほら、これよりもこれがえい、あれがええ、というような話し合いもしていましよう。</p> <p>そういうことで、東洋町何とか会というのをつくりましよう、まあ名前はまたみんな考えたらいいね、全部集まったそういう活性化させる、東洋町を発展させるためのグループがいいこれを結成したら、してください。町のほうから、我々も応援しますし全部入らせてもらいます。</p> <p>もう一度答弁お願いします。副町長どうですか、やってくれ。</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>生田産業建設課長。再問です。</p>
産業建設課長	<p>(生田 憲一 産業建設課長)</p> <p>田島議員の再問にお答えします。</p> <p>養殖事業のような専門分野におきましては、漁業者が主体となって事業を計画実行し、町としての役割としては、漁業者と関連機関をつなぐサポート役に徹することだと考えております。その上でその事業に対し、町が財政面で支援できるかどうかを検討したいと考えております。以上でございます。</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>7番、田島毅三夫君。</p>
7番議員	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>そういうことが起こったら考えるということでは間に合わん</p>

です、もう危篤状態やきに町が、ほやきに、一、二でも早く取りかからないかん。そういうぐらいの覚悟で対応していかんといかん、行政が特に。そういうことでね結局このままでほらもうどうにも寂れていくわけやきんにね。ほやきにどういうたらいいですか。まあ、ほな3番に移ります。構いませんか。

議長

(福島 登 議長)

2番目はやってない。2番、まだ、有資格者のこと。

7番議員

(田島 毅三夫 議員)

これまだ言ってなかったかな。

議長

(福島 登 議長)

はい。2番ですね

7番議員

(田島 毅三夫 議員)

漁業資格、2番目、漁業資格や免許取得など有資格者の育成養成を全額町負担で支援して、後継者育成を求めますが、どうでしょうという質問です。

いろいろほら、運転機関長やら何やらいろいろ免許あるようです。そういうのを全部もう町が支援しちゃって、新しい後継者を育成していくと、そういうぐらいの覚悟でやってもらいたいです。以上お願いします。

議長

(福島 登 議長)

生田産業建設課長。再問です。

産業建設課長

(生田 憲一 産業建設課長)

田島議員の御質問にお答えします。

まず、後継者育成のために、現在本町が行っております、免許取得制度及び育成制度について御紹介いたします。

漁業につきましては、本町漁業者担い手育成事業費補助金として、一級小型船舶操縦免許の受講料の2分の1を漁業就業支援事業費補助金としまして、漁業習得に向けた研修等の実施から就業後のフォローアップまでを一環して支援することを目的に、月5万円以内を生活支援として補助する制度などがございます。

現時点では、田島議員の提案する全額負担とはいきませんが、本町といたしましても、予算の範囲内において後継者の育成養成には特に配慮しておりますことを御理解いただきたいと思います。以上でございます。

議長

(福島 登 議長)

7番、田島毅三夫君。

7番議員

(田島 毅三夫 議員)

がっかりしてます。こういうこの話は9月議会でも質問、答弁ありましたかね、ちょっと思い出せんの、思い出しよう同じような話、説明があったような気がする。どっちにしましてもね、結局要するにこの話は、このままでいつまでたっても前へ進まんのよ、ほら。ほんで私は何遍も手厳しい言われしてもらうけどね。けんどこのままではどうにもならん結局、行政が町おこしのために使うお金やきに5万円のところ10万円出してあげても安いもんじゃあ、ほれぐらいの人材が育ってってね、

	<p>町が変わってくるのであれば、そういう考えも一遍持ってどうですかまた協議会立ち上げてください。それでは3番に移ります。もう疲れてきました。私は。</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>時間もだいぶ進んでいるので、</p>
7番議員	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>ほんなに進んじよるか。</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>いやいや、5時もすぎちよる。簡潔にやって頂かないと。</p>
7番議員	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>だだだあ、ほうよ。かちっと1回、ぴしゃっと返事してもうたら一遍で終わんのよ。ほら。</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>そしたら、三つ目に移ってください。</p>
7番議員	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>今、漁業関係のほうも船がどんどん減っています。人も減っています。ほんで資金も何も機械から道具も減っています。もう放棄されてね、売買されたりして。</p> <p>どうでしょうか今後、廃業者が出た場合、船や機材を町で買上げてですね、いったんどっか置かんといけませんけど、町資金で協同組合運営の検討を考えませんか。もうそのまま船を戻</p>

して、もう何千万も億もするような船をね、もう安く売れてしまうよりも、それ置いちょいてもうて、地元。それを使って皆が町をおこしていくというような、そういうときのために資材を置いちょくんです。財産としてこういう考えはありませんか。町長にお聞きします。

議長

(福島 登 議長)

生田産業建設課長。

産業建設課長

(生田 憲一 産業建設課長)

田島議員の御質問にお答えします。

町資金での協同組合運営の検討を求めるとの提案ですが、町が公的資金を活用し、協同組合を運営することは、公平性の確保を保つことが難しいと判断されるため、現在のところその考えは、

(田島議員自席より、ちょっとここで言わせて貰います、)

議長

(福島 登 議長)

田島さん、自席どうしは、まだ、再問の機会があるので、再問でやってください。

(田島議員自席より、よう言わな、わしらあの時、ほんなこと何で言わあ、それをほら、答弁してくれよるんやきに、協同組合は、形だけで言うただけであって、そんなことは関係ないんです。要するに、)

<p>議長</p>	<p>(福島 登 議長)</p> <p>再問で、田島さん、再問でやってください。ちゃんと、許可のない発言はやめてください。</p> <p>(田島議員自席より、ほんなら、止めよ、話よったやかね。)</p> <p>(福島 登 議長)</p> <p>どうぞ、どうぞ、再問やってください。</p>
<p>7 番議員</p>	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>ほんな調子で逃げるんよ。ほら、ほんなことになったら、こやってはぐらかすんやきに、まあ、ほんならいいです。要するに私が言ったのはほら、そういうようにして皆が力を合わすという体質をね、東洋町はね、それをしなければ、もう今の状態ではこれは絶対無理です。6つ目に入ります。</p> <p>6番目に、耕作放棄地の協同組合形式の経営支援を求めるといふことで、お聞きします。</p> <p>このままでは町農業は終焉します。もう全てです。町主導で現在の高齢化や後継者不足による農業衰退の防御策として、放棄地を含めて農地を改善し、連合形式の協同運営で、品質動向を統一する特産品の生産の検討をやってみませんか。これはもちろんほら本来は組合らあ、農協らあが入ってきて、あるいは農家の方がほうやってやるのが本来ええかもわかんが、今できない状態になってんですよ。もう力が皆なくなってるからね、自分の仕事……一緒になりよう。だからもうどうしても行政がねえ、動かんとどうにもならん。行政がいつて、後ろは立ち上</p>

げたり、引っ張ってあげたりね、そういうような形での町おこし入らんと形を、このままではもう絶対にこれは立ち直りはできません。ますます少なくなって衰退していきます。こういうことを踏まえてどうでしょうもう一遍町長、私のこの6番目、これに答弁頂けますか。

議長

(福島 登 議長)

生田産業建設課長。

(田島議員自席より、ああ、またか。)

産業建設課長

(生田 憲一 産業建設課長)

田島議員の御質問にお答えします。

協同組合形式での協同運営で特産品、生産の検討を求めるとの提案ですが、まず、協同運営についてですが、これはこれまでの答弁と同じように、町主導で行うことは難しいと考えております。

次に、特産品の生産につきまして、例えば加工品の生産についてですが、これは本町をPRする上で必要なものであると考えております。現時点でも、民間主導で幾つかの加工品は生産されております。民間ならではの自由な発想による、加工品の生産を推奨するため、あえて町主導で加工品の生産を行うことは今現在考えておりません。以上でございます。

議長

(福島 登 議長)

7番、田島毅三夫君。

7 番議員

(田島 毅三夫 議員)

どうしてもかみ合いませんね。

加工品、加工品と言われますが、加工品は何を加工するんですか。

地場産品を作って貰ってそれをもとにして加工していくんじゃないんですか。よそから仕入れてきて加工するんですか。私が言よんのは地元で産品をつくってその産品を加工していこうと、こういうことなんです。

中島か中村かの地域の懇親会の際に私言いましたね。しんのうの実生のゆずをつくらんかと。これは今の枳殻の台に枳殻を接いだようなものではなくて、本当に種からもう実生のゆずをつくって東洋町はほんまに東洋町のゆずは違うというようなものも見せて、全国に販売広げていこうと、こういう提案したの覚えてくれてますか。そういう意味で私は言ってきたんですよ。全くもうそういうあの。7番目に入ります。

婚姻活動として、民間による仲人制の立ち上げ、もう耳が痛いでしょねもう、笑いよる。もう五、六回なるかね。うん。言うて、言うても全然。ほんで最後のときなんかも見てみなさい。私がこういう提案をしたら、町のほうからお金どれば出したか知りませんが、イベントに県のイベントに行っただけ。そこでは参加したという反論されたんですけど、結果を聞いたら全く上がっていない。そんだけお金を出しながら、私のこの仲人制というのが成功したときに褒賞として金とか出すわけでもし、成功しなかったら出す必要ないんですから。一つも無駄なお金いらんのですから。そしてその仲人してる方やらまたその人らあがお互い話し合っしてから広がっていくんよ。例のそういうあれがね。ほんで本人も喜んでくれてほら今まで全然家にじっ

としちよるけれども、そういう人にそういう話がいたときにやっぱり家族もみんな喜んでくれて、また決まったら特にほら、そういうあのね、婚活の家が増えていくわけやきに。そういうこと言ってるんです。

何故、成立後の褒賞による仲人制を立ち上げないのか。お金要らないんですから、立ち上げには全くね、褒賞金やきに、町長は人口減少と適齢期の住民を放置するんですか。かわいそうに。

本当に人口増加や町の活性化を望んでいるのであれば、こういう返事はないと思います。もう一度お聞きします。このままでは潰れます。お願いします。

議長

(福島 登 議長)

奥村住民課長補佐。

住民課長補佐

(奥村 忍 住民課長補佐)

田島議員のご質問にお答えをいたします。

田島議員には従前からお答えをしていますとおり、仲人制を導入する考えはございません。なぜ導入しないのかというようなことを毎回聞かれるんですが、一つは個人情報を仲人になれる方個人に渡さなければならぬんですが、町から個人に、個人情報をお渡しするということが現実的に困難ではないかと思われます。以上でございます。

議長

(福島 登 議長)

7番、田島毅三夫君。

7 番議員

(田島 毅三夫 議員)

そういう返事をずっともうてます。であれば私はね、加入してもらったんでいいんです。その人に了解いただいてそういうグループに入ってもらって会に入ってもらって、そこでそういう人同士を皆つなぎ合わせていく。あるいはまた地元の男の人がおられたときに、女の人は徳島からあるいは大阪からでも構わんですよね、知った人がおったら、お見合いさせていただいて、そしてまとまっていくと、こういうことはなんべんもあります。

私も10組か15組ぐらいやったら、そのうち1組しかまとめませんでした。ほんでこの人は、海部におりますけどもね。そういうこともあるきもし私がいなかったらその人は縁がなかったということになるわけやきに。そういうことを考えたらね、やっぱりそういうことをしていくということは大事なことやきに。

(議員自席より、自分が仲人やったら。)

7 番議員

(田島 毅三夫 議員)

やかましい。黙っちゃれ。怒れほら。ほんまにほん。

議長

(福島 登 議長)

高島さん ……。

7 番議員

(田島 毅三夫 議員)

いきなりやないか、ほんまにほん。こんなことは、質問しよう最中で、自分のときはみて同じことばかり何回もなんかい

	うのを黙って聞っきよるこっちは。
議長	(福島 登 議長) 質問、再問なり移ってください。再問はできます、まだ。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) なあほんまに、再問も用意してますけれども、ちょっともう言うてもいかんかと思ってね、今。8 番に入ります。
議長	(福島 登 議長) 簡潔によろしくお願いします。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) 簡潔、時間帯、時間のあれやったらいいやろが。
議長	(福島 登 議長) 皆さんやっぱりね、時間もありますんで。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) 時間いっば使かわしてもらうのどいていかんのかでほら。
議長	(福島 登 議長) ただ簡潔にやってくださいと。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) いらんこと言わんといて。ほうよ。8 番、物価高騰への対策についてということで、1 点お聞きしたいと思います。

<p>議長</p>	<p>物価高騰による生活困窮者への支援について、一時的な特別支援ではなく、状況の回復するまでの間、生活保護世帯を始め、国民年金受給者など、また生活困窮者への町支援の検討を求めたい。そういうことですが、町長の考えをお聞きしたいと思います。</p> <p>(福島 登 議長)</p> <p>堀川 住民課長兼地域包括支援センター事務局長。</p>
<p>住民課長兼地域包括支援センター事務局長</p>	<p>(堀川 歩 住民課長兼地域包括支援センター事務局長)</p> <p>田島議員の御質問にお答えします。</p> <p>生活保護制度は、国民の生存権を保障している憲法第25条に基づいて、健康で文化的な最低限度の生活を保障するために、経済的に困窮している人に対して国が給付を行う制度であり、自立を助長するもので、一定額以上の収入があった場合は返還しなければならない仕組みになっております。</p> <p>また、物価高騰の影響は、社会全体が受けていることですので、生活保護世帯や生活困窮世帯への特定の支援になりますと、不公平感が生じてしまう恐れもあると考えます。</p> <p>このことから、物価高騰に関して支援をするのであれば、全町民とするなど、生活保護世帯や生活困窮世帯への特定の支援ではなく、全体的な対応が望ましいのではないかと考えております。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>(福島 登 議長)</p> <p>7番、田島毅三夫君。</p>

7 番議員

(田島 毅三夫 議員)

そういう答弁を頂きました。公平感とかなんとかややこしいこと言われましたね。けんどまあ、ほんなことはねえ。例えばですよ、生活保護を受けている方が、去年の8、いや、去年の春やったか、いやごめんなさいちょっと間違えた、それから500円、それから8月、8月に今年の8月に500円、月額は500円がアップされたところ聞いております。こんだけものが物価が2倍、1.5倍、2倍といなってきたるのによ。何もかも上がってきているのによ、1か月500円アップしただけそれどうしますか、これを。だから私は言ってるんです。こういうほうのね、国や何の言うことではこういうことになってしまふから、その分のフォローを町はしてあげましょと、そういう提案をずっとしてきたんです。このまま国に任せちゃったら生活を受ける方は全部なくなりますよ。それがもうこんだけ物が上がってね、電気は、電気をどうやったかな。何もかも上がって、もう本当に今困窮してるんですから。そういう意味からね、やっぱりこういう物価高騰への町支援の考えを何かの形で一遍検討会でもとってくださいませんか。皆ほんで、そういう声を聞いて頂きたい、弱者の方のね。それを自分はよく聞いてますからこうやって言えるんですけども。行政のほうにそういう声が入ってないとすれば、また私は何してから聞いて、またそちらはそちらでまた聞いて皆さんと懇談会でもとってください。話を聞きちゃってください。それで対応しちゃってください。お願いしますがどうでしょう、町長お聞きします。

議長

(福島 登 議長)

再問。堀川 住民課長兼地域包括支援センター事務局長。

(田島議員自席より、議長、時間なんぼ残っていますか。)

(福島 登 議長)

14分です。

(田島議員自席より、ほんならいけるなあ。)

住民課長兼地域包
括支援センター事
務局長

(堀川 歩 住民課長兼地域包括支援センター事務局長)

田島議員の御質問にお答えします。

生活保護の基準算定は低所得者の消費実態などの膨大なデータに基づき、生活保護基準部会などの専門部会で慎重に審議がされ、決定されております。500円の増額につきましても、そうした検討の結果ですので、多い少ないの問題ではないかと思えます。

物価高騰で生活が苦しいのは、生活保護世帯や生活困窮世帯の方だけではなく、納税をしている世帯の中にも、それらの方と同様に、生活の苦しい世帯は少なからずあるのではないかと思えます。

以上のことから、物価高騰に関しましては全体的な対応が望ましいと考えておりますので、生活保護世帯や生活困窮世帯を特定しての支援は、現在のところ考えてはおりません。以上です。

議長

(福島 登 議長)

7番、田島毅三夫君。

7 番議員	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>再々問かな。</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>再々問。</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>再問か。</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>いや、再々問。</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>再々問。実はこれは、まあね、そういう答弁なんですよね。現在よう考えてくださいよ。もうほんまに、これ今生活困っちゃう人にとっては本当にもうこの町にね、この町と言うよりももう生活ができない状態になってるんですからね。そういうことをひっくるめたらほら、私はほんまにね。ちょっと言いたいことがありましたね。</p> <p>先ほどの答弁に、町長、もう500円が、私はほらそれぐらいはもう国はどうやこうやいう、今説明ありましたがね、これは国からそういう支給されたらそれ以上は出せない、ということも一つはことはあると思いますが、けれども一方、あんたたちは、もう今延期されたけども次10万円アップするにしたんでしょね。</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p>

7 番議員	<p>田島さん</p> <p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>議員もそうです。2万円ずつ上げようとしたり、住民さん500円の困窮者は、今言うように、月額500円しか上がらん言うて。こんな差別はどこにありますか。そういうことを考えたらね、やっぱ私たちのそういうアップする分は、今押さえてちよいて、少なくしちよいて、これから、困ってる人に先に応援しちゃんか、そういう考えなんです。</p> <p>そういう考えから一遍、検討、庁議の中で話し合いしてもらいたい。今度の12月の、いや、1月になるか庁議の中でこの話は一遍の皆頭、知恵絞って検討してもらいたい、町長、どうしましょう、お聞かせ願いたい。</p>
議会	<p>(福島 登 議長)</p> <p>再々問です。田岡住民課長。</p>
住民課長	<p>(田岡 伊織 住民課長)</p> <p>田島議員の再問にお答えをいたします。</p> <p>先ほどから担当課長のほうから繰り返し説明しておりますけども、特定の世帯ですね、限定した支援となりますと、懸念事項がございます。</p> <p>まず困窮の実態はですね、所得だけで一時的に判断できるものではなく、医療費とかですね、家庭の教育費の変動であるとか、家族構成の変化、突然の収入の減など、世帯の様々な事情が影響しますので、単純な線引きでですね、支援の単純な線引きだけでは、適切な支援の対象を漏らす、そういう可能性があ</p>

りまして、結果として、公平性を欠くという事態を招く恐れがあると思います。

また特定の世帯だけを支援対象としますと、納税者全体です、ね、負担の受給の関係性にも不公平感が生じます。

財源は税金になりますので、税金を投じてですね、するということになりますと、税制の公平性、という観点からも留意が必要になってくるのではないかと思います。

さらに物価高騰の影響はですね、一時的なものと断定しがたいというところもあります。議員おっしゃられるように、継続的な支援ということになりますと財源の確保というところも大きな課題になってくるのではないかと思います。以上のようなことがございますので、繰り返しになりますけども、仮に町独自の物価高騰対策を講じるといたしましても、支給対象は全町民とするという全体的な対応が望ましいのではないかと考えております。以上でございます。

議長

(福島 登 議長)

7番、田島毅三夫君。次の質問になります。

7番議員

(田島 毅三夫 議員)

あなたの答弁はよく分かります。そういうことです。ただね今度はこういうことをね、行政のほうはどうするかということ、テーブルの上に上げて、皆が知恵を出し合ってやってくださいということなんです。また、今後よろしくお願いします。それから10番目の質問に入ります。

南海トラフの防災復興は高台造成しかない、これはもうね私が言うんじゃありませんよ。

議長

(福島 登 議長)

田島さん、9番、9があります。

7番議員

(田島 毅三夫 議員)

9番があったか、ほんまや。鳥獣の絶滅対策についてとお聞きします。

町農業は担い手不足と有害の被害が農業衰退の元凶となっております。現在ね、遅れば遅れるほど被害は増えて衰退を止められなくなります。今こそ町の最大課題と位置づけて、捕獲報奨金のアップや、狩猟免許の取得や更改費用の支援など、捕獲者の数を増やす手立てを求めたいが、町長お考え聞きたいと思います。前も言うたんですけどね。

議長

(福島 登 議長)

生田産業建設課長。

産業建設課長

(生田 憲一 産業建設課長)

田島議員の御質問にお答えします。

まず、報奨金のアップにつきましては、年度内に開催予定の本町有害鳥獣被害対策協議会で、近隣市町村の状況や猟友会などの意見を踏まえた上で、報奨金アップにつきましては前向きに検討したいと考えております。

(田島議員自席より、拍手する それはうれしい。)

(生田 憲一 産業建設課長)

あと、次に狩猟免許の取得や更改費用の支援について、お答えします。

現在の制度では、新規に免許取得する際の受験費用のうち、予備講習費用は全額、受講手数料など、その他の手数料につきましては、半額補助する制度があります、令和6年度実績として、1名に支給しております。

また、更改費用として、3年に1回、2,900円の更新費用が発生していることは認識しております。この更新費用につきましては、現時点では、有害鳥獣の捕獲報奨金を充てることで対応いただきたいと考えております。以上でございます。

議長

(福島 登 議長)

7番、田島毅三夫君。

7番議員

(田島 毅三夫 議員)

そういう、時間もうどれくらいありますか。

議長

(福島 登 議長)

まだ大丈夫です。はい。11分半です。

7番議員

(田島 毅三夫 議員)

そういう答弁頂きました。それは言われることも分からんことともありませんが、今その報奨金をしたってその報奨金で2万1千円の現金、切り替えときのお金が要るんですよ、補助金のね、

(自席より、……。)

(田島 毅三夫 議員)

えっ、私は今年受けたほうが2万1千円ですよ。2万1千円で更改したよ。いや、首を横に振ったけど、町長、違いますか。

(執行部自席より、取得費用じゃない、受講費用。)

(田島 毅三夫 議員)

ほうやろ。2万1千円。そういう費用はほらなかなか大変なんじゃほら。それを今、有害鳥獣の捕獲費用でもらおうとしたら大変な数せんといかん、そうやってきたら今度は捕獲の檻やらワサやら、購入せんといかん、餌もやらんといかん、見にもいかんといかん、そういうこといっぱいいるわけですよ。そういうことで皆ほういうことをしてまでということですよ。せん人がいっぱいおって、増えないんですよ。狩猟免許者が。だからほんでどんどんどんどん増えていって、そういうことも今後また、今日は時間がなにやきんまたゆっくり一対一で話しましょう、課でね。ほんなら、これは一応これで終わります。それから、

議長

(福島 登 議長)

次、南海東南海トラフ。

7番議員

(田島 毅三夫 議員)

南海トラフの防災に入ります。南海トラフの防災復興は高台造成しかない。これまた高台出ました。もうけんどもねえ、もうこれは何とかやってもらいたい。うん。もうこれは高台造成し

かない。もうほんでこれは今のままではもうほんまに東洋町は潰れてしまう。もう一遍やられた後は、もう再建ができなくなると。そういうことを考えたらね、何度も提案しますが、今回やっと甲浦保育園の高台移転が決まりました。

少しでも多くの住民さんの命、財産を守り、町に残ってもらうためには、高台造成移転しかないんです。なぜ検討の会を立ち上げ準備に入ってくれないのか。お願いしたい。答弁をお願いしたいと思います。

議長

(福島 登 議長)

大坪産業建設課長。

(田島議員自席より、まあ、ええわ、これは今日は、反対討論……。よっしゃ。)

産業建設課長

(大坪 靖幸 産業建設課長)

田島議員のご質問にお答えします。

高台造成、移転に向けた検討会の立ち上げの御質問ですけれども、現在、公共施設の高台移転を優先しまして、甲浦保育園を、次に、室戸消防署東洋出張所の移転を検討をしているところでございます。この高台造成移転については、十分に住民の理解や協力が必要であると認識をしているところです。

日常生活における利便性をとるのか、災害等に対する安全性をとるのか、地域の実情などを踏まえ、そのバランスをとっていく必要があると考えております。

本年度では、甲浦、生見地区での事前復興のまちづくりの策定に取りかかっております。予定になりますけれども、来年の1

月から住民の方と事前復興について複数のたたき台を作成し、現地再建、かさ上げや高台移転などについての効果や、課題など議論を深めていきたいと考えております。以上でございます。

議長

(福島 登 議長)

7番、田島毅三夫君。

7番議員

(田島 毅三夫 議員)

覚えてくれてるか分かりませんが、ちょうど澤山町長時代にね、こういう話あったんですよ。ほんであのときあの人は、小池の変電所ありますね。あれと線路との間の畑、農地ですね、あれへ埋立ててあそこを宅地にしようという、そう学校をあそこに持って来るんやったんか。何か忘れたが、そう言う感じであそこを造成しようというわけやね。結局まあできなかったけれどもほら、そういうこともあります、だから私は何かそういう山の中へ向いて宅地をつくるよりも、そういう民家のあるところまちのあるところのうしろ山あたりにずーっと広げてそれを造成してあげたら、今度そこへ逃げる人も助かる。景観もええ、人とのつながりをそのまま続けていく、もうそういうまちづくりをしていかんと離れてしまおうたらもうよけえ町が寂れてしまおう、そういう考えを持っています。

そういう意味からね、私が言よんのは、まずほんでそういう話合いの場を持ったかと住民さんの声を聞く場をね、これは町は主導しても構わんと思いますよ。名称はいろいろ付けたらいいと思いますよ。ほんで皆さんの声を聞きたいとね、意見でもええ、文句でもいい。嫌がらせはいかな、まあ、そういうことを何でもかまん意見出してくださいと、そういう会をつくり

	<p>ますから集まってくださいという形、一遍声上げてくださいよ。集まるから皆が。その中で皆が話し合いしていったらたらいい。どうでしょうもう一度町長をお願いします。</p>
議長	<p>(福島 登 議長) 大坪産業建設課長。</p>
産業建設課長	<p>(大坪 靖幸 産業建設課長) 田島議員の再問にお答えします。 先ほどの答弁にも、答弁させていただきましたけれども、本年度、甲浦、生見地区の事前復興のまちづくりの策定に取りかかっております。 来年1月からですね、住民の方、20名程度になるかと思えますけども、そういった方からですね、いろいろな御意見もいただきながら、事前復興のまちづくりについて議論を深めていけたらなというふうに思っております。 また、現在、命を守る対策、それと助かった命をつなぐ対策、こういったところにもですね、まだ課題も残しているところでもありますので、引き続きこういったところにも注力していきたいというふうに考えております。以上でございます。</p>
議長	<p>(福島 登 議長) 7番、田島毅三夫君。</p>
7番議員	<p>(田島 毅三夫 議員) 11番目に入ります。構いませんか。</p>

議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>はい。</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>監査委員など住民要求に関する審査委員の人選についてということで1点お聞きしたいと思います。</p> <p>住民さんからの行政監査申請をなぜ元職員にさせるのか。住民さんからね、行政に対する不服審査を申立てがあるわけやきに。その審査委員に元職員さんの幹部のOBの方を入れるということは、こんなことは考えられますか。これはその人が立派な人であったとしても私は、これはやるべきじゃない。やっぱり完全に手を離れた第三者的な人を入れるべきやと。これしなければこれは本当に大変なことになる。そう思っていますが、町長のお考えをお聞きしたいと思います。</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>長崎町長。</p>
町長	<p>(長崎 正仁 町長)</p> <p>田島議員のご質問にお答えをいたします。</p> <p>こういったご質問、過去にも何度か頂いておりますけれども、行政委員の選任につきましてははですね特に、元職員を優先して選んでいるというわけではありません。</p> <p>まずですね、田島議員が、そういう第三者から質問内容でしたけれども田島議員が思うほどですね、行政委員を務めていただくっていうのはなかなかですね、理解が得られない中で何とか引受けていただいた方を、人事案件として毎回議会へと提出</p>

をさせていただいているところであります。引き続き行政委員、委員の目的に見合った方を選んでですね、議会へも、人事案件として提出をさせていただきたいと思います。以上です。

議長

(福島 登 議長)

7番、田島毅三夫君。

7番議員

(田島 毅三夫 議員)

そういう答弁でもらいました。これでは公平公正なね、監査の審査も監査もできないとこう心配しております。

現に令和2年やったですかねあれは、ちょうどあなた議長と、議長と今の監査委員さんがペアを組んでいたときにね、私は監査請求したんですよ。すると50日の期間の間に1回も聴聞も弁明もさせると、来いという通知もなし。いきなり却下の通知が来ます。その一番最後には、この結果はもう二度とこちらに言うてても受け付けませんので、問題文句あれば訴えてくださいとこう書いてあります。こんなことではね、私は問題があれば呼んでから聴聞したらいいんです。これはどういうことになってるんだというような、何で。

議長

(福島 登 議長)

文言一つ一つに気をつけて言ってください。

7番議員

(田島 毅三夫 議員)

なんや、どこがいにか言うてほら。言うてほら。言わんと分からんやないか。やっぱりこういう不手際というか、不公平があったらいかんということよほら。ほんまに住民さんの側に

	<p>立った審査委員やったら監査委員やったら、こちらの言い分も聞くやろし、聴聞もするやろしね、向こうそちらのほうの意見も出してきたらいいんですから、ちゃんと法律に載ってます、出せると。そういうようにしてからほんまに正当でね、公平でね、どちらも納得できるようなそういう審査をしていかなければ、一方的に闇の中でやったようなことを葬るようなことで絶対いけません。そういうことを踏まえて私は言ってるんです。町長どうでしょうか。来年度考えてみませんか。お願いします。</p>
議長	<p>(福島 登 議長) 長崎町長。</p>
町長	<p>(長崎 正仁 町長) ただいま再問のほうで、田島議員から、この質問に至った提案理由を伺ったところであります。あのですね、そういったですね個人的な理由で質問するということはお控えになった方がいいんじゃないかと。もっとですね、町民の利益につながるような質問をお願いいたします。</p>
議長	<p>(福島 登 議長) 7番、田島毅三夫君。</p>
7番議員	<p>(田島 毅三夫 議員) 今、後何分残ってますか。</p>
議長	<p>(福島 登 議長) 7分少し。</p>

7 番議員

(田島 毅三夫 議員)

今町長からそういう答弁ありました。よう考えてくださいね。私も住民なんですよね。立場は議長という場もありますが、要するに同じ皆と住民さん同じ立場で、そして問題があって訴えたときにそれを反故されてから、こちら逆に処分されたり、それに対する審査をしたわけやきに。そういうことは、形は違ってたて住民さんからそういうことが起こったときに、やはりほら住民さん側に立つ言うたらいかんわね。公平公正に判断できるような人を入れておかなければ、いかんということ言ってるんです。だから、町長の考えとは全く違う。ほれを言っておきます。

今から12番に移ります。勤勉手当支給の不当性及び審査及び設置の問題点としてから1点お聞きしたいと思います。

報酬、期末手当が支給されているのに、何故、住民困窮の折りに正当な審査も無く、全職員に4千万円近い町費の支給は必要なのかね。これは普通の会社でもほら、勤勉、ごめんなさい、ボーナスやら給料やらいろいろ手当があると思いますが、勤勉手当というのは聞いたことないのよね。これは特別に今言う行政公務員さんに与えられた特典やと思ってるんですよ。

ほんでそれは、それで構わんと思うが、私の考えは、本当に立派な人、こういう構成で立派な行いをしたほういう職員さんに当別な報酬としてね。お支払いすんのんやったら私は構んのんやけど、全職員に同じように、ほらやっている。そしてまた、いろいろ問題を起こした職員さんでも全部同じように報酬を受けているですから、そういうことでうちは腹立っているんです。

本当に審査をしてから差をつけるというのやったら、私はま

<p>議長</p>	<p>だしも分かるんやけどほら、ほらもうとてもじゃないというよ うな人まで全部入ってる同じように、そういうことで心配して るんです。</p> <p>必要ならなぜ勤務状況のいい職員を選んで報奨金として支給 しないのか、全国に先駆けた改善を求めますがどうでしょう、 町長にお聞きしたいと思います。</p> <p>(福島 登 議長)</p> <p>築地総務課長。</p>
<p>総務課長</p>	<p>(築地 仲音 総務課長)</p> <p>田島議員のご質問にお答えさせていただきます。</p> <p>勤勉手当は、人事評価により、勤務成績に基づいて決定され るものでございます。現に12月勤勉手当の支給につきましても、 本人が自己評価を行い、管理職が一次評価、二次評価を行 っております。その内容に基づいて正当な審査も行い、勤務成 績により成績率を決定し、支給をしておるものでございます。 以上でございます。</p>
<p>議長</p>	<p>(福島 登 議長)</p> <p>7番、田島毅三夫君。</p>
<p>7番議員</p>	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>これで終わろうと思ってたんですけどね。もう時間があるか らちょっと再問させてもらいます。</p>
<p>議長</p>	<p>(福島 登 議長)</p>

7 番議員

再問ですか。

(田島 毅三夫 議員)

再問。よく聞いてくださいね。

これは課長、が、一緒に産建の課長が、総務課長しちよった時にね、名前出したらいかんやろ。課長やったときに私は相談に行きましたね。

その部下が問題起こしてるから、私にうそ言うてやらのやきに注意してくれとほんで、謝罪して貰いたいと言うとあなたが行ってきます言うて、行ってくれましたね。覚えてますか。覚えてますかね。

ほんでそれから10分、15分たって暗い顔して帰ってきました。聞いたら、非は認めるけれども撤回は謝罪はしないと言うてます。とほんでうちは怒ってからね、ほれおかしい言うて。非を認めたのに何で謝罪をせんのか。もう一遍行くてくれ言うたらあなたは動かなかった。もうそれでそのままになったけども、そういうことはいっぱいあるんです、私の体験としても、そういう人にまで全部同じような報奨金と申しますか、勤勉手当はついていきよるんよほら。ほんで私はいかような例も言えよんのか、ただ勝手に言えよるじゃありませんよ。全部証拠があるんやきに言えと言われれば何ぼでも言えますよ、証拠。そういう人も全く関係なしに全部同じようにやって、こういうものではね住民さんは納得いかない。

今、特にこだけ生活厳しい状況の中で、血税から出していくわけやきに。もっと住民さんに大きな顔をして、これを公開できるぐらいのね、そういう公平な公平性がなかったら、これはこんなもんやったらいかん。だからそういうことありますか

らうちはまだ一遍これを解除しといて、ほんま特に優秀な人だけに何ぼかというようなあれを出しちゃってくださいと。そのようにしませんかという質問なんです。もうこれは最後になりますが。どうぞ答弁あったら言ってください。

議長

(福島 登 議長)

伊吹 副町長。

(田島議員自席より、伊吹さんやってくれるか、はい、ありがとうございます。)

副町長

(伊吹 真貴博 副町長)

田島議員のご質問にお答えいたします。

勤勉手当につきましては、年2回支給されております、年2回。支給されております。

成績を評価するのは、1月から6月、7月から12月の1年間で2回、過去にどうやったかっていうのは、評価に当たりませんので、そこはご理解をしていただきたいと思います。以上です。

議長

(福島 登 議長)

よろしいでしょうかこれで。

(田島議員自席より、いやあ、もうほれ以上言えん、答弁が出たら、そのまま分かりましたと言えんやん。もう一回ありますね、再々問ありますね。)

7 番議員

(田島 毅三夫 議員)

先ほど今言ったようにほら大坪さんに名前言うたらいかんか、課長に行ってもらってね、非は認めるが謝罪はしないと云われた事件については、これはもうそのときの年からもめてたんですね。それをなんぼ話をしてもそれは全然取上げてくれんずつに無視されてきたもんで、ほんでそのままなってしまったんですけどね。そういうことを私はほら課長にお願いしたんですよ。だから、そういうことは課長と話をしたとき、課長のほうからそれを厳しくほの指摘して、勤勉手当査定のときに何らかの形で差をつけるべきじゃなかったかという考えも持っています。そういう意味で今質問しようんですけどね。これは答弁要りません。もうこのままでいいですから終わります。

議長

(福島 登 議長)

これで終わりですか。

(田島 毅三夫 議員)

はい、もう、終わり……。

(福島 登 議長)

はい、7 番田島毅三夫君の質問が終わりました。

(質問終了時間：18時11分)

皆さん先ほど資料今から回収します。回収します。回収させていただきます。

(田島議員自席より、もうやっちゃってるのに……。ほんまにもう。)

(福島 登 議長)

まだ、そこに居てください。終わってないです。

以上で本日の議事日程はすべて終了いたしました。これにて本日の会議を閉じます。これで令和7年第4回東洋町議会定例会を閉会します。町民の皆様には、この4年間議会放送をお聞き頂きまして、本当にありがとうございました。これにて議会放送を終了いたします。お疲れでした。ありがとうございました。

(閉会時間：18時13分)

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するために、ここに署名する。

議 長

福島登

署名議員

高島俊彦

署名議員

武山裕一

